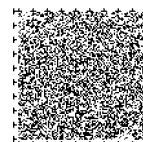


世田谷区 みどりの基本計画

2018 年度 ～ 2027 年度

世田谷みどり 33 をめざして





はじめに

世田谷は、国分寺崖線をはじめ、多摩川や野川などの多くの河川や湧水、農地や屋敷林、社寺林など、長い年月をかけて育まれてきたみどりと共に、90 万人が暮らす住宅都市へと発展してきました。先人から受け継いだみどりに恵まれた住環境は、世田谷の魅力となっており、子どもや若者の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのため、このような世田谷の特徴を知り、守り、活かしながら、環境と共生し、安全で快適な、魅力あふれるみどりの住宅都市・世田谷の実現に向けて、区制 100 周年となる 2032 年に、みどり率 33%の達成をめざす「世田谷みどり 33」を進めています。

2011（平成 23）年度のみどり率は 24.60%でしたが、2016（平成 28）年度には 25.18%と、約 0.6 ポイント上昇しました。農地や民有地などで失われたみどりはありましたが、みどりを大切にし、生長させたことや、新たなみどりを創出したことが、みどり率の増加につながりました。区民や事業者、区など、みどりに関わる様々な主体の取り組みの結果です。

世田谷区は、基本構想に 9 つのビジョンを示し、この中で、住みやすいまち、健康で安心して暮らせるまち、災害に強いまち、環境に配慮したまちの実現をめざすこととしています。そのためには、みどりの量と共に、みどりの持つ環境・防災・レクリエーション・景観などの様々な機能を大切に、増進させるよう、みどりの質を向上させていかなければなりません。

「みどりの基本計画」は、これまでの成果を踏まえつつ、「世田谷みどり 33」の実現を目標に掲げ、先人から受け継いだ豊かなみどりを次の世代に引き継ぎ、より豊かなみどりが将来にわたって実感できる街づくりを、区民、事業者、行政が同じ意識のもとに、知恵を出し合い、力を合わせて、取り組みを加速させ、実践していくものです。

街の中にみどりを確保する考えから、“みどりの中にある世田谷の街”へ、みどりが主体の街づくりを進めていきます。



目 次

第①章 計画の基本事項	1
1. 世田谷区みどりの基本計画とは	1
2. 計画改定の趣旨	2
3. 「世田谷みどり 33」をめざして	3
4. みどりの将来像と目標	5
5. みどりの機能と世田谷のみどり	9
第②章 世田谷のみどりの現況と課題	15
1. 世田谷のみどりの成り立ちとこれまでの取り組み	15
2. みどりの現況	17
3. 区民のみどりに対する意識	27
4. 前計画の進捗状況	28
5. 計画課題の整理	32
第③章 計画の基本方針と将来イメージ	35
1. 計画の基本方針	35
2. 基本方針に基づく将来のイメージ	37
第④章 取り組みの内容	45
1. 取り組みの体系	45
2. 取り組み内容	47
基本方針-1. 水循環を支えるみどりを保全する	47
基本方針-2. 核となる魅力あるみどりを創出する	60
基本方針-3. 街なかに多様なみどりをつくり、つなげる	71
基本方針-4. みどりと関わる活動を増やし、協働する	86
基本方針-5. みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える	91



第⑤章 エリア別の取り組み	98
1. 世田谷地域	99
2. 北沢地域	101
3. 玉川地域	103
4. 砧地域	105
5. 烏山地域	107
6. 基本方針とみどりの街づくりの取り組みの関係	109
第⑥章 実現に向けて	111
1. 取り組みの推進体制と主体の役割	111
2. 財源の確保	114
3. 計画の進行管理	115
● 資料編	116
1. 改定の経緯	117
2. 区民のみどりに対する意識	135
3. ヒアリングにご協力いただいた団体・事業者	139
4. みどり施策のあゆみ	141
5. 用語解説	145

- 文中や図表に付けた「注」は、当該ページに説明文を記載しています。
- 文中で、「※」を付けた用語については、資料編の用語解説に説明文を記載しています。

第1章 計画の基本事項

1. 世田谷区みどりの基本計画とは

(1) 世田谷区みどりの基本計画の役割と効果

① みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法※に基づき、世田谷らしいみどり豊かな住環境を守り、創り出すために、将来像、目標などを定め、区民・事業者・区が協働してみどりの保全や創出を推進する取り組みの全体像を示した計画です。

みどりの保全や創出は、区の土地・建物のみどりだけでなく、区民や事業者のみなさんの土地・建物のみどりを含めて、計画的に進める必要があります。

計画では、樹木・樹林地の保全や水環境の維持・回復、農地の保全・活用、公園緑地の整備、街路樹の整備、公共施設や民有地の緑化推進、区民や活動団体、事業者が実施するみどりに関する活動の推進など、様々な取り組みを対象としています。

② みどりの基本計画策定の効果

「みどりの基本計画」の策定により、みどりの将来像の実現に向けて、様々な主体と連携して、効率的・重点的に事業を推進することができます。

(2) 計画における「みどり」

本計画で対象とする「みどり」は、樹木、樹林地、草地、水辺地、動物生息地、農地その他これらに類するもの及び地下水又は湧水とが一体となって構成された環境と、人との関わりによる文化や歴史的なみどりの要素を含めて捉えています。

■ 計画における「みどり」



2. 計画改定の趣旨

(1) 計画改定の目的

世田谷区は、2008（平成 20）年 3 月に、2032 年に「世田谷みどり 33」として、みどり率※33%を達成することをめざし、「世田谷区みどりとみずの基本計画（2008（平成 20）年度から 2017（平成 29）年度）」（以下「前計画」）を策定しました。

今回の改定は、前計画の計画期間の終了を受けて、引き続き、みどり率 33%の達成をめざし、各種計画との整合を図るとともに、より一層みどりの取り組みを総合的かつ計画的に進めていくため、「世田谷みどり 33」の実現に向けた取り組みの方向を明らかにすることを目的とします。

世田谷区みどりの基本条例※においては、「みどり」の定義に「みず」を含めています。前計画の名称は「みず」を強調して、「みどりとみずの基本計画」としていましたが、本計画では、条例の定義に合わせて、「みどり」を「みず」を含む様々な要素が一体となって構成された環境を総合的に扱うものとして、名称を「みどりの基本計画」とします。

(2) 計画期間

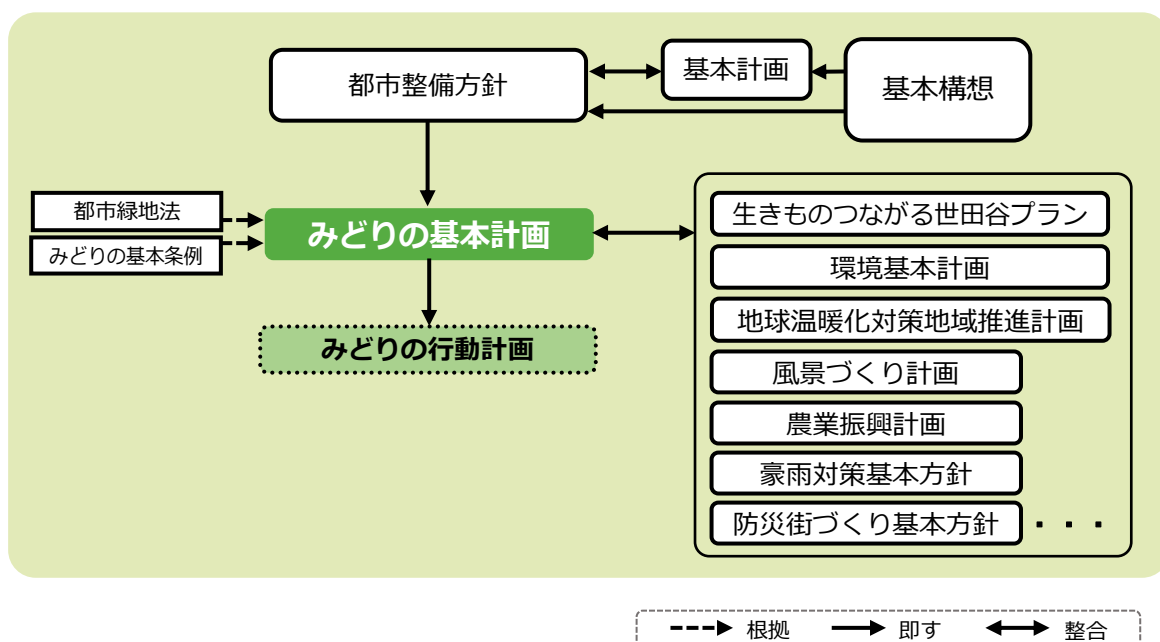
計画の期間は、2018 年度から 2027 年度までの 10 年間とします。

(3) 世田谷区みどりの基本計画の位置付け

本計画は、都市緑地法に定める「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、世田谷区みどりの基本条例に基づく「みどりの保全及び創出に関する基本計画」です。また本計画は、世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針に即し、環境基本計画や生きものつながる世田谷プランなどの関連する様々な計画と整合を図ります。

世田谷区みどりの基本計画を推進するため、世田谷区みどりの行動計画を策定し、区の実施計画に反映します。

■ 計画の位置付け



3. 「世田谷みどり 33」をめざして

(1) 「世田谷みどり 33」の意義

世田谷区は、区制 100 周年となる 2032 年に、みどり率 33%、つまり区全域面積の 1 / 3 に相当するみどり面を確保することにより、安全、快適で魅力に富み、環境と共生する世田谷を形成することをめざしています。これは、国が定めた緑の政策大綱[※]（平成 6 年）において、豊かさと潤いを実感できる生活を実現するために「市街地における持続性のある緑地の割合を 3 割以上確保する」ことが目標とされていることなどを踏まえ設定したものです。「世田谷区基本計画」においても、「世田谷みどり 33」をめざすこととしています。

現状からみどり率 33%を達成するには、砧公園 12 個分に相当する面積のみどりを、今あるみどりを守りながら、新たに創出する必要があります。都心に近い住宅都市世田谷で、みどり率を上昇させていくことは容易ではありません。しかし、みどり率 33%が実現した姿は、昭和 50 年頃の世田谷や、現在みどり率が 33%以上の砧地域でイメージすることができ、その姿をめざして、区だけでなく、区民・事業者も含めて、すべての主体が結束し、その力を結集していくことで、達成することができます。

また、みどりの量の確保とともに、みどりの持つ多様な機能が十分に発揮できるよう、みどりの質の向上に努め、安全で快適な生活環境や生きものの生息に配慮した環境を確保することが大切です。

「世田谷みどり 33」は、世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てていく運動であり、みどりが持つ様々な機能が発揮されることで、みどりの豊かさを実感し、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざす長期目標です。

●みどり率について

この計画では、みどりの量をあらわすために、「みどり率」という指標を用いています。

みどり率は、東京都が策定した「緑の東京計画」を推進していく指標として設定されたもので、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園（植物の緑で被われていない部分を含む）、街路樹などの樹木、河川・水路などの水面を合わせたみどり面の面積が地域面積に占める割合を示したものです。

■みどり率

$$\frac{\text{みどり面}}{\text{地域面積}} \times 100$$

みどり面						
樹林地	草地	農地	宅地内の緑	公園	樹木	水面

(2) 改定の視点

上位計画である世田谷区基本構想・基本計画では、区民や事業者と協働して、農地、屋敷林といった武蔵野の風景をはじめとしたみどりを保全・創出し、その質と量の向上を図るとしています。

今回の計画の改定にあたっては、上位計画などに即し、関連する計画と整合を図るとともに、「世田谷みどり 33」の意義を今一度確認し、その実現をめざした取り組みをより一層進めていくために、以下の3点を視点として設定します。

みどり率 33% の達成のために

2016（平成 28）年度のみどりの資源調査では、みどり率は 25.18%であり、引き続きみどりを確保していく必要があります。このため、前計画を基に進めてきた施策を検証し、みどり率 33%を達成するための取り組みを強化するという視点で計画を改定します。

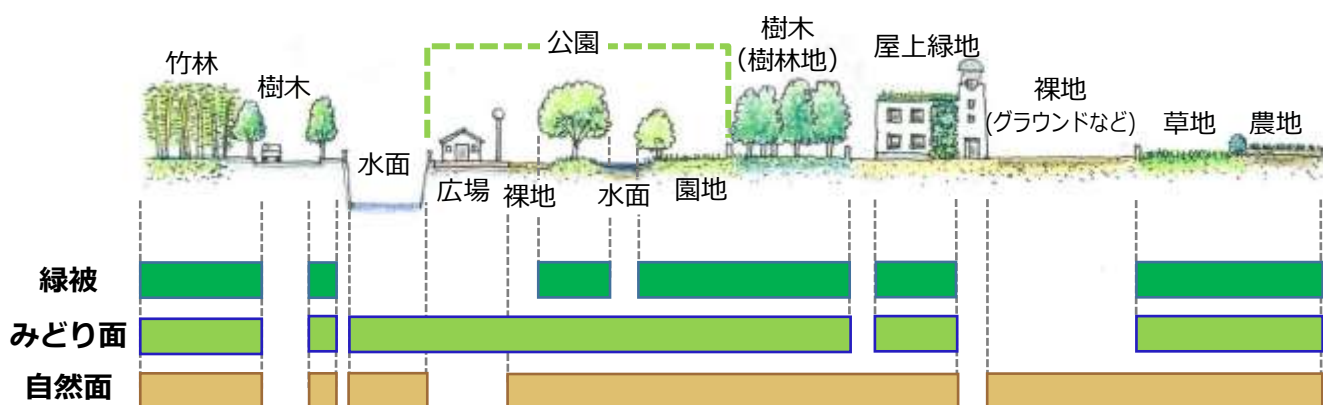
みどりの質の 向上に向けて

安全で快適な暮らしの実現や、生物多様性※の確保などを支えるみどりを確保するために、みどりの持つ多様な機能が十分に発揮できるよう、みどりの質をさらに向上をするという視点で計画を改定します。

区民との協働 を推進する ために

みどりを保全・創出し、次世代へ残していくために、区民・活動団体、事業者などの多様な主体や多世代の人々の英知を結集し、連携して取り組んでいく環境をつくるという視点で計画を改定します。

■緑被・みどり面・自然面^(注)のとりえ方



注：自然面・・・建築物などの人工物に被われていない土地

4. みどりの将来像と目標

(1) みどりの将来像

改定の視点を踏まえ、世田谷のみどりづくりは、「世田谷みどり 33」を長期目標として、みどりの量の確保、みどりの質の向上、区民との協働の側面から、総合的に進めていくものとします。そして、「世田谷みどり 33」の取り組みにより実現した姿である、みどりの将来像を次のように設定します。

■「世田谷みどり 33」によるみどりの将来像

みどりの量を十分に確保する

国分寺崖線※、農地や社寺林、屋敷林、住宅のみどりなど、世田谷らしいみどりを大切に守り育てながら、新たなみどりの積極的な創出を図り、安全で快適な住環境を支える十分なみどりを確保します。

みどりの質の向上を図る

みどりが持つ機能（環境の改善、水環境の保全、生きものの生息・生育環境、防災・減災、レクリエーション・あそびの場、健康増進、教育、風景づくり、文化の醸成、コミュニティ形成）に配慮したみどりの質の向上を図ります。

世田谷みどり 33

世田谷の良好なみどりを皆で守り、育てていく運動であり、みどりが持つ様々な機能が発揮されることで、みどりの豊かさを実感し、みどりのある暮らしを楽しむことができる街をめざす長期目標です。

みどりの量の確保、みどりの質の向上、協働の推進により、区制100周年となる2032年にみどり率33%の達成をめざします。

みんながみどりと関わり、取り組む

みどりの量の確保と質の向上を支えるため、誰もがみどりは大切であるという認識を持つことができるよう、意識啓発をはじめ、みどりと関わる機会・場づくり、さらに、多様な主体との協働を推進します。

■将来の世田谷のイメージ

〈みどりの連続性が高い地域〉





みどりの将来像

『多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷』

将来の世田谷の姿は、区の1/3に相当するみどりが、目的に応じて様々な機能を発揮して、安全で快適な都市の環境を守り、世田谷の街の魅力を高める社会基盤（グリーンインフラ※）として、しっかりと息づいています。

これらのみどりは、区民・活動団体、事業者、区などが連携・協働しながら、愛着や誇りを持ち支えています。また、多様なみどりの恵みやみどりとともにある暮らしを、様々なライフスタイルや価値観を持った多様な世代の人々が楽しんでいます。

このように、人々はみどりとより身近に関わりながら、みどりの豊かさを実感して喜び、笑顔があふれる世田谷の街が実現しています。

〈住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域〉

〈市街化が進み比較的みどりが少ない地域〉



(2) 計画の目標

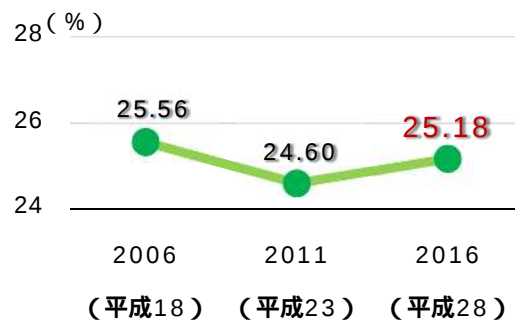
本計画では、みどりの豊かさを実感するための2つの具体的な目標を次のように設定します。

みどりの面積の割合 みどり率

みどりの量の豊かさを測る指標である「みどり率」は、世田谷区制100周年である2032年に、世田谷らしい多様なみどりを確保し33%の達成をめざすため、この計画の計画期間である2027年においては29%の達成をめざします。

みどり率

■ みどり率の推移



注：みどり率は、みどりの資源調査（2016（平成28）年度）によると25.18%で、2011（平成23）年度調査から約0.6ポイント増加しました。

みどりに関する区民満足度

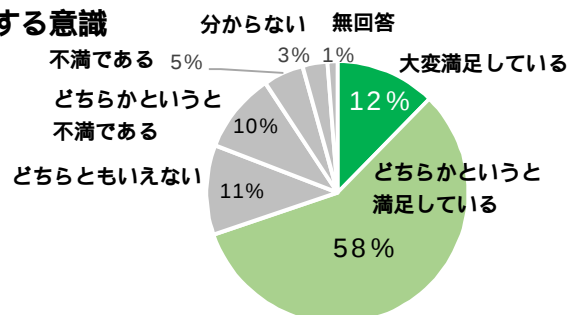
みどりの量と質の豊かさに対する区民の実感を推定する指標として「みどりに関する区民満足度」を設定し、2027年においては「大変満足している」の割合25%の達成をめざします。

現状では、「大変満足している」「どちらかという満足している」の合計は70%ですが、「大変満足している」に限ると、12%と決して高くありません。

みどりに対する意識を高め、みどりと関わる場や機会を増やすことで、自分たちの手でみどりを守り育てているという、みどりとのかかわり主体的な関係が生まれます。そのことにより、区民がみどりの豊かさを実感し、「大変満足」という積極的な評価につながります。

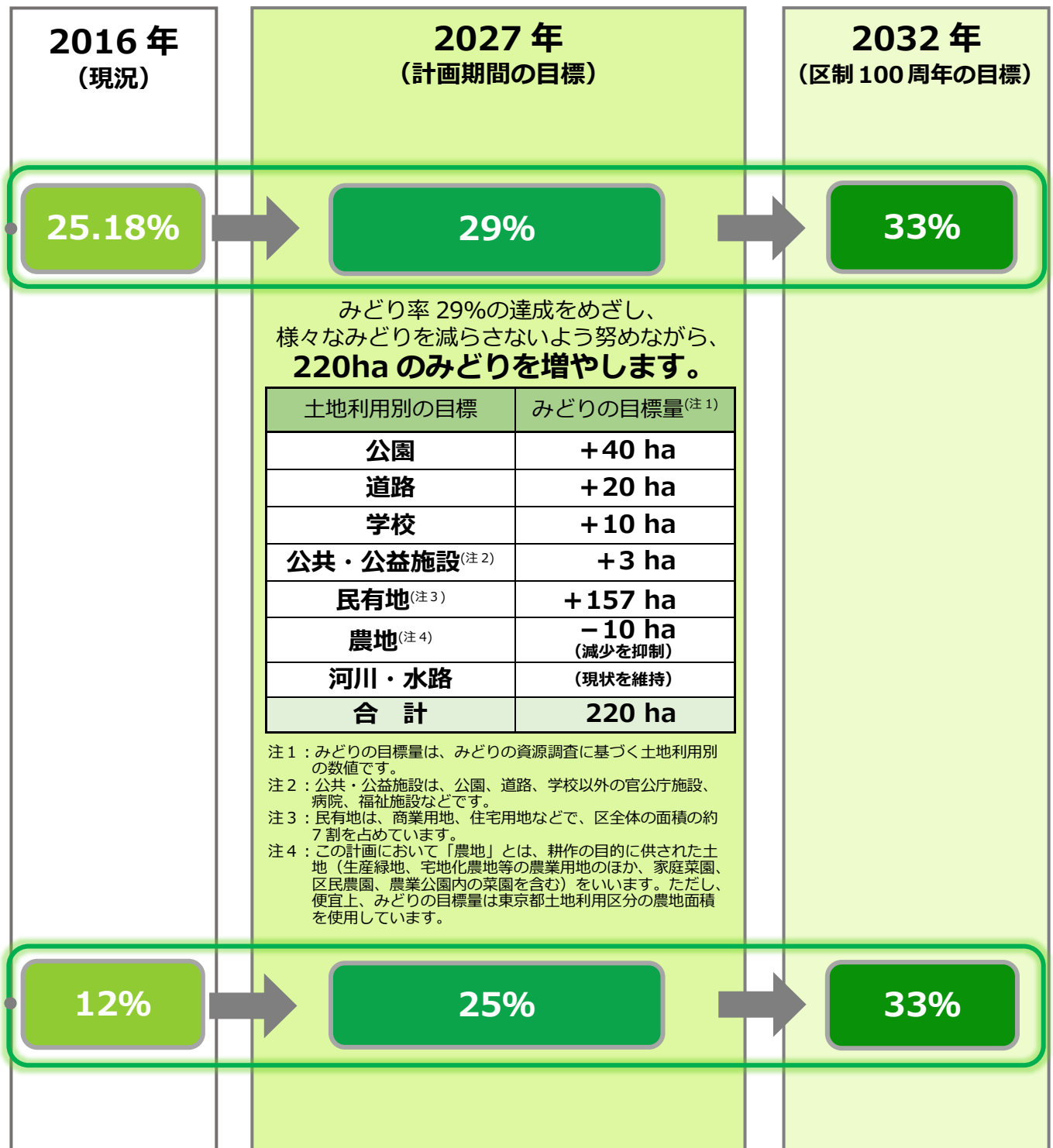
「大変満足している」の割合

■ みどりに対する意識



注：みどりに「大変満足している」（12%）「どちらかという満足している」（58%）（区政モニターアンケート（2016（平成28）.9））

区制 100 周年にあたる 2032 年における目標を達成するために、2027 年までの 10 年間の計画期間において、前期で取り組みの足固めをしっかりと整え、中期で前期に策定した制度などを定着させ、後期で発展・充実を図るものとします。



5. みどりの機能と世田谷のみどり

(1) みどりの質

みどりの質とは、みどりがどのような内容・性質なのかを捉える視点です。みどりには、様々な機能があります。みどりの質は、目的に応じたみどりのあり方を考慮して、みどりを保全、創出することで向上します。

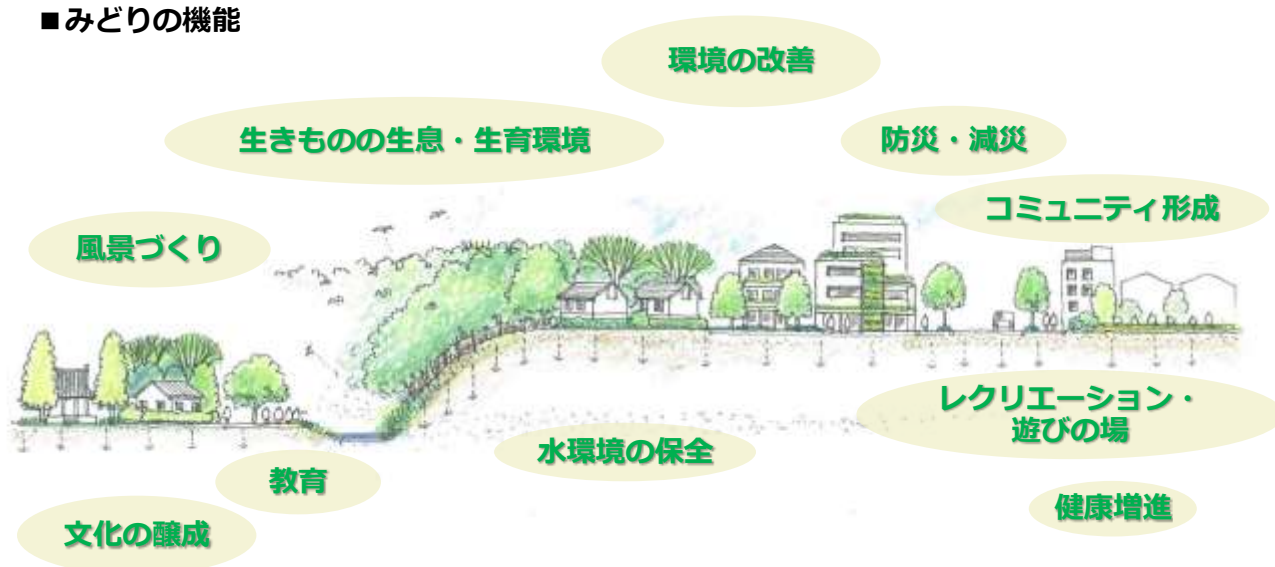
たとえば、多様な生きものが生息する環境は、同じ樹種の樹林よりも、多くの樹種や高さ、階層性※に富んだ環境や水辺などがある空間の方がよりふさわしいといえます。また、世田谷らしい風景をつくるみどりを大切にし、みどりの役割に応じて適切に管理することは、地域の記憶や暮らしを守ることにつながります。

このように、みどりの質を高めることで、みどりの持つ機能はより効果的に発揮され、多様なみどりの恵みを受ける私たちの生活もより豊かになります。

(2) みどりの機能

みどりの多様な機能について、以下の図のように整理しました。これらの機能は、樹木などの植物自体が持つ機能だけでなく、人と人の関係をつくる役割を含めて多面的かつ複合的で、私たち人間や生きものの生存や暮らしを支えるとともに、安全で快適な都市の環境を守り、世田谷の街の魅力を高める、街づくりに欠かせない重要な社会基盤（グリーンインフラ）となっています。

■みどりの機能



①環境の改善

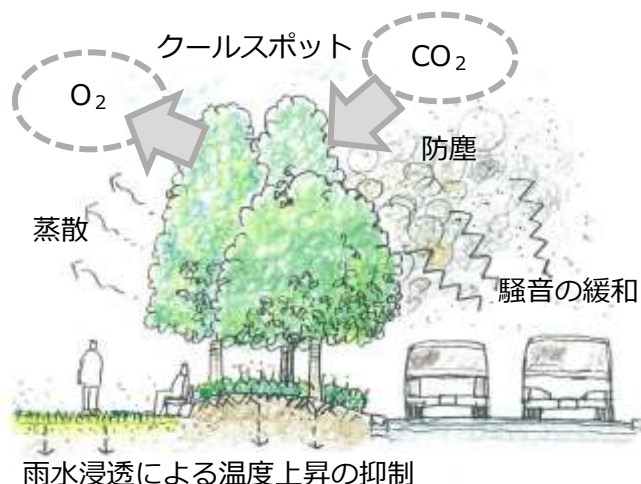
世田谷を含めて都市部においては、全般的にヒートアイランド現象※が深刻な問題となっています。ヒートアイランド現象が発生する主な要因としては、人工排熱、コンクリートやアスファルトなどの地表面の人工化、都市形態の高密度化があります。特に、地表面の人工化については、みどりの量の減少と大きく関わっています。

樹木には、蒸散作用があり、空気の低温化に効果があります。木陰をつくるまとまった緑地はクールスポット※となるほか、街路樹などが連続したみどりの空間や河川などは、風の道となり、熱環境を緩和します。

また、樹木などは温室効果ガスの一つである二酸化炭素(CO₂)を吸収し、蓄積・固定して、酸素や水蒸気を放出し、大気の浄化や気温、湿度の調節などに役立ちます。

このほか、防風や防塵、騒音の緩和など、私たちの生活環境を守る重要な機能を持っています。

■環境を改善する機能

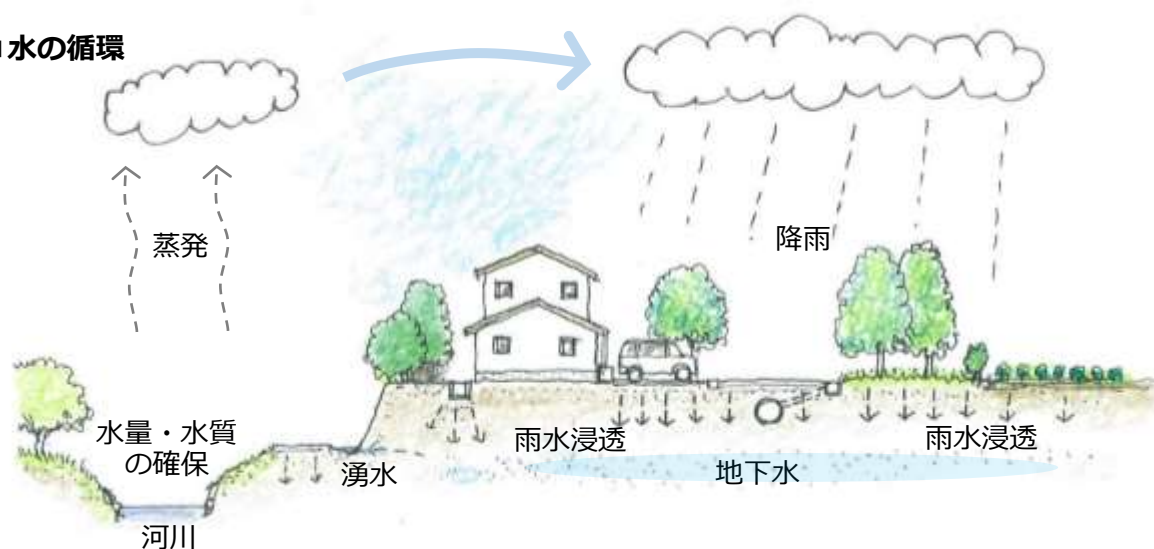


②水環境の保全

地上の水は、太陽の熱エネルギーによって蒸発し、上空で雲となって雨や雪として地上に降ってきます。この一連の流れを水循環※といいます。水の循環によってすべての生命が支えられています。

樹木・樹林などのみどりは、雨水を地下に浸透させ、貯留することで、地下水や、比較的浅い地層中に存在する地下水である宙水※を涵養します。さらに、動植物の生存基盤となる土壌を形成し、河川の水量・水質を安定的に確保し、都市型水害の防止に資するなど、健全な水の循環を含めた水環境の保全に役立っています。

■水の循環



③生きものの生息・生育環境

私たちの暮らしは、生物多様性が確保されることで、安全な水や食料の供給をはじめとする様々な恩恵を受けています。その意味で、生物多様性の恵みによって、私たち人類が生存することができるといえます。

みどりは動物などの生きものの生息・生育環境となっており、生物多様性確保の上で重要な役割を担っています。

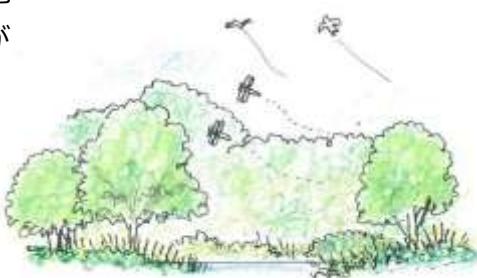
多様な生きものの生息に配慮した環境を確保するとともに、公園や緑地、河川、街路樹、学校や住宅地のみどりがつながることで、生きものの移動経路が生まれ、豊かな環境が形成されます。



多様な生きものの生息・生育地となるみどり(次大夫堀公園)

■生きものの生息・生育環境

水辺や多様な樹種、草花があり、生きものの生息・生育環境となっているみどり



④防災・減災

昨今では、災害を食い止める防災とともに、災害時に発生する被害を最小限度にとどめる減災という考え方も重視されており、防災・減災機能を持つみどりは重要な役割を担っています。

例えば、公園は植栽地やオープンスペースがあることで火災時の延焼遅延に役立ち、緑道や街路樹のある道路は避難路となります。阪神・淡路大震災時には、公園の樹木が焼け止まりとなった例や、倒壊した家屋を街路樹が支え、避難空間を確保した例もありました。さらに、公園、緑道などは災害時の避難場所、支援拠点となります。公園などは、区内の約 160 か所^(注) (2016 (平成 28) 年 8 月現在) が避難の際の一時集合所に指定されているほか、災害時に役立つ防災施設も整備されており、安全で災害に強い街づくりに役立っています。

また、樹木・樹林地などのみどりは、雨水の貯留・浸透機能があることで、近年、多発している局所的な豪雨による浸水や洪水、土砂崩れなどの災害を緩和する機能もあります。

注：世田谷区地域防災計画（平成 29 年修正）資料編

■防災・減災機能



⑤レクリエーション・遊びの場

みどりの空間は、散策やスポーツなどのレクリエーションの場として利用されるとともに、子どもの生きる力を育む外遊びの拠点となります。そのため、子どもたちが身近な場所でいきいきと外遊びができる環境を拡充することが重要です。

区内では、子どもたちの遊び場として先駆的な取り組みであるプレーパーク※を含め、公園緑地などのみどりの空間がその役割を果たしています。



多くの人々のレクリエーションの場
となっている兵庫島公園



子どもたちの外遊びの拠点となる
プレーパーク

⑥健康増進

みどりはストレスや疲れをいやし、心身をリフレッシュする効果があります。その一つに、樹木や草花から放出されるフィトンチッド※という物質によるものがあるといわれています。このようなみどりの効果を活かした森林浴は健康を増進させるものとして注目されているほか、みどりを活かした園芸療法も実践されています。

区内では、世田谷公園、羽根木公園、砧公園、祖師谷公園、蘆花恒春園、等々力溪谷公園をはじめとする比較的規模の大きな公園緑地のほか、緑道などのみどりが連続した空間は、散策やウォーキングなどに利用されています。



等々力溪谷公園

⑦教育

樹林地や水辺などは、自然を体験できる場として、学校教育や地域学習において、みどりの機能や役割、大切さを理解し、学びを実践する場となります。

区内では、多摩川において水辺の楽校※が実施されているほか、桜丘すみれば自然庭園、成城三丁目緑地などは環境教育の場や体験の場として活用されています。



次大夫堀公園における稲刈り体験

⑧風景づくり

国分寺崖線や多摩川、野川、社寺のみどりや屋敷林、農地などは、世田谷の風景には欠かせないみどりです。同時に、みどりは季節の移ろいとともに姿を変え、彩りのある魅力的な風景をつくります。このような風景から、私たちは安らぎ感じ、わが街としての誇りや愛着を感じています。それは、地域で大切にしたい風景として選定された「地域風景資産[※]」の多くに、みどりが関連していることからわかります。

また、多くの人に親しまれているみどりの風景は、地域のシンボルとなるとともに、花やみどりは、街並みを美しくし、潤いを与え、街の印象を向上させます。

このように、良好な風景をつくるみどりの資源を大切にして、守り、育て、つくることが大切です。

■みどりに関連した地域風景資産の例



代沢せせらぎ公園と北沢川緑道



慶元寺三重塔の見える風景



長島大榎公園界隈の緑



成城三丁目緑地



三宿の森緑地



みどりと静けさの
北鳥山九丁目屋敷林

⑨文化の醸成

みどりは、季節とともに移り変わります。四季折々の美しいみどりは人々を魅了し、優れた芸術や文化を育んできました。伝統行事や祭礼も、みど리の中にある暮らしとともにありました。

また、地域の暮らしの歴史を伝える場としての役割や、庭園などのみどりも、歴史に培われた文化を伝えています。



地域の暮らしの歴史を伝える
岡本民家園と周辺のみどり



日本の空間文化を伝えるために
整備した庭園・帰真園

⑩コミュニティ形成

街づくりは、それぞれの主体が取り組むことだけでなく、人と人がつながり、協力しあう関係をつくることが重要です。みどりを守り育む多様な活動は、人と人の関係をつくります。また、このような人と人の関係は、街の防犯にも役立ちます。

区内では、花壇づくりや公園の管理活動、樹林地の保全活動、農業体験、落ち葉ひろいリレーなどが各地で行われており、いずれにおいても、みどりを介して人と人のつながりが生まれ、コミュニティが育まれています。



みどりの活動を通じた人々のつながり

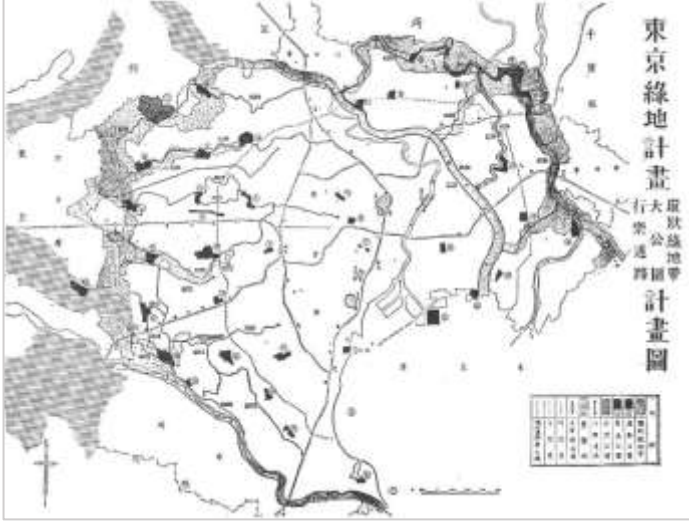
第2章

世田谷のみどりの現況と課題

1. 世田谷のみどりの成り立ちとこれまでの取り組み

世田谷のみどりの変遷やみどりを守りつくる取り組みの経緯を概観します。

年	概要
明治中期まで	- 世田谷の区域は、畑作を主とした純農村で、江戸市中に生鮮食品を供給していました。 - 世田谷の土地は、関東ローム層の覆われた土地で、保水性に乏しく、水利に恵まれていません。比較的開墾しやすい低地部分の多摩川寄りでも、多摩川が毎年のように氾濫していました。 - 灌漑用水路として次大夫堀（六郷用水）、飲用水・生活用水として玉川上水、北沢用水、烏山用水、品川用水、三田用水などが引かれました。 - 畑や屋敷林が広がる風景は、世田谷の原風景であるといえます。
1888(明治 21)年	■ 東京市区改正条例公布 この制度に基づく事業の進展を背景として、駒場野周辺には軍用地が移転してきました。
1889(明治 22)年	市制町村制により、東京府荏原郡に世田谷村、松沢村、駒沢村、玉川村が成立し、後に千歳村、砧村が東京府に編入されました。
1912～1913 (大正 1～2)年	■ 新町住宅開発 原野を切り開いた、当時としては高い水準の分譲住宅地で、街路には多くの桜が植栽され、桜新町の由来となりました。 - 大正から昭和にかけて、国分寺崖線には岡本から上野毛にかけて政治家や実業家などの別荘や邸宅がつくられました。
1923(大正 12)年	■ 関東大震災 世田谷において火災の発生はなく、被害は少なかったものの、これを機に、下町の寺院が移転した烏山寺町、牛込から移転してきた学校と分譲住宅地で形成された成城町、下谷から移転してきた商店からなる太子堂の下谷商店街など、特徴のある街がつけられていきました。
1924(大正 13)年	■ 玉川全円耕地整理事業 現在の玉川地域を対象としたもので、事業完了まで 30 年を要しました。 - 大正から昭和初期にかけて、都市計画法による土地区画整理事業が多く着手され、公園も整備されています。 - また、電鉄会社によるものをはじめとする計画的な宅地開発が本格化していきます。
1932(昭和 7)年	■ 世田谷区誕生 東京市の区域拡張に伴い、世田谷町、駒沢町、玉川村、松沢村が統合され、「世田谷区」が成立しました。 1936 年には、北多摩郡千歳村、砧村が編入され、現在の世田谷区の区域となりました。
1933(昭和 8)年	■ 多摩川風致地区※指定 武蔵野の豊かな風景を守り、かつ理想の住宅地をめざして、喜多見から大田区を含む範囲が指定されました。風致地区は、みどりを中心とした風致を守るだけでなく、レクリエーションなど、みどりの活用も意図されていました。

年	概要
1939(昭和 14)年	■ 東京緑地計画決定  都市の無秩序な市街化を抑制するため、東京の外周に沿って環状の緑地帯を設置する「東京緑地計画」が決定され、世田谷は環状緑地帯の一面に組み込まれました。この環状緑地帯の中に、砧緑地（大緑地）や駒沢緑地（中緑地）などが決定されました。
1948(昭和 23)年	■ 緑地地域指定 緑地地域※は、緑地や農地の保全を目的とし、東京緑地計画の思想を引き継ぎ、区内には広大な地域が指定されました。しかし、建ぺい率 10%以下という建築制限をかけるものであったため、急速な市街化に対応できず、縮小されながら、1969（昭和 44）年に廃止されました。
1964(昭和 39)年	■ 東京オリンピック開催 駒沢オリンピック公園や馬事公苑が会場となり、その関連事業として、国道 246 号や環状 7 号線、世田谷通りが整備されました。 ・昭和 30 年代から 40 年代にかけて、大規模な住宅団地が相次いで建設され、人口が急増しました。
1971(昭和 46)年	■ みどりの保存に関する条例施行 民間のみどりの保存に関する 23 区で初めての条例でした。
1973(昭和 48)年	■ 緑の現況調査開始
1975(昭和 50)年	■ 区長の公選制が復活 区独自の街づくりが始まりました。
1977(昭和 52)年	■ 自然的環境の保護及び回復に関する条例施行 「みどり」を樹木や草地だけでなく、水辺地、動植物生息地や地下水などが一体となった環境として保全・創出していくこととしました。
1984(昭和 59)年	■ 自然環境保護計画策定 区の自然環境のあるべき姿とその施策について体系的に打ち出した計画です。
1999(平成 11)年	■ みどりの基本計画策定
2005(平成 17)年	■ みどりの基本条例施行 ■ 国分寺崖線保全整備条例※施行
2008(平成 20)年	■ みどりとみずの基本計画策定 「世田谷みどり 33」を目標とする施策が始まりました。
2010(平成 22)年	■ 緑化地域※制度導入
2017(平成 29)年	■ 生きものつながる世田谷プラン策定

2. みどりの現況

(1) 世田谷の概況

①位置

世田谷は、東京 23 区中の西南部に位置し、都心（東京駅）まで約 9 ～18km、副都心（新宿・渋谷）まで約 1 ～10km の距離にあります。

東は目黒区・渋谷区、北は杉並区・三鷹市、西は狛江市・調布市、南は大田区とそれぞれ接し、さらに多摩川をはさんで神奈川県川崎市と向かい合っています。

■世田谷区の位置と広域のみどり



出典：1/25000 植生調査「東京」「千葉」「埼玉」「神奈川」「山梨」（環境省自然環境局生物多様性センター）をもとに作成

②面積

本区の区域の形は、東西約 9 km・南北約 8 km のほぼ平行四辺形をしており、面積は約 58.05 km²です。東京 23 区の総面積の約 1 割を占め大田区に次ぐ広さです。

③人口

総人口は 896,057 人、総世帯数は 470,579 世帯（2017（平成 29）.4.1 現在）で、東京 23 区の中では人口、世帯数ともに 1 番多くなっています。

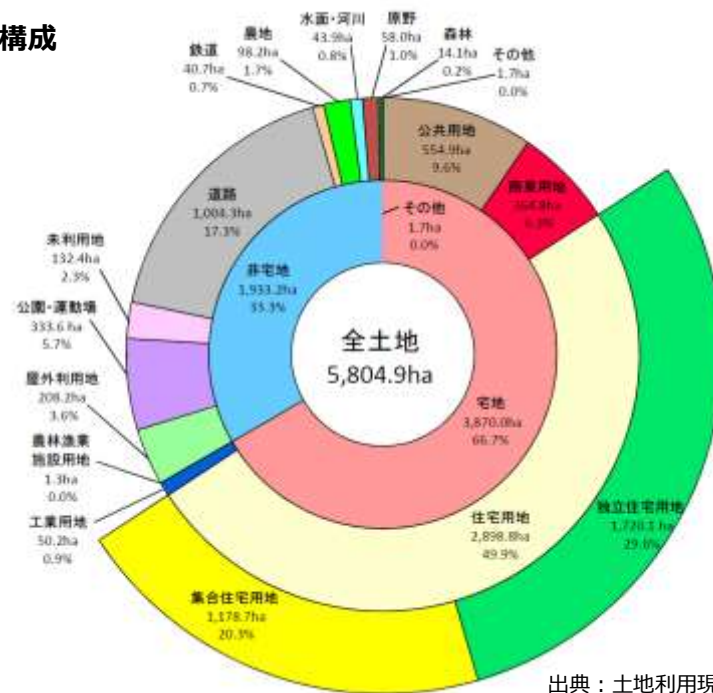
人口は、当面は増加することが見込まれますが、今後は特に高齢化が進むことが予想されます。

④土地利用

建物の敷地として利用されている「宅地」が区全体面積の 66.7%、「非宅地」が 33.3% を占めています。宅地の利用用途としては住居系が最も多く、宅地の 74.9%、区全体面積の 49.9%を占めています。

非宅地では、公園系が 5.7%、緑地系、河川系などの自然を残している土地の面積は、合計しても 2.0%と少ない状況です（土地利用現況調査（2016（平成 28）年度）。

■土地利用構成



出典：土地利用現況調査（2016（平成28）年度）

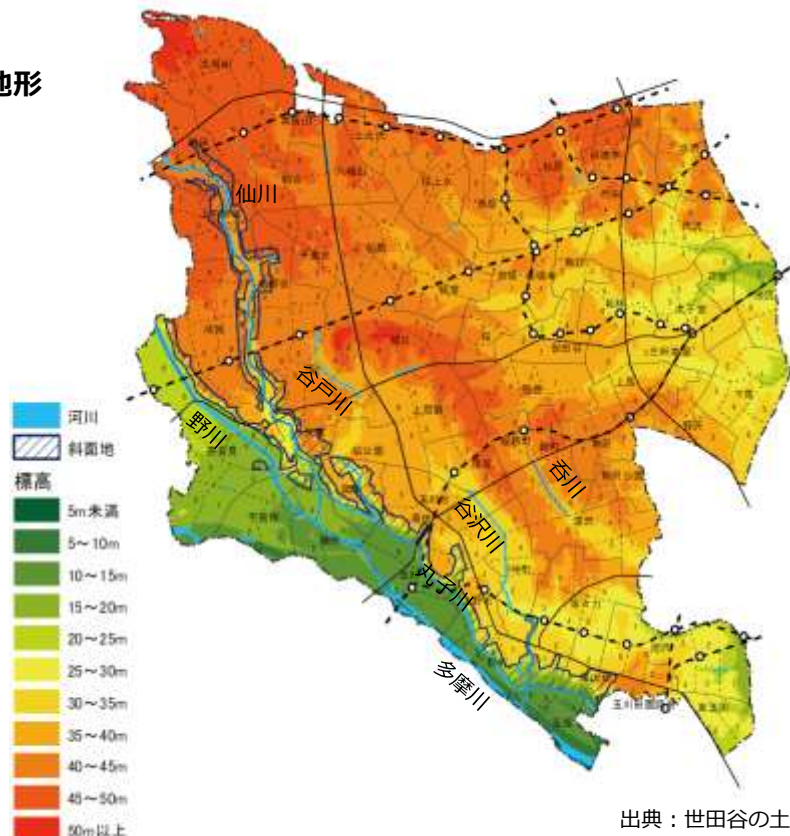
⑤地形

南西部は、多摩川・野川に沿って、成城から大蔵・瀬田・野毛に至る高さ10～20mの急な崖（国分寺崖線）があり、この崖を境に北東側は台地（洪積層）、南西側は低地（沖積層）となっています。

武蔵野台地の一部である台地部は、標高30～50mで、多くの河川によって樹枝状に浸食され、丘や谷の起伏ができています。

低地部は標高10～25mで、台地部と約20mの高度差のある平坦地となっています。

■世田谷の地形



出典：世田谷の土地利用 2011

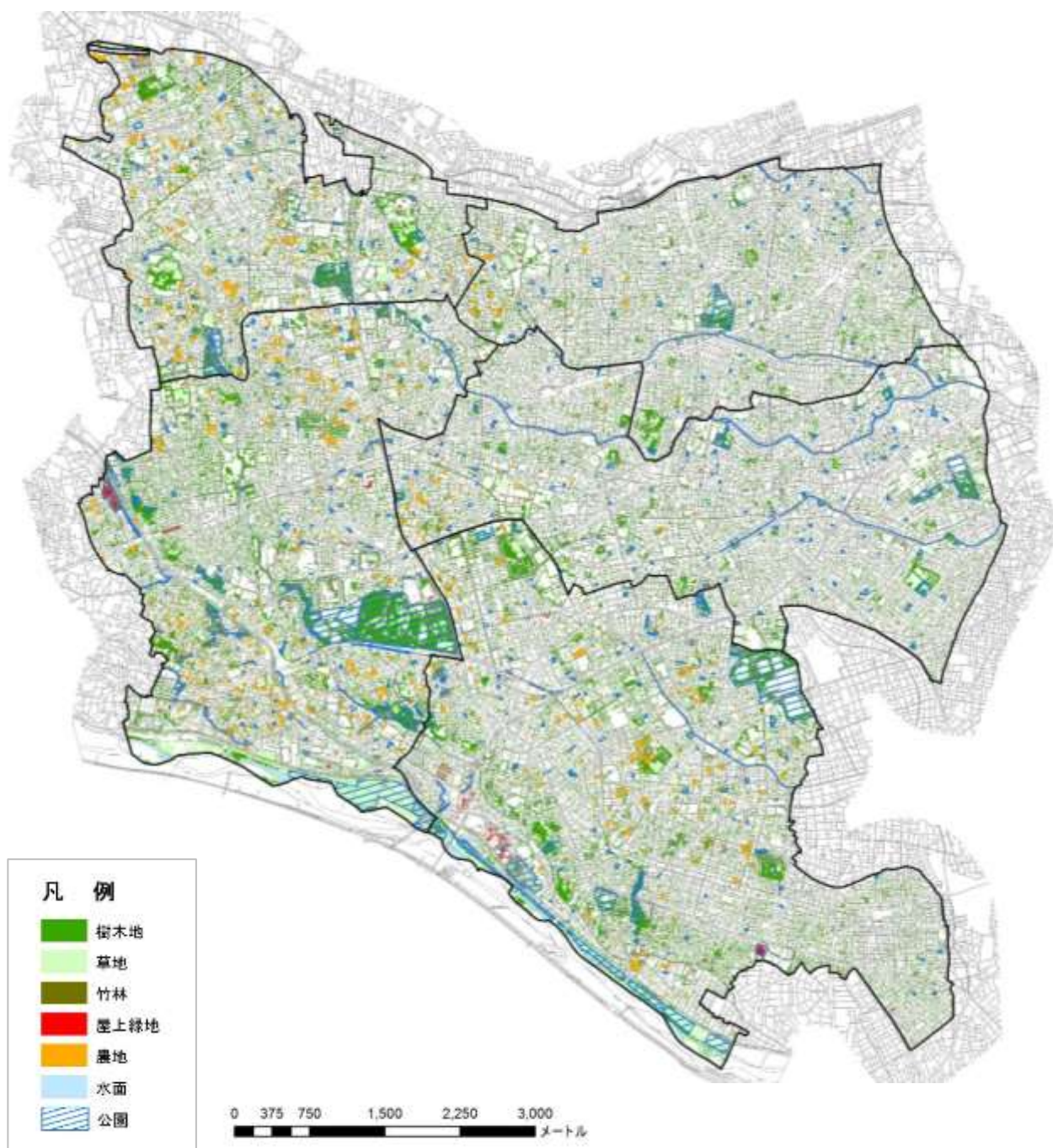
(2) みどり率の現況

① 全体のみどり面の現況

みどり率は25.18%（2016（平成28）年度）で、前回調査（2011（平成23）年度）より0.58ポイント上昇しました。特に、樹木地の上昇が顕著であるほか、屋上緑地も上昇していますが、依然として農地の減少が続いています。

2006（平成18）年度調査から2016（平成28）年度調査のみどり面の推移と、2011（平成23）年度調査と2016（平成28）年度調査を比較したみどりの変化の概要は、次のように整理することができます。

■ みどり面の分布図



出典：みどりの資源調査（2016（平成28）年度）

■みどり面の推移とみどり率

区分			2006(平成 18)年度 調査		2011(平成 23)年度 調査		2016(平成 28)年度 調査	
			面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合	面積 (ha)	割合
みどり面	緑被	樹木地	963.30	16.58	967.76	16.66	1,011.48	17.42
		草地	289.76	4.99	230.44	3.97	230.46	3.97
		農地	131.14	2.26	113.07	1.95	104.41	1.80
		屋上緑地	10.22	0.18	18.08	0.31	21.17	0.36
		緑被計（緑被率）	1,394.42	24.01	1,329.35	22.89	1,367.52	23.56
	水面	28.71	0.49	28.11	0.48	23.28	0.40	
	公園内の裸地・構造物	61.66	1.06	71.36	1.23	70.73	1.22	
	みどり面計（みどり率）		1,484.79	25.56	1,428.82	24.60	1,461.54	25.18
その他			4,323.60	74.44	4,379.58	75.40	4,343.36	74.82
世田谷区全域面積（ha）			5,808.40		5,808.40		5,804.90	

注：2016(平成 28)年度調査では、電子国土基本図（地図情報）を用いているため、世田谷区全域面積が異なっています。

注：水面の面積が変化しているのは、多摩川の水位変動が主な要因です。

出典：みどりの資源調査をもとに作成

■2011（平成 23）年度から 2016（平成 28）年度のみどりの変化の概要

増加
要因

○樹木の生長（既存樹の生長）

- ・樹木が生長することで樹冠面積が拡大し樹木面積が増えたと考えられます。

○樹木の増加（新たな植栽）

- ・新たな植栽などによる新規に整備された樹木があるほか、公園の新設や建築計画においては、新たな緑地や植栽地が整備され、樹木面積が増加していると考えられます。
- ・緑化地域制度やみどりの計画書制度※などの緑化指導により、同じ敷地面積で全体的に緑化率が上昇しており、制度の効果があらわれているといえます。

減少
要因

○敷地の細分化による樹林地・樹木の減少

- ・戸建住宅の敷地面積 150 m²未満の敷地数は、2011（平成 23）年度調査と比較して約 7,000 か所増加していますが、150 m²以上の敷地数は減少していることから、敷地の細分化が進んでいることがわかります。
- ・敷地規模が大きいほど緑化可能な面積は大きくなります。敷地の細分化が進むことで各敷地の緑化可能な面積は小さくなり、緑被面積も減少しやすい状況となります。

○まとまった樹林地（300 m²以上）の減少

- ・300 m²以上の樹林地は、4,102 か所、423.07ha（区面積の約 7%、区緑被の約 31%、樹木地の約 42%）ですが、2011（平成 23）年度調査より 147 か所、46.04ha 減少しました。

○宅地化による農地の減少

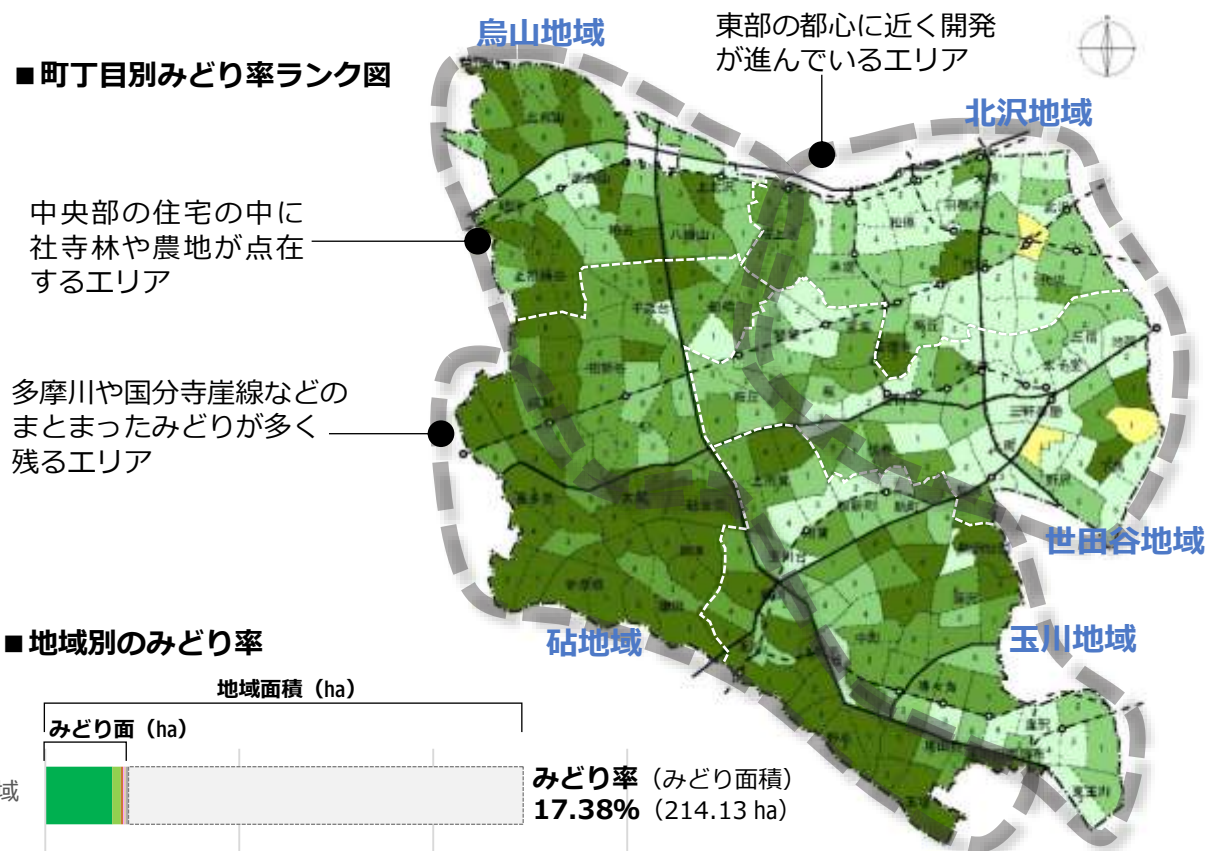
- ・農地の減少が続いていますが、その多くは宅地化によるものです。

②地域別のみどりの現況

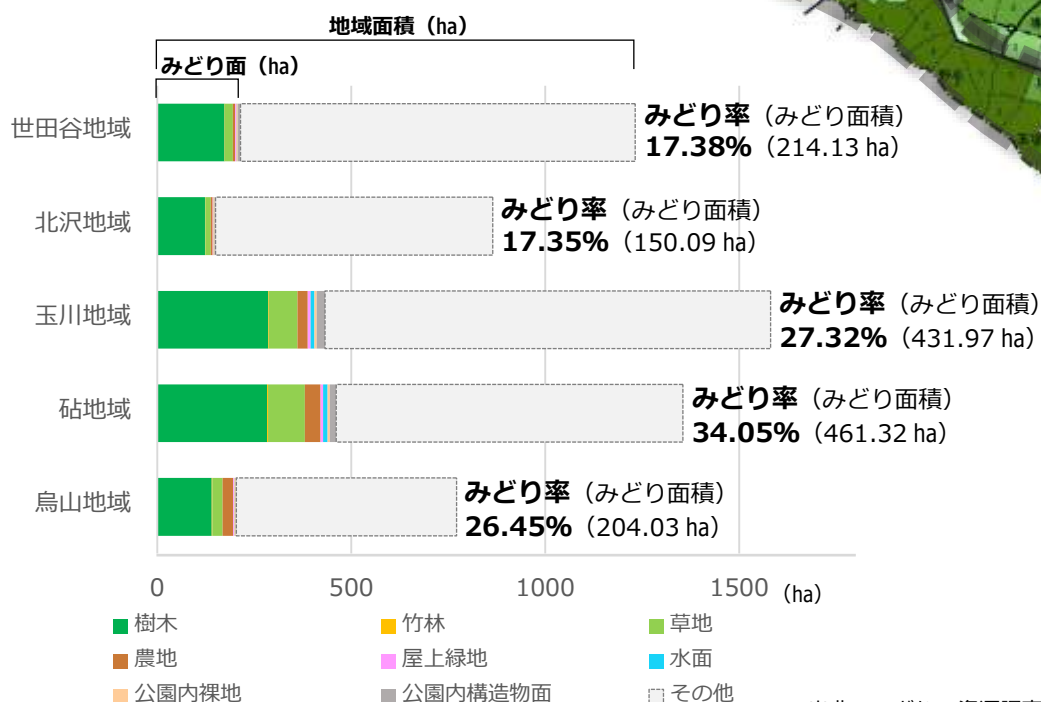
町丁目別のみどり率は以下のとおりで、西部・南部の地域が高く、東部が低い状況となっています。また、5地域別のみどり率は、砧地域（34.05%）、玉川地域（27.32%）、烏山地域（26.45%）、世田谷地域（17.38%）、北沢地域（17.35%）の順となっています。

このようなみどり率の状況から、世田谷は大きく、南西部の多摩川や国分寺崖線などのまとまったみどりが多く残るエリア（みどりの連続性が高い地域）、中央部の住宅の中に社寺林や農地が点在するエリア（住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域）、東部の都心に近く開発が進んでいるエリア（市街化が進み比較的のみどりが少ない地域）の3つの地域に分けることができます。

■町丁目別みどり率ランク図



■地域別のみどり率



出典：みどりの資源調査（2016（平成28）年度）

③みどり率と人口の推移

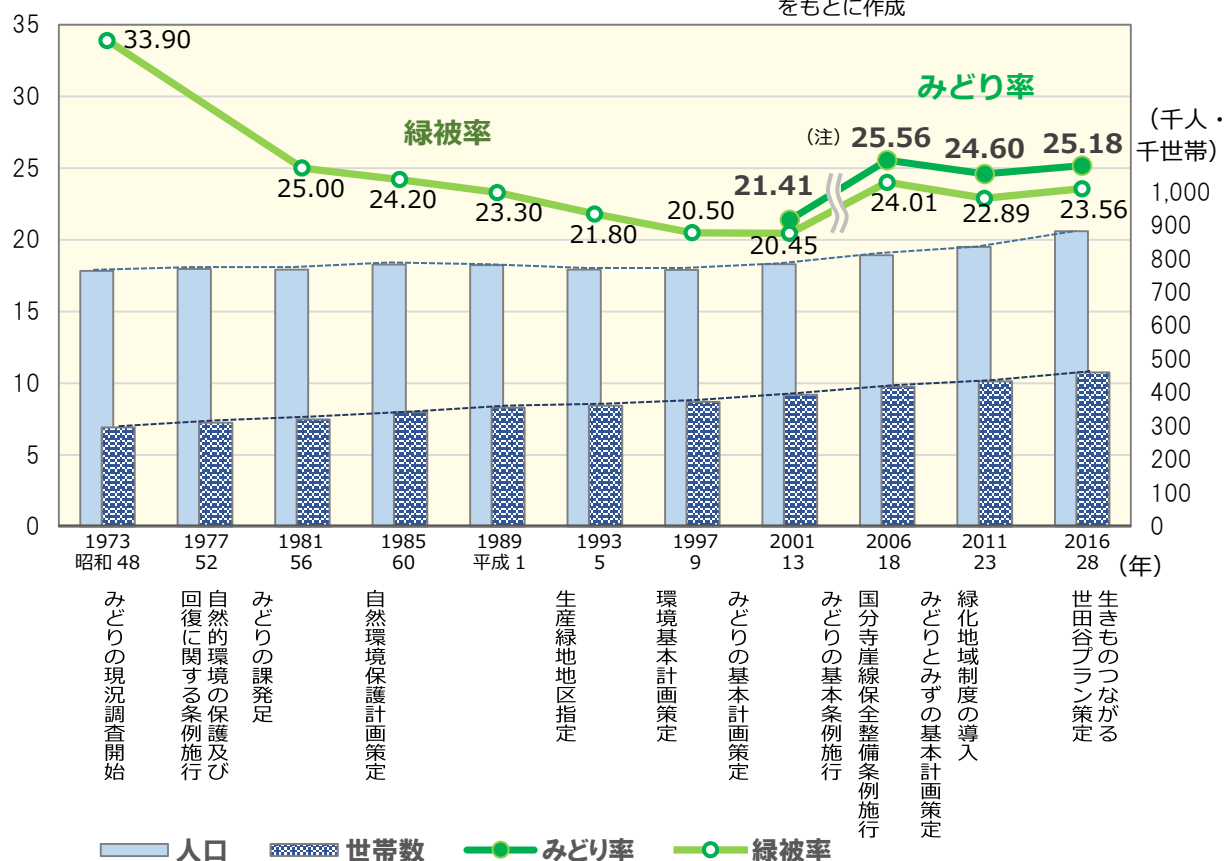
これまで、人口の増加に伴い緑被率※は減少していましたが、みどりに関する施策の進展により、この5年間では緑被率・みどり率とも上昇しています。

みどり率は区の西部で高く、東部で低いことから、人口密度が低い区域で高く、人口密度が高い区域で低い傾向があります。

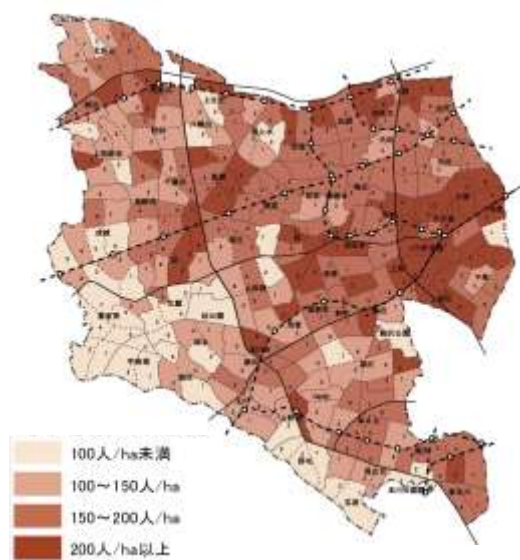
(%) ■みどり率・人口等の推移と区の取り組み

注：調査精度が向上したため

出典：みどりの資源調査、統計書（平成28年人口編）をもとに作成

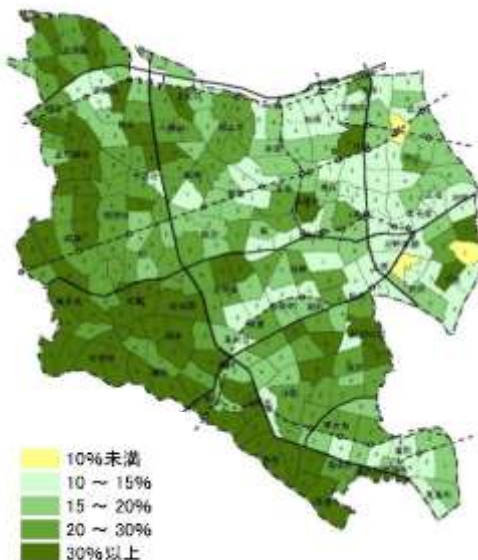


■町丁目別人口密度 (2016 (平成28) 年)



出典：住民基本台帳 (2016 (平成28) 4.1.) をもとに作成

■町丁目別みどり率 (2016 (平成28) 年)



出典：みどりの資源調査 (2016 (平成28) 年度)

(3) 河川・湧水

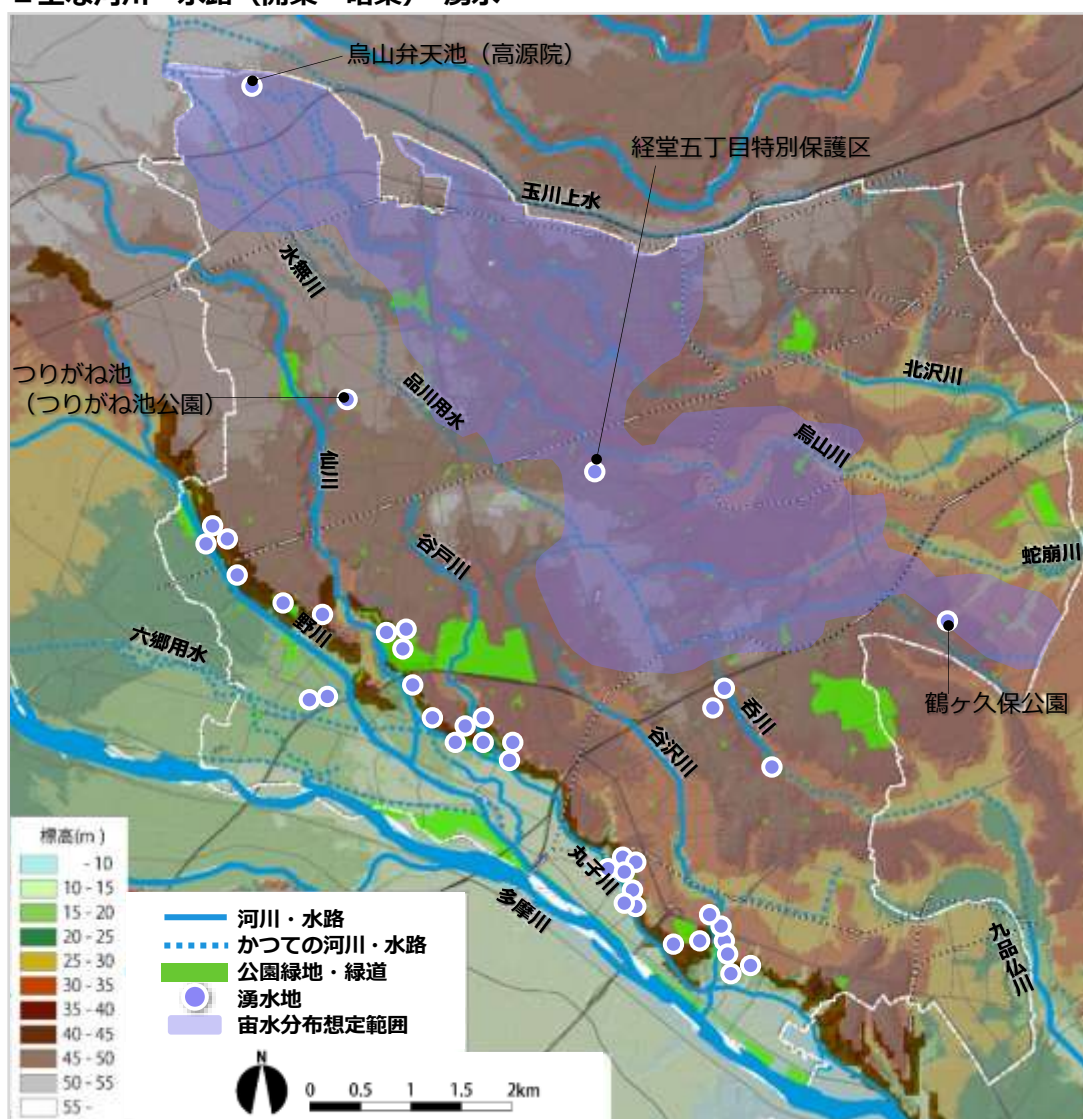
区内には、多摩川水系、呑川水系、目黒川水系の3水系 12 河川（主な河川として多摩川・野川・仙川・烏山川・北沢川・蛇崩川・呑川・九品仏川・谷沢川・丸子川など）があります。これらの河川の多くは、かつてはかんがい用水として利用されていましたが、宅地化が進むにつれて農地が減少したため、一部の河川は下水道幹線として暗きょ化され、地上部は緑道となっています。

湧水は、国分寺崖線沿いなどに約 100 か所が確認されており、河川の重要な水源となっています。また湧水は、みどりや生きものを育み、健全な水循環の役割を担う地下水の状態を示すバロメーターとなっています。

また、通常、地下水がある武蔵野台地のレキ層より上のローム層の中には、「宙水」と呼ばれる地下水が広い地域に存在しています。

湧水・地下水は、雨量の影響を強く受けて湧水量や地下水位が変化する傾向がありますが、長期的には市街化による雨水の地下浸透量低下などが原因と思われる、わずかな減少傾向がみられます。

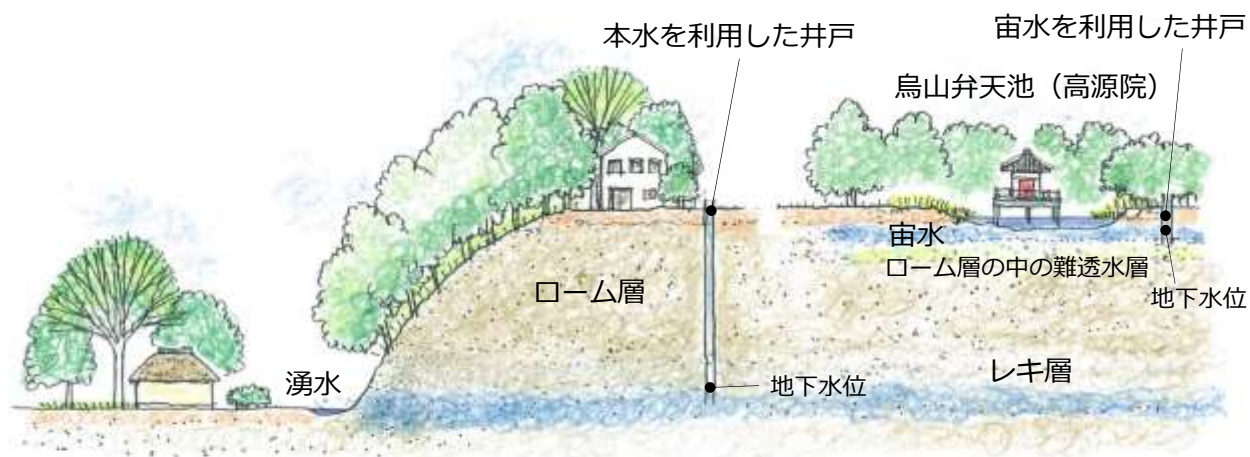
■主な河川・水路（開渠・暗渠）・湧水



注：地下水は、区内全域に分布しています。

出典：「東京の湧水マップ」「宙水をご存じですか」などをもとに作成

■地下水・湧水の関係模式図



成城みつ池緑地の湧水



喜多見不動堂の湧水



宙水が水源となっている
烏山弁天池(高源院)



つりがね池(つりがね池公園)



野川



仙川



呑川



谷沢川

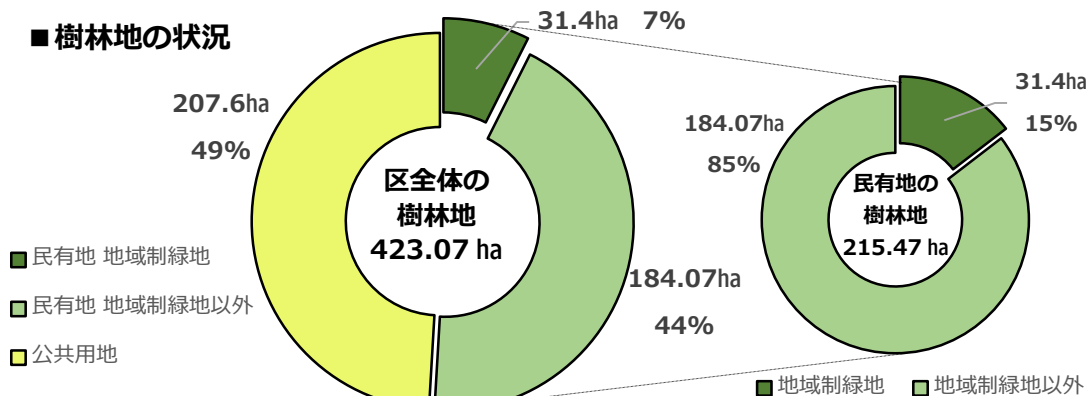


丸子川

(4) 樹林地 (300 m²以上)

みどりの資源調査 (2016 (平成 28) 年度) によると、樹林地は、公園・社寺林・屋敷林・公共施設の樹林・住宅地の庭園などの形態で、区全域に分布しています。また、2011 (平成 23) 年度調査より、か所数、面積とも減少し、減少した樹林地の約 95%が民有地の緑地でした。

現存している樹林地の約 49%は公共用地にあり、民有地の樹林の約 15% (全体の約 7%) が法律や条例に基づき指定された緑地 (特別緑地保全地区※ (5 か所)、特別保護区※ (4 か所)、保存樹林地 (80 か所) 等) として担保されています。

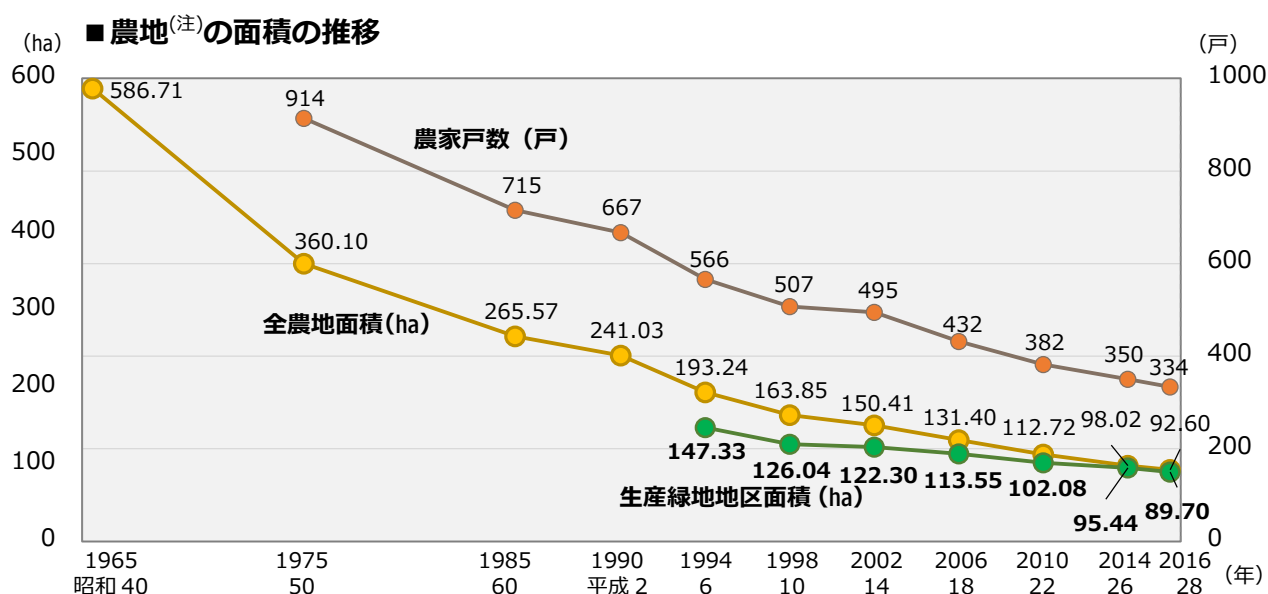


出典：みどりの資源調査 (2016 (平成 28) 年度)

(5) 農地

区内の農地の全面積は、23 区内では練馬区に次ぐ広さとなっています。各農地は主に区の南西側に点在しています。

下のグラフからわかるとおり、農地面積は年々減少しています。これは、都市化の影響や、農地にかかる固定資産税、相続時の相続税の負担、農業従事者の高齢化、後継者の確保の難しさなど、農家が抱える問題が影響しています。



注：この計画において「農地」とは、耕作の目的に供された土地 (生産緑地、宅地化農地等の農業用地のほか、家庭菜園、区民農園、農業公園内の菜園を含む) をいいます。ただし、便宜上、面積の推移は農家基本調査集計表の数値 (生産緑地及び宅地化農地) を使用しています。

出典：農家基本調査集計表 (平成 28) をもとに作成

(6) 公園緑地

公園緑地（都市公園※・身近な広場※（条例別表））は、548 か所、266.10 haで、1人当たりの面積は2.97 m²/人となっています。

公園緑地面積は年々上昇しており、それに伴い公園率※も年々上昇し、みどり率の向上に寄与していますが、1人当たりの公園面積は伸び悩んでおり、人口の増加に追いつけない状況となっています。

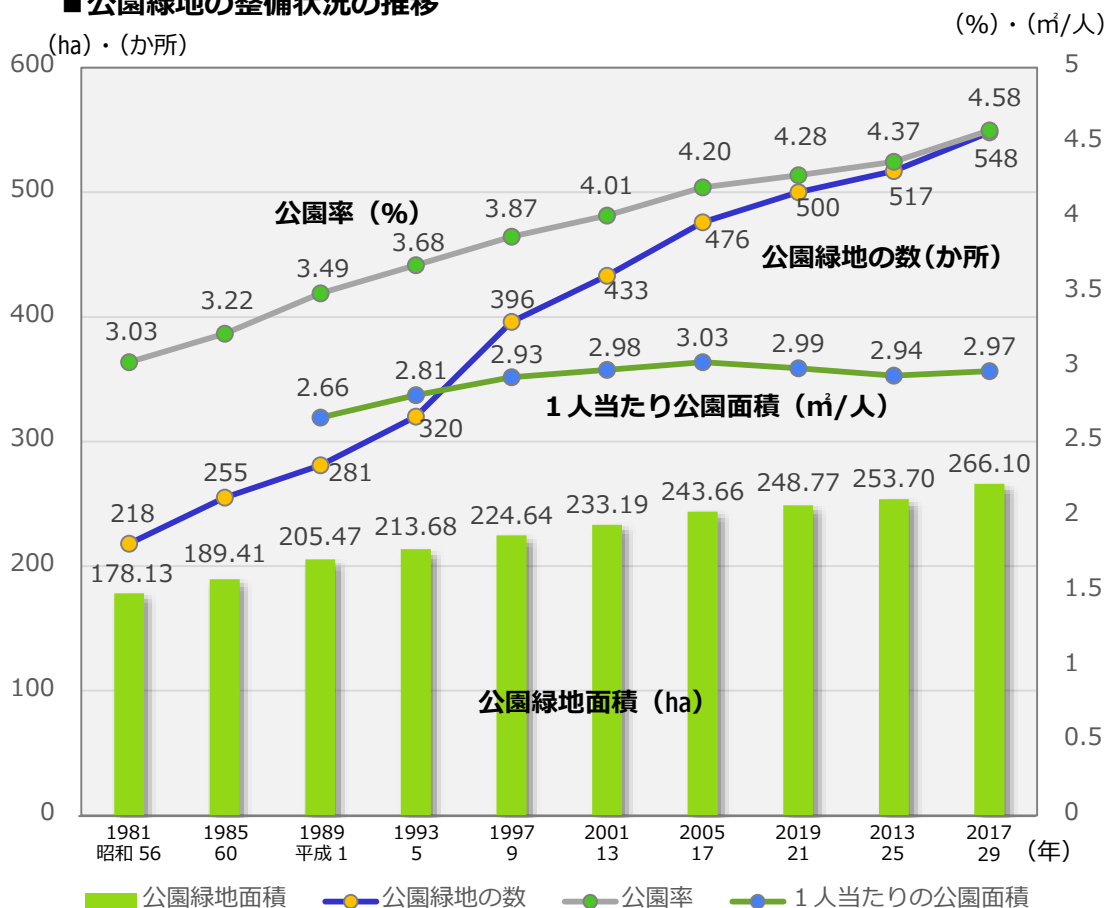
■ 公園緑地の現況（2017（平成 29）.4.1 現在）

	都市公園		身近な広場		1人当たりの 公園面積
	区立公園	都立公園	条例別表	規則別表	
世田谷地域	101 か所 29.09 ha	—	38 か所 1.69 ha	11 か所 0.58 ha	1.25 m ² /人
北沢地域	51 か所 15.44 ha	—	27 か所 1.11 ha	8 か所 0.26 ha	1.10 m ² /人
玉川地域	94 か所 47.92 ha	1 か所 35.63 ha	19 か所 2.44 ha	11 か所 1.17 ha	3.88 m ² /人
砧地域	114 か所 63.13 ha	1 か所 39.18 ha	24 か所 6.91 ha	12 か所 1.06 ha	6.81 m ² /人
烏山地域	59 か所 5.20 ha	2 か所 17.29 ha	17 か所 1.08 ha	10 か所 1.65 ha	2.00 m ² /人
世田谷区全域	423 か所 252.88 ha		125 か所 13.23 ha	52 か所 4.72 ha	2.97 m ² /人
	548 か所 266.10 ha（身近な広場（規則別表）を除く）				

注：四捨五入の関係で合計が合わないところがあります。

出典：都市公園等調書をもとに作成

■ 公園緑地の整備状況の推移



出典：都市公園等調書をもとに作成

3. 区民のみどりに対する意識

(1) 調査の概要

区が実施したアンケートをもとに、区民のみどりに対する意識や意向を把握しました。
今回のアンケートは、ガーデニングフェア来場者及び区民まつり来場者を対象としたアンケートと、区政モニターアンケートを活用しています。

(2) 調査の結果

調査の結果の概要を整理します（詳細は P135～138 を参照）。

- ①世田谷のみどりに対して、満足している区民は多い カ マ モ
- 世田谷のみどりについて、満足している意見は 70%に達しています。そのうち、「大変満足している」とする意見は 12%にとどまっています。
- ②世田谷のみどりの量は、もっと増やすことを望んでいる カ マ モ
- 世田谷のみどりの量に関しては、「もっと増やした方がよい」が「今の量を保てばよい」を上回っており、より多くのみどりを望んでいます。
- ③2008（平成 20）年度から現在まで、世田谷のみどりの量は減ったと感じている カ マ モ
- 現行計画が策定された 2008（平成 20）年度からのみどりの変化については、「かなり増えたと思う」「どちらかという増えたと思う」意見よりも、「かなり減ったと思う」「どちらかという減ったと思う」と感じている意見が多い結果となりました。
- ④世田谷の魅力を高めるうえで、みどりは欠かせないと感じている カ マ モ
- 世田谷の魅力を高めるうえで、みどりが必要であると「強くそう思う」「どちらかというと思う」が合わせて 90%に達しており、世田谷の魅力にみどりは欠かせないものであると感じています。特に「強くそう思う」が半数以上で最も多いことも注目すべき点といえます。
- ⑤「世田谷みどり 33」の認知度は低い カ マ モ
- 「世田谷みどり 33」について、知らなかったとする回答が大半を占めています。
- ⑥みどりを守り増やすために世田谷区が取り組むべき事業は「公共施設の緑化」 カ マ モ
- みどりを守り育てるために区が取り組む事業については、「公共施設の建物の緑化を推進する」など、公共のみどりの創出に対する期待が大きい結果となりました。
- ⑦みどりを守り、増やしていくために、自宅のみどりを守り増やすことが最も多い カ マ モ
- みどりを守り育てるために、自身が行っていることについては、自宅のみどりを守り増やすことが 70%で、群を抜いて多くなりました。
 - 一方、「みどりは大切と思うが、特別なことはしていない」が 25%であり、意識と行動が結びついていない状況がうかがえます。
- ⑧今後、参加したいと思うみどりとみずに関連する活動は「農作業体験」 カ マ モ
- 今後、参加したいと思うみどりとみずに関連する活動は、「農作業体験」が最も多く、農業と関わる意向が高いといえます。

凡例	カ …ガーデニングフェア来場者アンケート（200 人）（2016.5.21・22）
	マ …区民まつり来場者アンケート（100 人）（2016.8.6・7）
	モ …区政モニターアンケート（162 人）（2016.9）

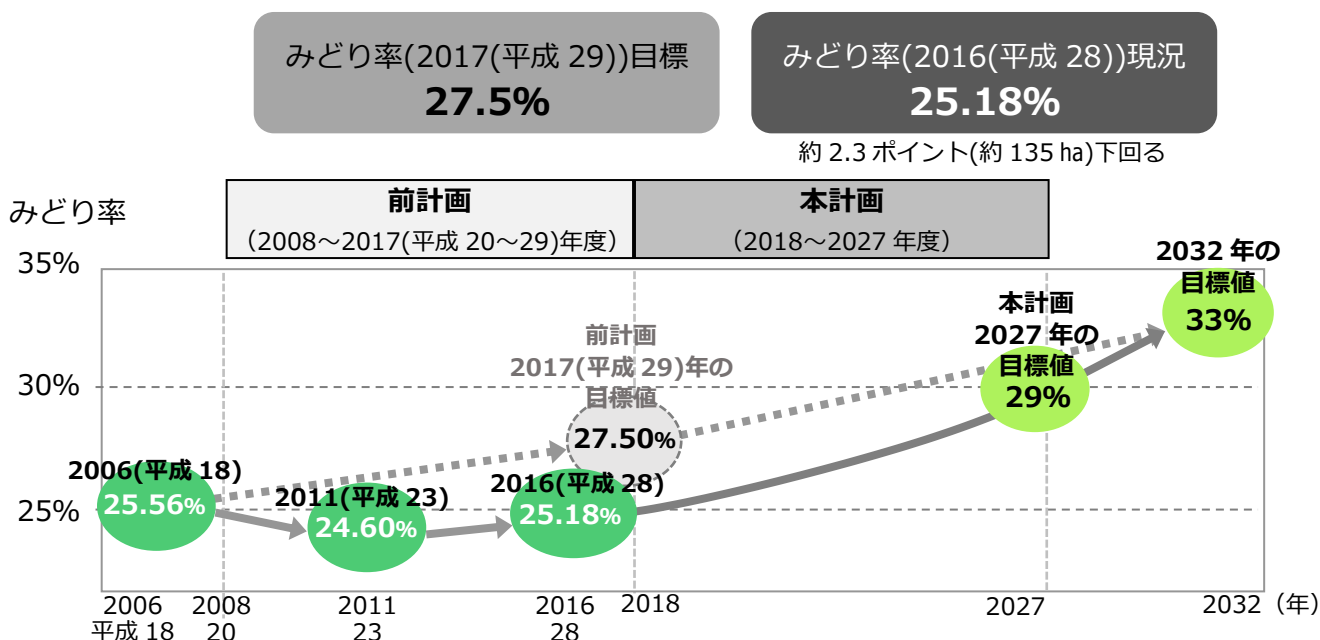
4. 前計画の進捗状況

(1) みどり率の目標の達成状況

前計画において、2017（平成 29）年の目標とするみどり率は 27.5%でしたが、2016（平成 28）年度みどりの資源調査によると、25.18%で、前回調査（2011（平成 23）年度調査より 0.58 ポイント上昇したものの、目標は達成できませんでした。

また、みどり率 27.5%を達成するための施策別（土地利用別）の目標として、112 ha のみどりを増やすこととしていました。公園整備や公共施設のみどりは増えましたが、民有地については、失われたみどりに対して、制度に基づく緑化指導などにより創出を促進したことにより、ほぼ横ばいの水準となったものの、農地が宅地化や相続税の負担、農業従事者の不足などの理由で 41.5 haも減少したことが大きく、全体として約 8 haの減少となりました。

■みどりの目標量の達成状況



■施策別（土地利用別）のみどりの量の達成状況

	目標量 ^(注1) (2017(平成 29))	実測値 (2006(平成 18))	実測値 (2016(平成 28))	達成量 (2016(平成 28))
公園	24.5 ha	250.9 ha	267.2 ha	16.3 ha
道路	19.5 ha	114.8 ha	120.7 ha	5.9 ha
学校	9.6 ha	77.1 ha	78.8 ha	1.7 ha
公共・公益施設 ^(注2)	5.6 ha	83.5 ha	92.6 ha	9.1 ha
民有地 ^(注3)	74.8 ha	724.1 ha	724.7 ha	0.6 ha
農地 ^(注4)	-22.0 ha (減少を抑制)	135.1 ha	93.6 ha	-41.5 ha
合計	112 ha	1,385.5 ha	1,377.6 ha	-7.9 ha

注 1：みどりの目標量は、みどりの資源調査に基づく数値です。また、前計画では、「河川・水路」の目標は設定していません。なお、東京都土地利用区分の「河川・水路」のみどり面積は、毎回、37 ha前後です（河川・水路の敷地面積の緑被、水面、裸地の割合は調査時の水量により変化します）。

注 2：公共・公益施設は、公園、道路、学校を除く官公庁施設、病院、福祉施設などです。

注 3：民有地は、商業用地、住宅用地などで、区全体の面積の約 7 割を占めています。

注 4：この計画において「農地」とは、耕作の目的に供された土地（生産緑地、宅地化農地等の農業用地のほか、家庭菜園、区民農園、農業公園内の菜園を含む）をいいます。ただし、便宜上、みどりの目標量は東京都土地利用区分の農地面積を使用しています。

(2) 施策の実施状況

施策の実施状況として、2010（平成 22）年度に都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入し、一定規模の建築行為と連動したみどりの確保を推進するなど、様々な施策の実施に努めてきました。

①前計画に基づく施策の実施状況

前計画に定めた各基本方針に基づく施策の実施状況を整理します。

基本方針１：世田谷らしいみどりとみずの保全	
1－1 国分寺崖線の保全	- 法制度や条例を活用するとともに、関連条例の効果を検証しながら、国分寺崖線を保全する取り組みを進めました。 - 様々な普及啓発や区民との協働により、国分寺崖線保全の運動を広げていくとともに、みどりを守り育てる基金により緑地を確保しました。
1－2 生物生息空間の 保全・回復とネット ワーク化	- 水辺やビオトープ※を整備し、生物の生息環境をつくりました。 - 幹線道路とその沿道のみどりの軸や、学校のビオトープにも生物生息空間のつながりをつくりました。 - 区民・事業者・学識経験者などと区民参加により、生物多様性基本法に基づく「生きものつながる世田谷プラン」を策定しました。
1－3 社寺林や屋敷林など 地域の歴史を伝える みどりの保全	保存樹林地※、小樹林地、特別保護区、市民緑地※、小さな森※、特別緑地保全地区の新規の指定を行い、管理支援などを中心に民有樹林地の保全に取り組みました。
1－4 農が培ってきた みどりの保全	- 農の豊かさを守り伝えていくため、農業の基盤づくりを進め、農と区民とのつながりを強化しました。 - 区が取得した生産緑地地区※などを 2 か所（約 0.5 ha）、農業公園として整備しました。

基本方針２：地域の水循環の回復と水環境の再生	
2－1 水循環の回復と 水環境の改善	雨水浸透貯留施設※の設置促進などにより、雨水浸透貯留能力の確保・増進や水循環の回復を進めました。
2－2 災害に備えた 水環境の整備	- 都市型水害の対策として、緑地の保全・創出とともに、雨水浸透機能の保全、再生及び雨水貯留を進めました。 - 地震などの災害発生時に備えるため、震災対策用井戸などの整備に計画的に取り組みました。
2－3 地域に親しまれ、 区民がふれあえる 水辺の再生	湧水などの地域の水資源を活かし、区民が身近にふれあい、地域に親しまれる空間として水辺の再生を推進しました。

基本方針－３：地域にあったみどりとみずの創出	
３－１ みどりとみずによる 安全なまちづくり	・防災まちづくり推進地区について、みどりとみずを活かした防災機能を発揮していくとともに、防災上の避難路の確保など、みどりとみずを最大限に活かす取り組みを進めました。
３－２ 公園緑地の整備と 運営管理	・防災機能やレクリエーション効果を発揮させるとともに、区民参加手法を取り入れながら、地域環境にも寄与する都市施設として公園緑地を整備しました。 ・災害時の避難路やみどりのネットワーク形成などの視点に立ち、安心して歩ける散歩道として、老朽化した既存の緑道の改修・整備を実施しました。
３－３ 道路の緑化	・新設、拡幅道路における緑化を行い、景観形成や防災機能の向上を図りました。 ・道路緑化整備指針を策定し、道路空間における効果的かつ良質な道路緑化を推進しました。
３－４ みどりの 学校づくり	・区立小・中学校では、校庭芝生化、屋上緑化、緑のカーテンなどによる緑化を行いました。
３－５ みどりの 公共施設づくり	・公共施設の統合による複合施設化により、今後も施設数の減少が予想されますが、屋上、壁面など建築物の緑化や、パーゴラや植え込みのような小さな空間を活用した緑化、駐車場緑化など、民有地緑化のモデルとなるよう進めました。
３－６ 民有地の みどりのまちづくり	・緑化の実践学習や花苗の購入などを通じ、みどりに関する各種講習会やイベントを実施しました。 ・「みどりに感謝する区民参加型のイベント」を区民団体と協働で実施しました。 ・住宅地における緑化を推進するために、接道部分の生垣・花壇の造成、シンボルツリーの植栽、屋上緑化、壁面緑化について助成を行いました。 ・空き地の花による緑化について、地域住民が花などで緑化し管理することで、地域のみどりを創出しました。 ・建築行為等に伴う緑化を推進するため、2010（平成 22）年度に都市緑地法に基づく緑化地域を導入し、2014（平成 26）年度には、みどりの基本条例に基づくみどりの計画書制度の拡充を行いました。 ・みどりの基本条例に定めた基準以上の緑化を行うなど積極的に緑化に取り組んでいる建築物について、緑化認定ラベルを交付し顕彰することで、建築の際の緑化を啓発しました。 ・雨水浸透施設の設置の促進など、雨水浸透能力の確保・増進や水循環の回復を進めました。 ・3 軒からはじまるガーデニング支援制度※等により、区民主体の花などの園芸による民有地のみどりの街並みづくりを進めました。

基本方針－４：みどりとみずのある暮らしの応援	
４－１ みどり文化の 情報発信	区のおしらせやホームページにより、「世田谷みどり 33」を周知し、みどりとみずの情報発信機能を高めてきました。
４－２ 学習体験の場と 機会の拡充	みどりのフィールドミュージアム※は、喜多見４・５丁目農の風景育成地区※において、区民共有の財産として守り育んでいく場所を選定し、案内・解説板の設置やマップを作成しました。
４－３ 区民、事業者の みどりとみずを守り 育てる活動の支援	- 住宅地における緑化を推進するために、接道部分の生垣・花壇の造成、シンボルツリーの植栽、屋上緑化※、壁面緑化※について助成を行うなど、区民によるみどりとみずを守り育てる活動をより一層促進しました。 3 軒からはじまるガーデニング支援において、協定グループに対して区の各種緑化助成制度へ橋渡しを行い、活動の促進を図りました。
４－４ みどりとみずの活動 を支える人材の育成	みどりの推進員※制度の活用やトラストまちづくり大学の実施など、みどりとみずの活動を支える人材を育て、その輪を広げてきました。

5. 計画課題の整理

みどりの資源調査の結果やみどりの現況、区民のみどりに対する意識、前計画の進捗状況を踏まえ、改定の3つの視点に基づき、計画の課題を整理します。

(1) みどり率 33%達成のために

●みどりの保全について

《現状》

- 住宅用地を中心に小規模な樹木地が増え、樹木の生長により面積が増加しましたが、宅地の細分化による樹林の減少やまとまりのある樹林地の減少が顕在化しています。
- 人口増加、開発の動きは今後も続くことが予想され、みどりを取り巻く状況は予測を許さない状況です。
- 多面的機能を有する都市農地が、相続、後継者不足の影響により減少しています。
- 樹林地や農地などは、雨水を大地に浸透させ貯留することで、水の循環を保つ機能を持っていますが、みどりの減少によってこの動きが損なわれることが懸念されます。

課題

- 国分寺崖線のまとまったみどりから宅地のみどりまで、残された樹林地、樹木、農地、湧水などの貴重なみどりの減少を抑制し、保全の取り組みを推進し、みどりの基盤として強化する必要があります。
- 世田谷のみどりを支えている水や土壌を大切に、雨水の浸透を促進し、地下水を涵養し、健全な水の循環を保全していくことが必要です。

●みどりの創出について

《現状》

- 公園率は上昇していますが、区民1人当たりの公園面積は約3㎡（目標6㎡）と低く、都市計画公園の未開設率は約50%であり、いまだ公園が少ない地域も存在し、公園緑地の整備は十分ではありません。
- 区民アンケート調査において、みどりを守り増やすために区が取り組むべき事業として、公共施設の緑化を推進するということが一番求められています。
- 一定規模以上の敷地においては、緑化地域制度やみどりの計画書制度により、みどりの創出が図られています。しかし、宅地の細分化などが進み、確保できる緑地が少なくなっている状況があります。

課題

- みどりの拠点となる公園緑地や学校などのみどりが充実するよう、引き続き、公園緑地の整備や公共施設の緑化に努める必要があります。
- 世田谷の敷地の約7割を占める民有地においてみどりを創出することが重要であり、民有地のみどりづくりを促進する様々な仕組み・手法を検討する必要があります。

(2) みどりの質の向上に向けて

●生きものの生息空間の保全・創出について

《現状》

- 国分寺崖線、農地、屋敷林、公園緑地などの、みどりの減少と連続性が希薄になることにより、生きものの重要な生息・生育場所及び移動経路が消失・分断されています。
- 生きものの生息・生育に適した環境の多様性の喪失や民有樹林地の管理不足など、みどりの質の低下がみられます。
- 地域の生態系に影響を及ぼす外来種[※]や、人の暮らしに深刻な被害を及ぼす野生生物が増加しています。

課題

- 世田谷の自然環境を支えている樹林や草地、農地などのみどりの減少を抑制するとともに、生物多様性を支えるために、多様なみどりの環境を確保・保全し、みどりの連続性を高めて、生きものの移動を容易にする必要があります。
- 世田谷の地域固有の生態系を守る取り組みを進めていく必要があります。

●安全で快適な暮らしを支えるみどりについて

《現状》

- みどりやみどりの空間には、防災・減災、環境改善、世田谷らしい風景づくりなど、私たちが安全で快適に健康的に暮らすために必要な多くの機能がありますが、このようなみどりの機能に対する認識を高めていく取り組みは、足りない状況があります。
- 建築行為等に伴うみどりの量の確保について、緑化指導や都市緑地法に基づく緑化地域制度を導入し、確実な緑化を推進していますが、みどりの質を確保する仕組みがありません。
- 世田谷のみどりの状況について、「大変満足」している区民は 12%でした。みどりの量の多さや公園の配置の充実に対しては満足と評価されている一方、みどりの手入れ不足や生きものの生息環境の消失など、みどりの質の低下に対しては、不満とする評価がみられます。

課題

- 様々な機能を持つみどりの質の向上により、多様な世代、ライフスタイル、価値観を持った区民それぞれの、安全で快適な暮らしを実現し、みどりに関する満足度を高めていくことが必要です。
- みどりの様々な機能について周知するとともに、みどりの機能を活かし、また大切にしながら、みどりの質の向上を誘導し、評価する仕組みを検討する必要があります。

(3) 区民との協働を推進するために

●参加・協働の場づくりについて

《現状》

- 区民アンケート調査より、「世田谷みどり 33」の認知度は 21%と低い状況です。また「みどりは大切だと思うが特別なことはしていない」とする意見は 25%であり、みどりに関心を持った区民が気軽に参加できる機会や場が不足していることが考えられます。
- 農地や樹林地が減少する中、農作業や保全活動など、みどりに直接ふれあえる機会が少ないことが考えられます。

課題

- 区民がみどりの重要性や「世田谷みどり 33」の取り組みを理解し、みどりや生きものに対する関心が高まるようにすることが重要です。
- 関心を持った区民・事業者・活動団体が、気軽に活動に参加できるようなきっかけをつくる必要があります。

●活動主体の育成・支援、多様な主体の連携の強化、教育の推進について

《現状》

- 落ち葉や日照の問題のようなみどりに関する困りごとが原因で、やむを得ず保存樹木などの大きな樹木が強剪定、伐採されてしまう場合があります。
- 活動団体においてはメンバーの固定化や高齢化が進んでいることから、今後担い手が不足し、活動が継続しない恐れがあります。
- 区民一人ひとりがみどりと関わることによって、世田谷のみどりを将来にわたって守り、育てていくことができるという認識が、一定の世代にとどまっていることが考えられます。

課題

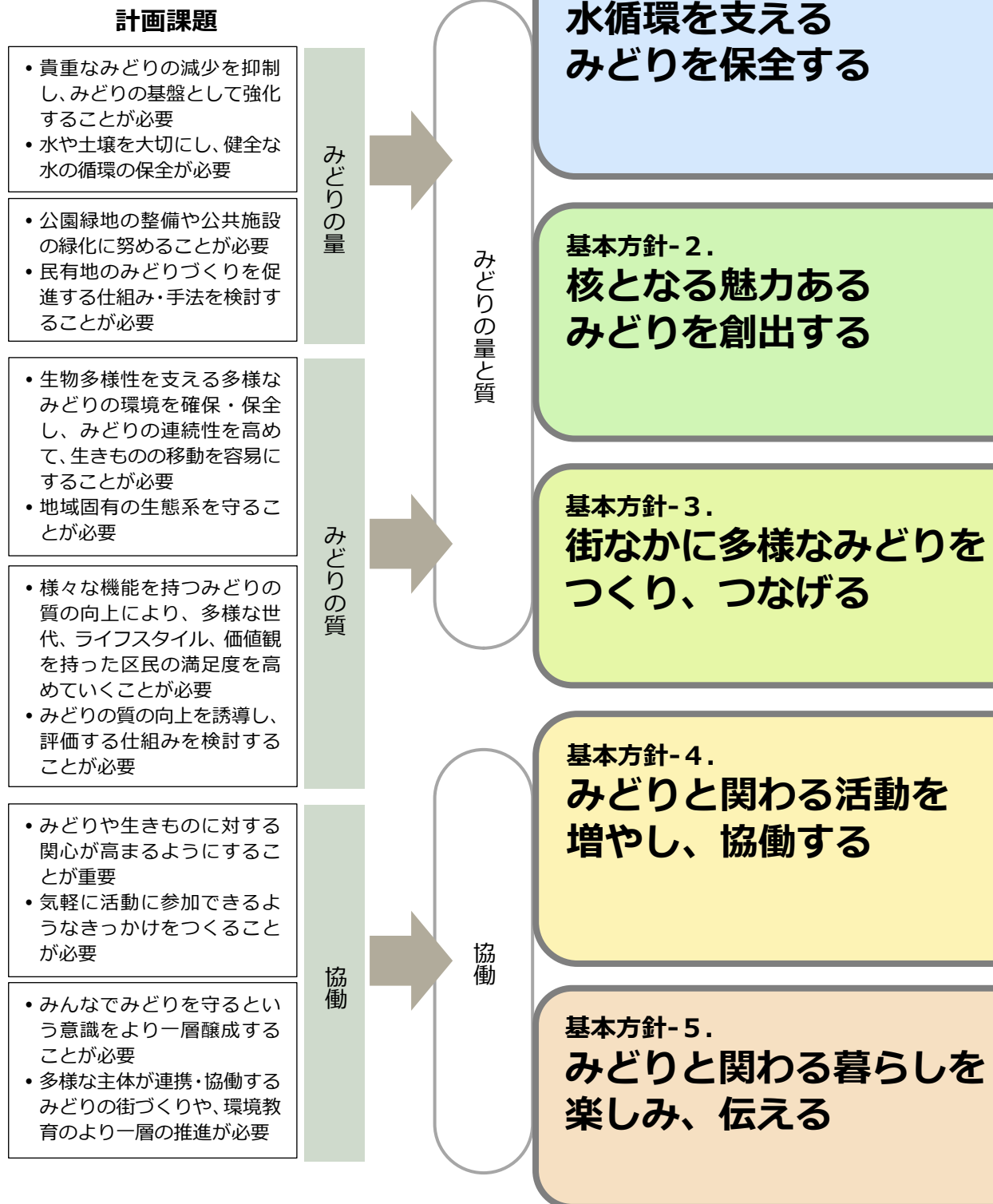
- みどりは地域の財産であり、みんなでみどりを守るという意識をより一層醸成することが求められます。
- 区民・事業者・活動団体などの多様な主体が参加し、連携・協働するみどりの街づくりや、次代を担う子どもたちへの環境教育をより一層推進していく必要があります。

第3章

計画の基本方針と将来イメージ

1. 計画の基本方針

計画課題を踏まえ、将来像を実現していくための取り組みの柱となる基本方針を設定します。



国分寺崖線や社寺林・屋敷林、農地などのみどりは、地域の暮らしの中で育まれてきました。これらのみどりを水循環などが確保された、安全で快適な都市の環境を守る社会基盤（グリーンインフラ）としてしっかりと守り、次の世代へと引き継いでいきます。



区が主体となり、地域の特性を活かしながら、人々が集い、楽しみ、活動できるようなよりどころとなる公園緑地の整備や水辺の再生を進めます。



区民・事業者・区がともに、多様な手法によって多様なみどりを守り、創出することで、みどりの連続性を高めていきます。



区民や活動団体、事業者などのみどりに関する取り組みや活動をより一層活性化するように、支援に努めます。

さらに、みどりによる地域の魅力の創出につながる、多様な主体との新たな連携・協働の仕組みづくりなどを進めていきます。



みどりの中の世田谷の暮らしが持続可能なものとなるよう、みどりに関わる活動への人々の参加をさらに広げ、みどりと関わることの喜びや楽しみが多世代に及び、共有されるようにしていきます。



2. 基本方針に基づく将来のイメージ

(1) みどりのイメージ図

南西部の多摩川や国分寺崖線などのまとまったみどりが多く残る「多摩川・国分寺崖線エリア」(みどりの連続性が高い地域)、中央部の住宅の中に社寺林や農地が点在する「住宅地エリア」(住宅地の中に中・小規模緑地が点在する地域)、東部の都心に近く開発が進んでいる「市街地エリア」(市街化が進み比較的みどりが少ない地域)の3つの地域ごとに、基本方針に基づく将来の世田谷のみどりのイメージを示します。

多摩川・国分寺崖線 エリアのイメージ



農のみどりと関わり、
収穫の喜びを味わうことができます。

多摩川の保全・活用

社寺林・屋敷林の保全

農のみどりの継承

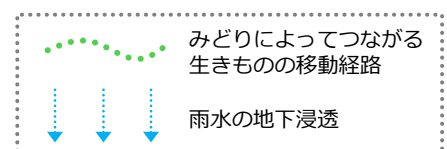
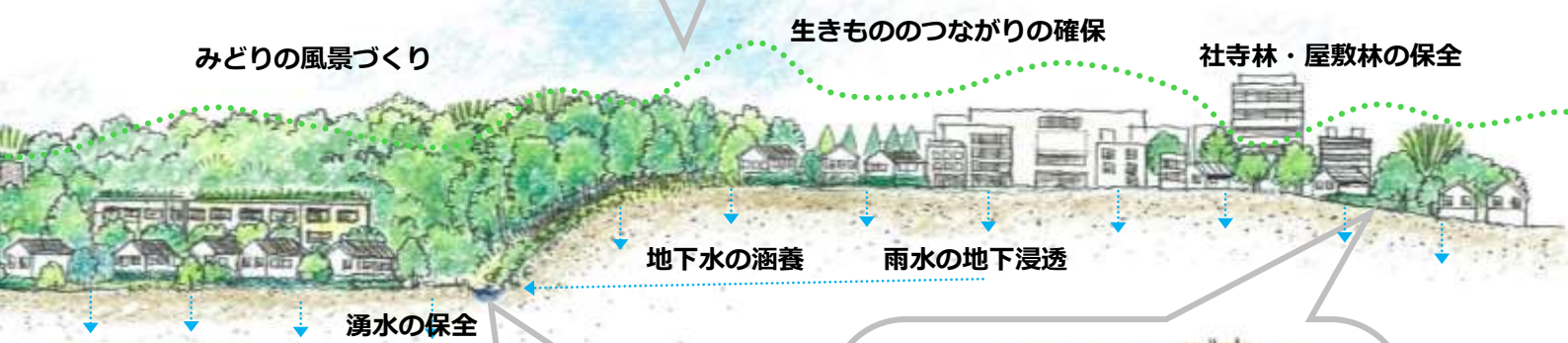
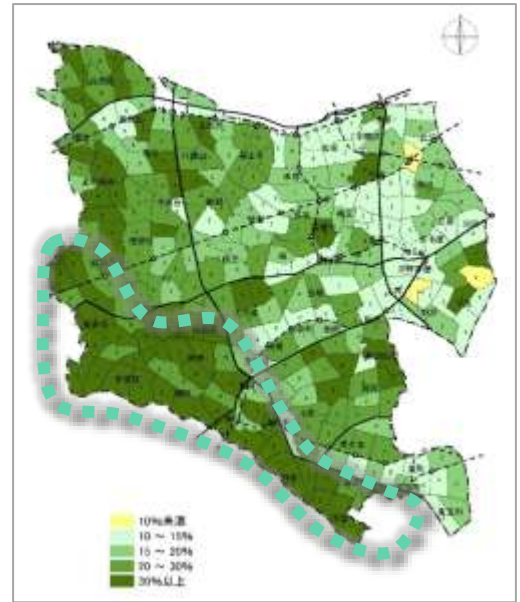
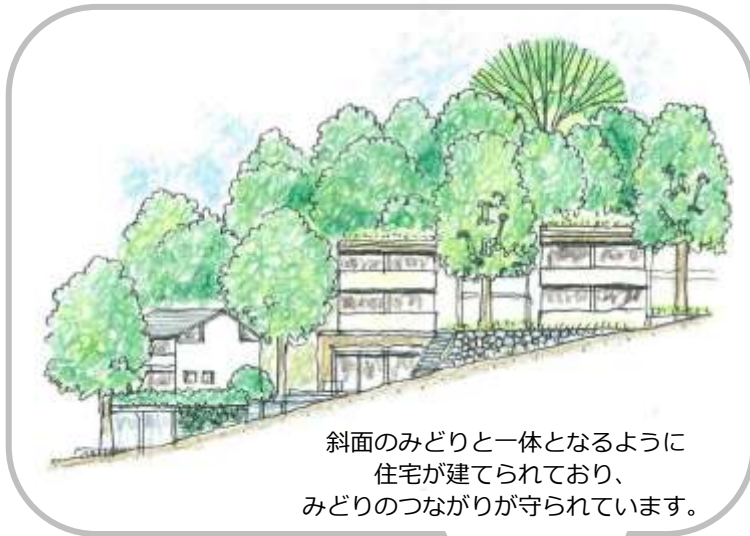
蒸散

雨水の地下浸透

河川・水辺の保全

子どもたちが、多摩川環境について学んでいます。

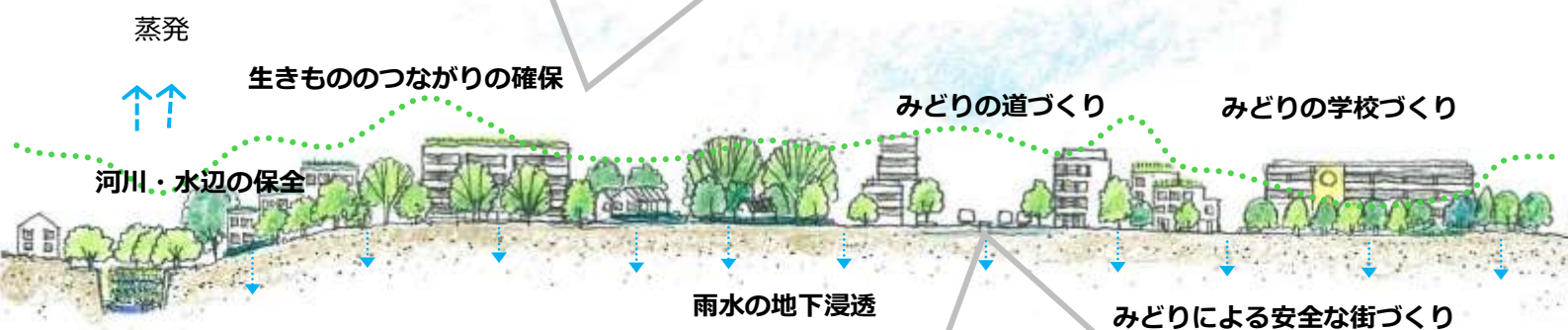
多自然川づくりが進められた川には、
様々な生きものが生息しており、
川に親しむことができる空間となっています。



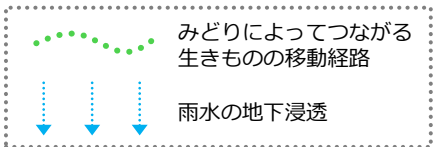
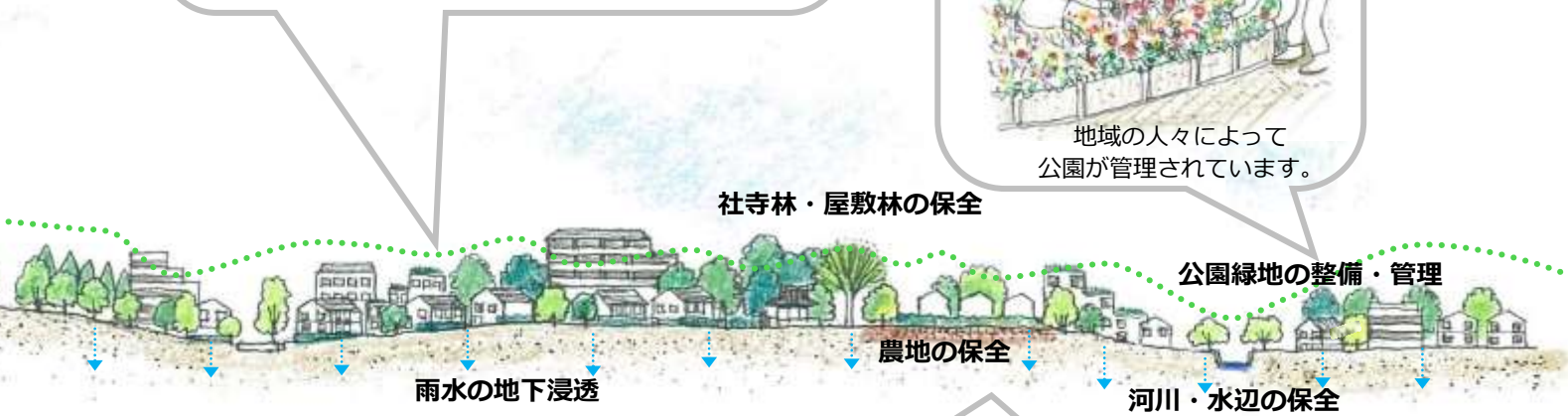
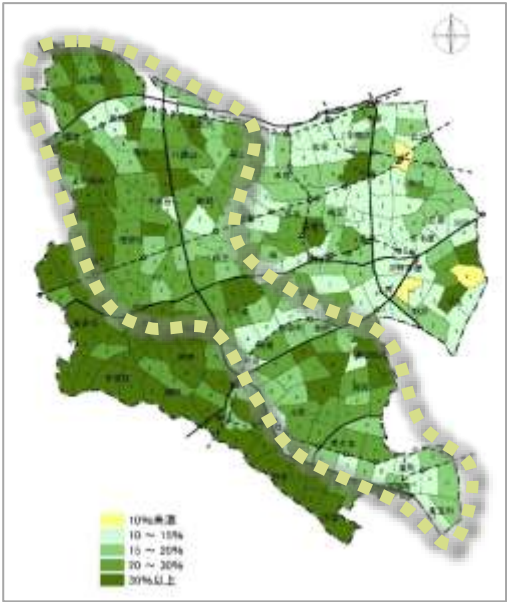
住宅地エリアの イメージ



住宅地では、樹木の落ち葉掃きや花壇づくりが行われ、周辺にも広がっています。住む人々は、自分たちのみどりに誇りを持ち、喜んでみどりと関わり、笑顔があふれています。



立派な街路樹が緑陰をつくり、道路と沿道のみどりが一体となって、広がりのある空間をつくっています。また、公共建築物、駐車場、公園などにおいても、豊かなみどりが確保され、雨水が浸透しやすくなっています。



市街地エリアの イメージ



地域の人々が協力して、空き地などを活用して
コミュニティガーデンをつくっています。



それぞれの敷地で、小さいながらも多様なみどりが
創出され、みどりの街並みがつくられています。

新たなみどりの創出

みどりの公共建築物づくり



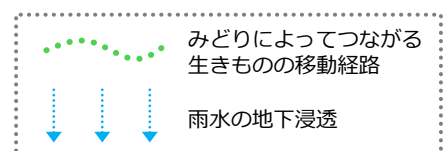
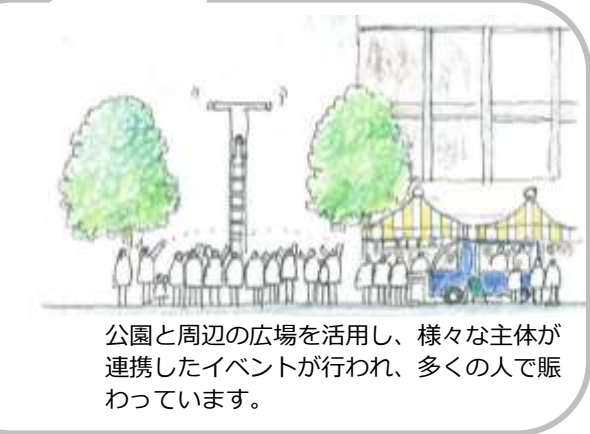
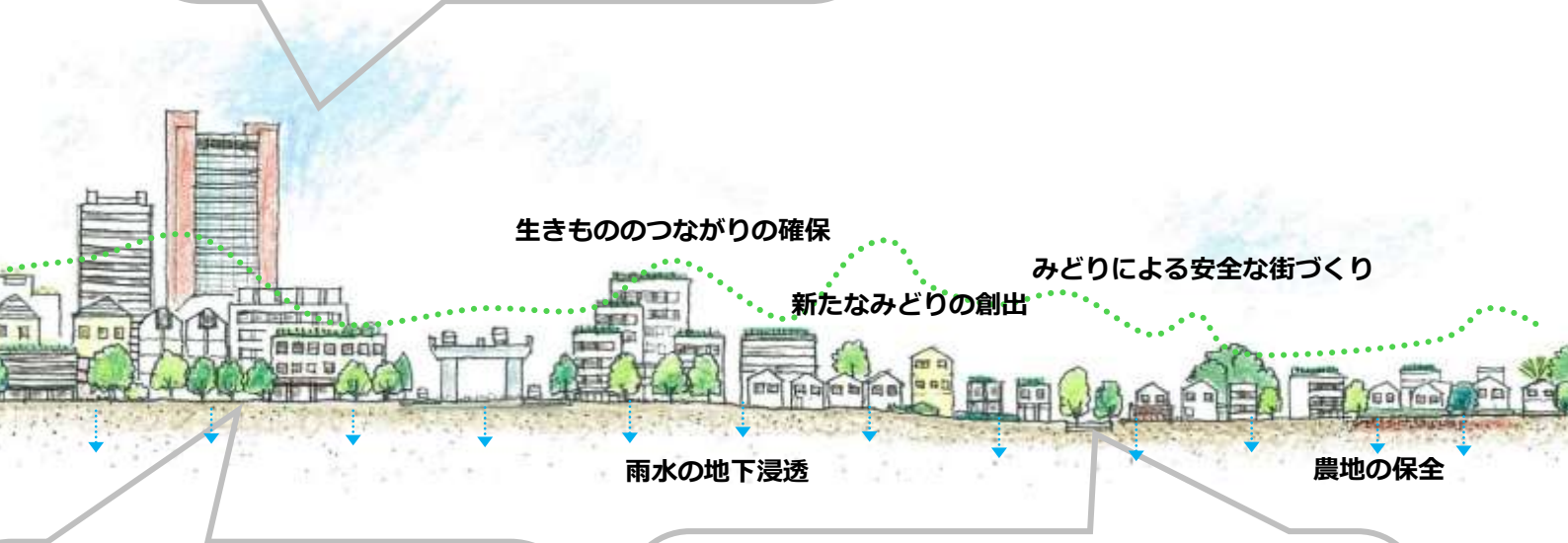
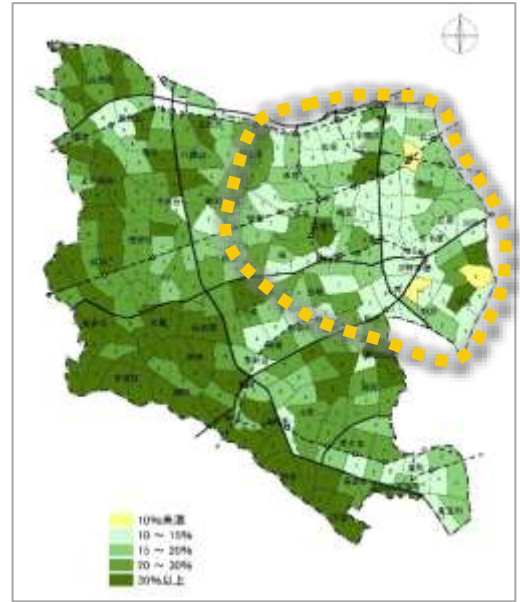
雨水の地下浸透



地域の歴史や文化を伝える資源と一体となった
みどりが大切にされています。



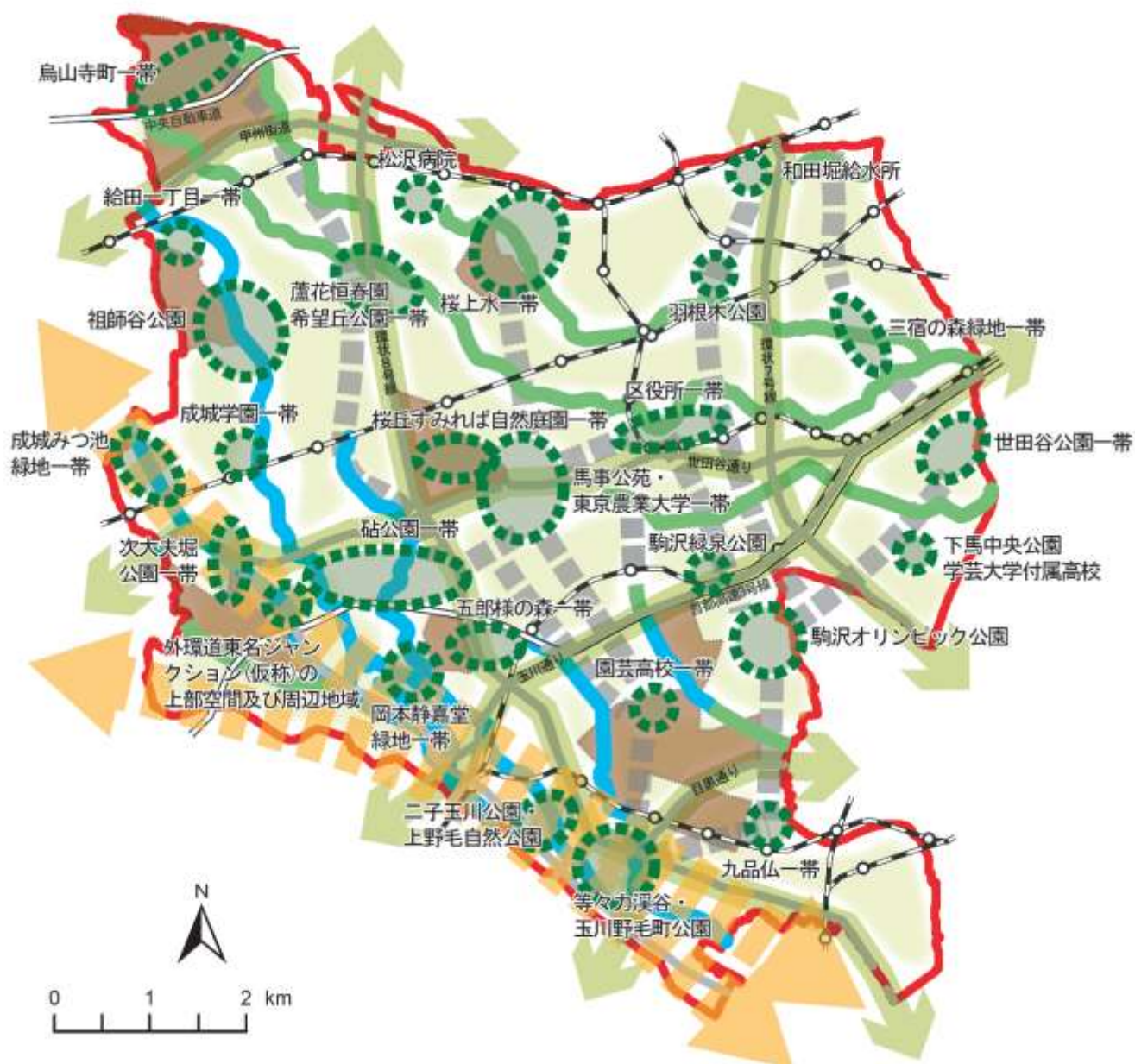
公園では、民間事業者による魅力的なオープン
カフェが整備・運営されています。



(2) みどりのネットワークの形成

骨格的なみどりの軸、みどりの軸（緑道等、河川・開渠）、みどりの幹線軸、みどりの拠点、街なかのみどりをつなぎ、みどりのネットワークを形成します。

■みどりのネットワーク図



凡 例

骨格的なみどりの軸



国分寺崖線と多摩川を骨格的なみどりの軸として位置付け、重点的にみどりを保全する。

みどりの軸（緑道等）



北沢川緑道、烏山川緑道、目黒川緑道、蛇崩川緑道、呑川緑道、玉川上水緑道等のみどりの軸（緑道等）として位置付け、緑化を推進する。

みどりの軸（河川・開渠）



野川、仙川、谷戸川、丸子川、谷沢川等の河川のみどりの軸（河川・開渠）として位置付け、水辺の整備を推進する。

みどりの幹線軸（幹線道路の街路樹）



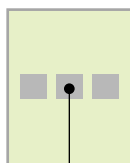
幹線道路とその沿道のみどりの幹線軸と位置付け、道路緑化を推進する。

みどりの拠点（大中規模公園やまとまりのあるみどり等）



大中規模公園やまとまりのあるみどりのほか、広域避難場所※のみどりの拠点と位置付け、みどりを保全・創出する。

街なかのみどり（宅地のみどりや小規模の公園）



拠点と拠点をつなぐ
ネットワークのイメージ

宅地のみどりや小規模の公園を街なかのみどりとして位置付け、小規模に点在するみどりを増やしていくことで、みどりの拠点や、みどりの軸をつなぎ、ネットワークを形成する。

農地保全重点地区※



農地保全方針に基づき指定した農地保全重点地区内において、農地等の保全及び農業振興等拠点の整備を行う。

第4章 取り組みの内容

1. 取り組みの体系

基本方針	取り組み方針
基本方針-1. 水循環を支える みどりを保全する	1-1. 国分寺崖線の保全
	1-2. 水環境の維持・増進
	1-3. 農のみどりの継承
	1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全
基本方針-2. 核となる魅力ある みどりを創出する	2-1. 公園緑地の整備
	2-2. 公園緑地の管理運営
	2-3. 区民がふれあえる水辺の再生
基本方針-3. 街なかに多様なみどりを つくり、つなげる	3-1. 民有地のみどりづくり
	3-2. みどりの公共・公益施設づくり
	3-3. 新たなみどりの創出
	3-4. 外来種や野生生物への対応
	3-5. みどりによる安全な街づくり
基本方針-4. みどりと関わる活動を 増やし、協働する	4-1. みどりを守り育てる活動の活性化
	4-2. みどりに関する情報の管理・発信
基本方針-5. みどりと関わる暮らしを 楽しみ、伝える	5-1. みどりに関する普及啓発
	5-2. みどりのために行動する人材の育成
	5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承

取り組み内容	ページ
1-1-1. 樹林地の保全	47
1-1-2. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進	49
1-1-3. みどりのつながりの保全・確保	49
1-2-1. 河川・水辺の保全	51
1-2-2. 水循環の回復	52
1-3-1. 農地の保全	53
1-3-2. 農とのふれあいの推進	56
1-4-1. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全・支援	57
1-4-2. 民有地の身近なみどりの保全・支援	58
1-4-3. 風景づくりと連携した樹木の保全	58
1-4-4. みどりを活かした街づくりの推進	59
2-1-1. 公園緑地の配置・整備	61
2-1-2. 様々な手法による公園緑地の確保	63
2-1-3. みどりを守り育てる資金の確保	64
2-1-4. 区民や事業者との協働による魅力ある公園づくり	65
2-2-1. 公園の適切な維持・更新	68
2-2-2. 地域の魅力を高める公園マネジメントの検討	69
2-3-1. 区民がふれあえる水辺の再生	70
3-1-1. 花とみどりの街づくりの推進	71
3-1-2. 緑化指導・誘導の推進	75
3-1-3. 建設行為等におけるみどりの風景づくり	76
3-2-1. みどりの道づくり	77
3-2-2. みどりの学校づくり	78
3-2-3. みどりの公共・公益施設づくり	79
3-3-1. 新たなみどりの創出	80
3-4-1. 外来種や野生生物への対応	83
3-5-1. 災害に備えた水環境の整備	84
3-5-2. みどりによる防災機能の強化	85
4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携	86
4-1-2. 区民や団体などとの連携	86
4-1-3. みどり・生きものの表彰制度の推進	87
4-1-4. トラスト運動支援者数の拡大	87
4-1-5. 協働によるみどりの風景づくり	88
4-2-1. みどりに関する情報の管理・発信の仕組みづくり	89
5-1-1. みどりを理解する場づくり	91
5-1-2. みどりに関する普及啓発	92
5-1-3. みどりの再生利用	93
5-2-1. みどりと関わる体験・学習機会の拡充	95
5-2-2. みどりと関わる人材の育成	96
5-3-1. みどりとともにある歴史・文化の継承	97

2. 取り組み内容

基本方針- 1. 水循環を支えるみどりを保全する

1- 1. 国分寺崖線の保全

「世田谷のみどりの生命線」である国分寺崖線は、多摩川が 10 万年以上の年月をかけて武蔵野台地を削り取ってできた河岸段丘で、まとまった樹林地や湧水、河川などの豊かな自然環境が一体となった世田谷を代表する貴重なみどりを育んでいます。

国分寺崖線の保全をより一層強化するため、関連条例に基づく制度の活用を進めるとともに、その効果を検証しながら、制度の拡充を検討します。

また、様々な普及啓発や区民との協働により、国分寺崖線保全の活動を広げていきます。

1-1-1. 樹林地の保全

国分寺崖線のまとまった樹林地や樹木を保全するため、都市計画緑地、特別緑地保全地区、市民緑地、特別保護区、保存樹木・保存樹林地、小さな森制度などの諸制度を活用するほか、有効な制度についての検討や制度の周知機会の拡充に努めます。

特別緑地保全地区などについては、緑地の保全に関する方針に基づき、新たな地区の指定の検討を進めます。特別緑地保全地区は、地区ごとに「緑地等に関する保全計画」を策定します。



成城四丁目十一山
特別緑地保全地区・市民緑地



成城三丁目なかんだの坂市民緑地

■国分寺崖線の状況（2016（平成 28）年）



■ 樹林地の保全制度の概要 (注)

制度名 (制度の法的根拠)	基準等	公開条件	税制面の優遇措置	区等の管理・支援
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	- 都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地 - 都市の歴史的・文化的価値を有する緑地 - 生態系に配慮した環境づくりのための動植物の生息、生育地となる緑地	なし	- 固定資産税の減税（最高 1/2） - 山林/原野について相続税の土地評価が 8 割減 - 都市緑地法に定める管理協定を結び、貸付期間 20 年以上等の要件に該当する場合、相続税の土地評価が 2 割減	なし
市民緑地契約制度 (都市緑地法)	市街化区域内の 300 ㎡以上の樹林地、または樹林地にできる土地で、公道に面している土地	5 年以上	- 固定資産税、都市計画税の免除 20 年以上の契約は相続税の土地評価が 2 割減	(一財)世田谷トラストまちづくりが維持管理
市民緑地認定制度 (都市緑地法)	- 民間主体が市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置、管理 - 面積 300 ㎡以上 - 緑化率 20%以上	5 年以上	緑地保全・緑化推進法人が設置管理する認定市民緑地は、固定資産税、都市計画税の軽減	民間主体が管理
特別保護区 (世田谷区みどりの基本条例)	樹林地、水辺地及び動物生息地と一体となったみどりの存する土地で、自然的、社会的条件から特別に保護する必要がある土地	なし	固定資産税、都市計画税の一部を区が補助	維持管理の一部を区が支援
保存樹木・保存樹林地制度 (世田谷区みどりの基本条例)	- 地上 1.5m の高さで幹回り 1.2m 以上の樹木 1000 ㎡以上の樹林地など	なし	なし	数年に一度、維持管理として枯れ枝の除去などを区が支援
小さな森制度 (一財)世田谷トラストまちづくり独自の制度)	50 ㎡以上の緑地、または緑地にできる土地で、一部でも道路に接しているか、公開時に通路を確保できる土地	なし	なし	公開日は、(一財)世田谷トラストまちづくり、「小さな森ボランティア」による手伝いあり

注：2017（平成 29）年現在



1-1-2. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進

国分寺崖線に関連したマップ、情報誌、ホームページの活用や自然観察会の開催など、みどりにふれあう機会の拡大や、区民や活動団体、事業者が関わる機会の確保に努め、国分寺崖線のみどりを守り育てる機運を高め、活動を広げていきます。

■国分寺崖線発見マップ



1-1-3. みどりのつながりの保全・確保

国分寺崖線のみどりのつながりを保全するよう、建築行為や開発行為等の際に周辺のみどり環境と一体性を高めていく街づくりを進めます。

●条例などによる建築規制と緑化誘導

国分寺崖線と周辺のみどりを守るために、開発等における建築物等の規制・誘導と、必要に応じて周辺のみどり環境との一体性を高めていくための制度の拡充検討を進めます。

■国分寺崖線を守る条例の概要

条例	目的・概要等
東京都風致地区条例	多摩川風致地区における風致の維持を図る。
世田谷区国分寺崖線保全整備条例	国分寺崖線とその周辺の「国分寺崖線保全整備地区」における良好な景観形成と住環境の整備を図る。
世田谷区斜面地等における建築物の制限に関する条例	国分寺崖線をはじめ、斜面地に建築される集合住宅について、周辺の良好な住環境との調和を図るために、建築に関する制限などを定める。
世田谷区みどりの基本条例	国分寺崖線とその周辺の「国分寺崖線保全重点地区」における建築行為等に伴う緑化率等を定める。
世田谷区風景づくり条例	風景づくり重点区域である「水と緑の風景軸※」において、国分寺崖線のみどりや地形などの風景特性を踏まえた指導・誘導を行う。

■国分寺崖線の保全イメージ



●地区計画・地区街づくり計画や緑地協定制度によるみどりの保全

国分寺崖線やその周辺区域において、樹林や農地の保全とともに、みどりの創出や敷地の細分化の防止などによるみどり豊かな住宅地の形成をめざした地区計画※・地区街づくり計画※の策定や緑地協定※の締結を促進します。

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	国分寺崖線に対する理解を深め、みどりや生きものの生息・生育地の保全や活動に協力します。また、みどりを適切に維持管理します。
事業者	国分寺崖線に対する理解を深め、みどりや生きものの生息・生育地の保全活動に協力します。
世田谷区	国分寺崖線のみどりの保全に努めるとともに、みどりや生きものの生息・生育地の保全活動を進めます。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	国分寺崖線の豊かな自然環境の魅力を発信し、自然環境調査や生きものの生息・生育地の保全活動を進めます。
教育機関 研究機関	国分寺崖線の豊かな自然環境を守りながら、教育・研究活動を進めます。
東京都 関係自治体	国分寺崖線などの崖線のみどりの保全について、広域的な連携を図ります。

1-2. 水環境の維持・増進

世田谷は、多摩川や野川をはじめいくつもの川が流れ、国分寺崖線を基軸とした湧水に恵まれ、その環境は区民に親しまれてきました。これは、雨水が地下に浸透して土壌に蓄えられ、地下水が涵養され、湧水となって河川などに流れ込み、大気中に蒸発して再び雨となる連続した水循環のあらわれであり、この水循環によってみどりや生きものが育まれてきました。

しかし、近年市街化の進行に伴い、雨水浸透面が減少したことにより、地下水・湧水の水量の減少がみられます。また、気候変動により集中豪雨が多発していることから、公共・公益施設や民有地などの雨水浸透能力を高めることが、水害を防ぐ上でも重要になっています。

このため、安全で快適な都市の環境を守り、世田谷の街の魅力を高める社会基盤（グリーンインフラ）として、自然の持つ機能を活かし、強化するよう、河川や湧水、地下水、宙水を貴重な環境資源として保全するとともに、雨水浸透施設の設置を促進するほか、透水性舗装の拡大を進めるなど、雨水浸透能力の確保・増進や水循環の回復をさまざまな方策で進めます。

1-2-1. 河川・水辺の保全

貴重な水環境である湧水や地下水・宙水の保全を図るほか、河川を含めた水のネットワークの保全を図ります。

また、野川における多自然川づくり※など、水辺の生きものの生息・生育に配慮した河川やビオトープの整備・管理を進めます。

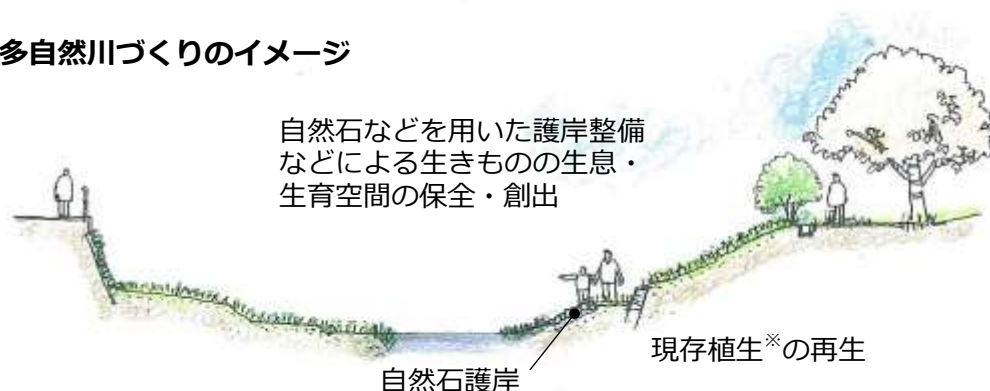


経堂五丁目特別保護区



多自然川づくりを進めている野川

■多自然川づくりのイメージ

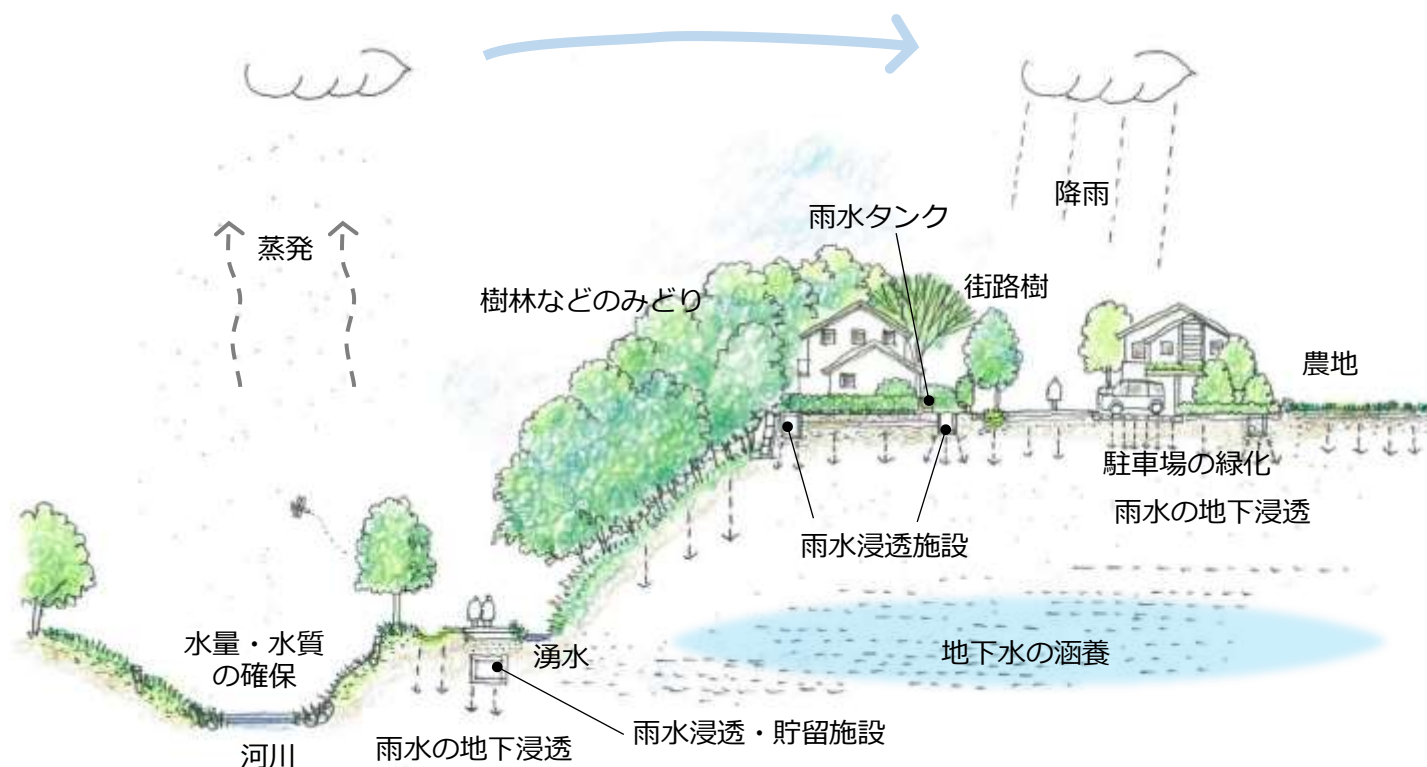


1-2-2. 水循環の回復

湧水や地下水・宙水の保全を図るために、農地をはじめとする自然面※の保全・確保、雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の拡大、また広域の上流域の自治体と連携した流域対策など、グリーンインフラの観点による取り組みを進めます。

さらに、湧水保全重点地区※の拡大検討を行い、雨水の地下浸透を促進し、適正な水循環の回復を図ります。

■グリーンインフラの観点による水循環のイメージ



■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	雨水浸透施設・貯留施設を積極的に利用するなど、地下水・湧水の保全に努めます。
事業者	雨水浸透施設・貯留施設を積極的に利用するなど、地下水・湧水の保全に努めます。
世田谷区	自然面の保全・確保に努めるとともに、雨水浸透施設や涵養施設の設置を進めます。また、雨水浸透施設設置助成による地下水の涵養や地下水・湧水の保全指導を行います。
国 東京都	生物多様性に配慮した河川の整備・管理を区と調整・連携しながら行います。

1-3. 農のみどりの継承

世田谷の農地は、「食の供給」をはじめとして、環境の保全、雨水浸透と水の循環、土とのふれあい、災害時の防災空間や農産物の供給、世田谷らしい風景の継承など、多面的な機能を有しています。

しかし農を取り巻く状況は、都市化の影響や相続税の負担、周辺に対する配慮、農業従事者の高齢化や後継者の不足などにより、厳しい状況であり、農地も減少が続いています。

このような状況を踏まえ、農業振興計画等により、農業が世田谷になくてはならない産業として成り立つよう、安定した農業経営の確立をめざします。また、農地の保全・活用と、区民と農がつながる取り組みの拡充を進めながら、農のあるみどりの豊かさを継承し、世田谷の農が都市の中でしっかりと位置付けられている状況をめざします。

農地^(注)のみどりの目標量（10 年間） 10 haの減少に抑制する

注：この計画において「農地」とは、耕作の目的に供された土地（生産緑地、宅地化農地等の農業用地のほか、家庭菜園、区民農園、農業公園内の菜園を含む）をいいます。ただし、便宜上、みどりの目標量は東京都土地利用区分の農地面積を使用しています。



1-3-1. 農地の保全

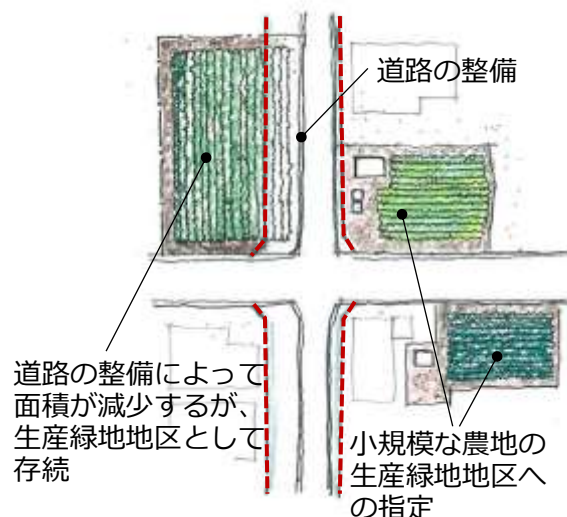
多様な機能を持つ農地を区民共通の財産として、新たな制度の活用を含めて、積極的に保全します。

●生産緑地の保全

農地は、良好な都市環境をつくる上で欠かせないものです。

農地を都市にあるべきみどりとして保全するために、所有者の意向を踏まえながら、生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地[※]の指定などを進めます。さらに、国の法改正や税制改正を踏まえ、生産緑地の貸借制度の運用など、農地の保全策を進めていきます。

■生産緑地地区の指定イメージ



■ 農地の保全制度の概要 (注)

制度名 (制度の法的根拠)	主な要件	税制面の優遇措置	区の管理等
生産緑地地区 (生産緑地法・都市計画法・生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例)	- 現に農業の用に供されかつ1年以上耕作している農地であること - 良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること - 一団で面積 300 m²以上の規模であること(条例により一団で 300 m²以上の規模に定めている) - 農業の継続が可能な条件を備えていること - 相当期間(概ね 30 年間)にわたって農業経営等の継続が期待できること - 生産緑地地区の指定から 30 年が経過する前に、所有者等の意向を基に、特定生産緑地に指定。10 年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長ができる。	- 固定資産税、都市計画税の軽減 - 相続税納税猶予	なし
区民農園 (特定農地貸付法・市民農園整備促進法・世田谷区立区民農園条例)	- 基本的に概ね 500 m²以上の生産緑地地区以外の農地 - 接道していること(整備車両の乗り入れが可能であること) - 農地所有者と区が 6 年以上の無償使用貸借契約(以後2年ごとの更新)	固定資産税、都市計画税の免除	区が管理
緑域環境維持農地制度 (世田谷区緑域環境維持農地制度実施要綱)	- 区内に住所を有する農家が現に耕作する区内の農地で、生産緑地地区以外の農地 - 面積 150 m²以上(当該農地の隣地が生産緑地地区又は緑域環境維持農地である場合は 100 m²以上)の農地 - 保有農家と区が 5 年間の維持等について協定を締結 - 災害時、生鮮食品の提供及び仮設住宅用地等のオープンスペースとして協定農地を提供	なし	農地の維持に必要な費用(消耗品の購入等)の一部を区が補助
農業公園の都市計画決定 (世田谷区農地保全方針)	- 農地保全重点地区内で、農業振興等拠点として有効性が高い農地及び屋敷林 - 合計面積 1 ha 以上で都市計画公園・緑地に指定	なし	所有者が農地を手放さざるを得なくなった時に、区が農地を取得して農業公園として整備

注：2017(平成 29)年現在



生産緑地地区

●農業振興施策の展開

都市農地を保全していくために、区内農産物のブランド化や地産地消[※]の推進など、農業振興策を展開し、安定的な営農が継続できる環境づくりを進めます。

●農地保全方針に基づく取り組みの推進

農地保全重点地区内では、生産緑地地区の追加指定や宅地化農地の区民農園[※]などにより農地の保全に努めます。

また、農業振興等拠点として活用できる農地及び屋敷林を、あらかじめ農業公園として都市計画決定し、さまざまな農地保全策によっても、所有者が農地を手放さざるを得なくなった時に、区が農地を取得して農業公園として整備することで、農地を長期的に保全していきます。

■農業公園と生産緑地の一体的利用のイメージ



喜多見農業公園



瀬田農業公園分園

●農の風景の保全

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくために東京都の制度である「農の風景育成地区」に指定されている喜多見四・五丁目では、土地利用の誘導や農の風景との調和に配慮するほか、農の風景を楽しめる散策ルートを活用を進めます。

1-3-2. 農とのふれあいの推進

区民アンケートでは、今後、参加したいと思うみどりに関連した活動として、農作業体験が最も多い結果となりました。

区民が都市農業への理解を深めることができるよう、ふれあい農園、体験農園、区民農園の運営・拡充や、民間事業者等との連携を含めて、気軽に土に親しみ、収穫の喜びを得る機会を提供します。また、農地を活かした農とのふれあいの機会の確保、公共・公益施設などの建物や学校の屋上、未利用地などを活用した農園づくりのように、あらゆる場所に、様々な「農」が息づき、農とふれあう賑わいの創出を進めます。



農産物の収穫体験(喜多見農業公園)



伝統野菜の
「大蔵大根※」



鉄道の上部空間を利用した農園



農家主導のもと、民間事業者が
サポートして運営する体験農園

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	区や JA などが開催する農業に関するイベントへの参加などを通して、農業農地への理解を深めるほか、区民農園など農作業を体験できる場を積極的に利用します。
事業者	農地を活用した区民が利用できる農園の開設や運営を行います。また、農業従事者は、新鮮な農産物の生産・提供に努めます。
世田谷区	農地の保全・活用に努めるとともに、東京都や農業関係団体と連携して、都市農地の保全や営農支援に努めます。また、取得した農地を農業公園として整備・活用を図ります。
国 東京都	区の農地の保全に向けた取り組みを支援します。

1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全

世田谷のみどりは、地域の歴史を伝えている社寺林・屋敷林をはじめとするまとまりのあるみどりや、住宅地のみどりなど、民有地に残る身近なみどりが区域全体に点在していることが特徴で、みどりの多い住宅都市のイメージをつくっています。

これらのみどりは、所有者の大変な努力によって維持されてきた貴重な資源であるといえます。このようなみどりを守っていくために、現在の法制度や条例をより一層活用するとともに、所有者が保有し続けることができるよう支援の強化を図ります。

また、大規模な敷地の計画に対しては、街づくり誘導指針などに基づき、地域のみどりの資源として保全・継承していきます。

1-4-1. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全・支援

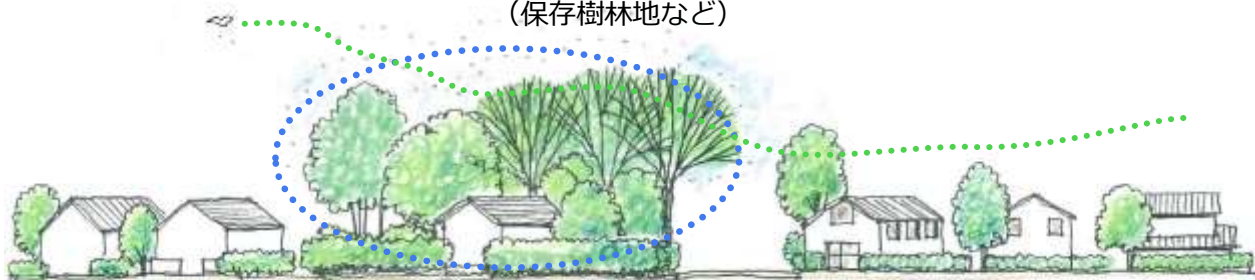
社寺林や屋敷林などの樹林地・樹木を保全するため、特別緑地保全地区、市民緑地、特別保護区、保存樹木・保存樹林地、小さな森制度などの諸制度を活用するとともに、区の制度の拡充を検討するほか、これらの制度の周知機会の拡充に努めます。

特別緑地保全地区などについては、緑地の保全に関する方針に基づき、新たな地区の指定の検討を進めます。特別緑地保全地区は、地区ごとに「緑地等に関する保全計画」を策定します。

また、所有者が樹林地や樹木を保有し続けることができるよう、地域でみどりの管理を支援する取り組みを進めます。

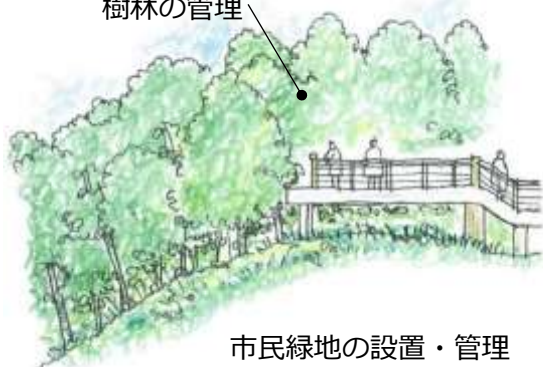
■ 屋敷林などの保全イメージ

環境の改善、生きものの生息・生育、みどりの風景づくりなどに役立つ街なかの樹林を保全（保存樹林地など）



■ 市民緑地のイメージ

樹林の管理



市民緑地の設置・管理



保存樹林地

1-4-2. 民有地の身近なみどりの保全・支援

住宅地などには、暮らしとともにあった樹木や庭が多く点在しており、みどりが豊かな世田谷のイメージをつくり出しています。このようなみどりの資源を守り、適切に維持管理するためには、地域の人々の理解や協力が大切です。

民有地の身近なみどりを守り、育てるために、保存樹木の指定、樹木の移植の支援などのほか、地域でみどりの保全や管理を支援する取り組みを進めます。

■ 身近なみどりの保全・支援のイメージ

地域の大切なみどりとして保全（保存樹木など）



地域住民が落ち葉掃きや清掃などで協力して
保全や管理を支援する



保存樹木



保存樹木(並木)

1-4-3. 風景づくりと連携した樹木の保全

良好な風景の形成において特に重要な樹木について、景観法に基づく景観重要樹木[※]への指定を検討します。

■ 景観重要樹木の指定要件 「世田谷区風景づくり計画」より

- 周囲の風景づくりの核又はシンボルとなると認められること。（地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の樹容が風景上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な風景づくりに重要なものであること。）
- 道路その他の公共の場所から容易に望見されるものであること。
- 適切な維持管理がなされる目途があること。

1-4-4. みどりを活かした街づくりの推進

●大規模な敷地におけるみどりの保全

建築物の新たな建築や団地の建替えのような大規模な敷地での土地の改変の機会をいち早く捉え、環境基本条例に基づく環境配慮制度や街づくり誘導指針の策定・活用などによって、既存の樹木や樹林を守り活かし、今後の街づくりに役立てていくよう、事業者働きかけていきます。



団地の建替えで保全されたみどり

■団地建替えにあわせたみどりの保全・創出のイメージ



●地区計画・地区街づくり計画や緑地協定制度によるみどりの保全

みどりを活かした街づくりをめざし、地区計画・地区街づくり計画の策定や緑地協定の締結を促進します。

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	みどりの保全や管理に関わる活動に参加するほか、みどりの保全に関する制度を活用します。
事業者	建築・開発行為において、みどりの保全に配慮した事業を進めます。
世田谷区	みどりの保全・支援を進めるとともに、区が実施する建築行為において、みどりの保全に配慮した事業となるよう、様々な手法による取り組みを進めます。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	市民緑地や小さな森制度により、みどりの保全を進めます。

基本方針- 2. 核となる魅力あるみどりを創出する

2-1. 公園緑地の整備

区内には、都市公園と身近な広場（条例別表・規則別表）を合わせて約 600 か所の公園緑地があり、都市環境の改善、レクリエーションや子どもの遊び場の確保、防災の拠点、良好な都市の風景づくりなどの多様な機能を持ち、地域の貴重なみどりの拠点となっています。

これらの公園緑地について、区民 1 人当たり 6 ㎡を確保することをめざすとともに、地域の特性やニーズに応じた区民に親しまれる魅力と特徴を備えた、質の高い公園緑地となるよう整備を進めます。

公園のみどりの目標量（10 年間）

40 ha増やす



世田谷公園



三宿の森緑地



羽根木公園



成城三丁目緑地



ねこじゃらし公園



次大夫堀公園



瀬田四丁目旧小坂緑地



上用賀公園



目黒川緑道

2-1-1. 公園緑地の配置・整備

世田谷区立公園条例において、区民1人当たりの公園面積の目標は6㎡以上としています。現状は2.97㎡（2017（平成29）年現在）と目標に達していないことから、財政計画との整合性を図りながら、地域の資源を活かしつつ、不足している世田谷の公園緑地が充実するよう努めます。

■公園緑地の配置・整備方針

①効果的な手法による都市計画公園・緑地の整備

- 都市計画公園・緑地の未開設区域は、都と区の役割分担により整備します。
- 区が設置する都市計画公園・緑地は、優先整備区域の事業化を図るとともに、事業効率や緊急性を考慮しながら未開設区域の開設をめざします。
- 東京都には、都が設置する都市計画公園・緑地、特に祖師谷公園の整備推進を要請していきます。

②中規模公園の整備

- 世田谷には、日常的な屋外レクリエーションや災害時の避難地としての機能を果たすことができる敷地面積1ha以上の中規模公園が不足しています。そのため、中規模公園を「みどりの拠点」及び「中規模公園を配置する地域」に、機会を捉えて整備します。

③特に公園緑地が少ない地域の公園緑地整備

- 街区内の居住者が公園緑地を容易に利用することができるように、「特に公園緑地が少なく公園緑地を配置する地域」において、公園緑地整備を進めます。

④ぽけっと公園の拡大、機能分担

- ごく小規模なぽけっと公園（敷地面積500㎡未満）は、街区公園（敷地面積500㎡以上1ha未満）の機能を補完することを目的とした公園です。遊戯、軽運動、休養などの身近な公園としての機能を充実させるために、ぽけっと公園の敷地面積を拡げていきます。
- 複数のぽけっと公園が近接している場合は、それらのぽけっと公園を一つのグループと考えて、改修などの機会を捉えて、遊戯、軽運動、休養などの機能を分担することにより、グループ全体で街区公園としての機能を確保していきます。

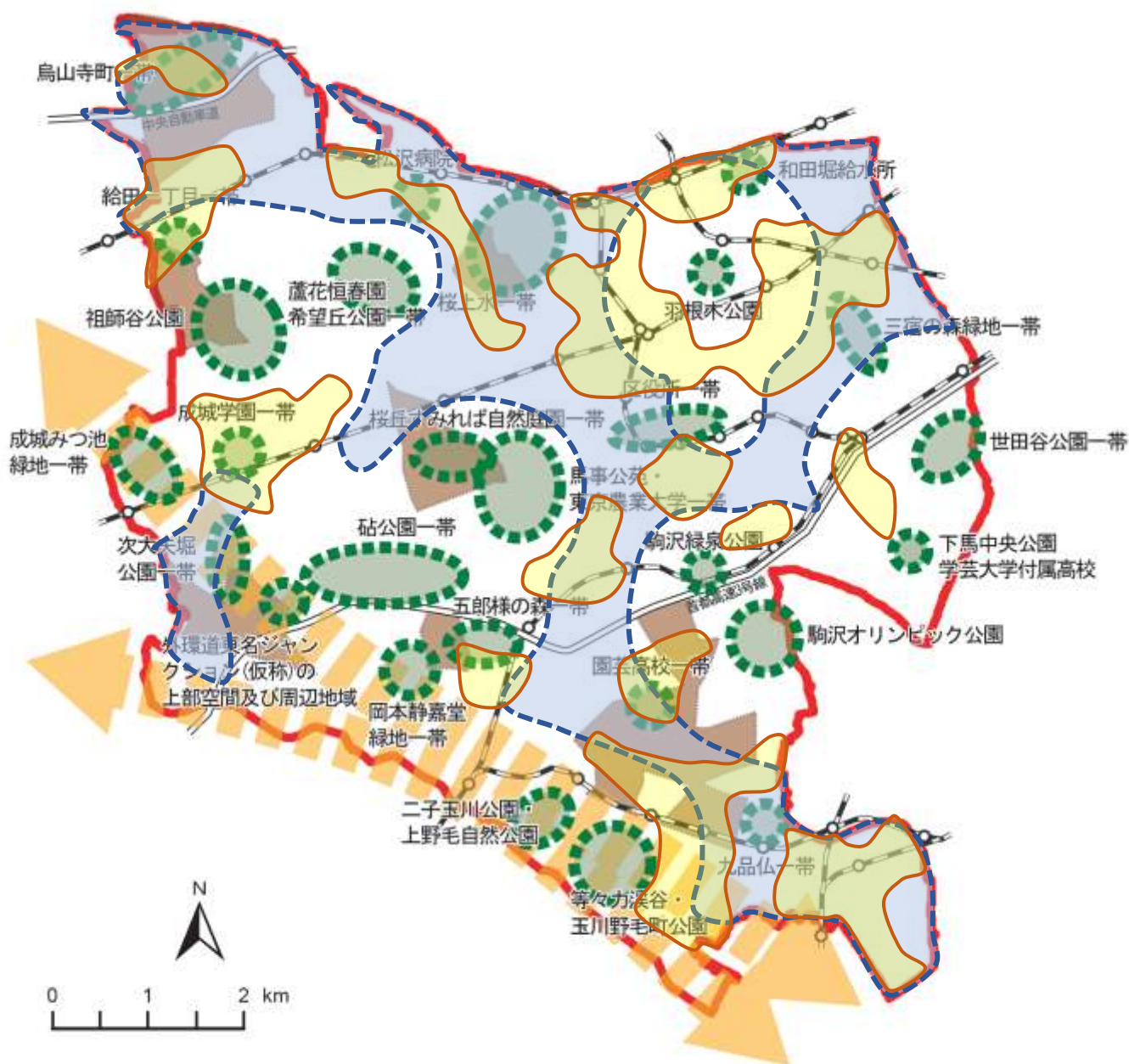
⑤公園緑地による、まとまりのあるみどりの保全

- 世田谷の自然的環境を保全、改善し、都市景観の向上を図るため、「骨格的なみどりの軸」を中心に、市街地に残る良好な樹林地、湧水地などのみどりを、公園緑地として保全します。
- 「農地保全重点地区」では、農業振興等拠点として活用できる農地及び屋敷林を、あらかじめ農業公園として都市計画決定し、所有者が農地等を手放さざるを得なくなったときに、農業公園として整備します。

⑥街づくり事業と連携した良好な公園緑地の整備

- 土地区画整理事業や開発行為、防災街づくり、道路・鉄道の整備、団地の建替えといった他の街づくり事業の機会を捉え、公園緑地整備を推進します。

■公園緑地配置方針図



凡 例



中規模公園を配置する地域



特に公園緑地が少なく
公園緑地を配置する地域



骨格的なみどりの軸



みどりの拠点



農地保全重点地区

注：世田谷の公園緑地は全体的に不足しているため、白地の部分においても、街づくり事業と連携して公園緑地の充実に努めます。

2-1-2. 様々な手法による公園緑地の確保

「借地公園」や、民間の活力を導入することにより早期に公園的空間として整備・公開する「民設公園[※]」、限られた都市空間を有効に利用できる「立体都市公園[※]」、「寄附公園制度[※]」といった様々な手法を用いて公園緑地の確保に努めます。



土地の寄附を受けて整備した
淡島阿川公園



電車車庫上部を借地によって身近な広場
として整備したきたみふれあい広場

■ 様々な手法による公園緑地の確保 ^(注)

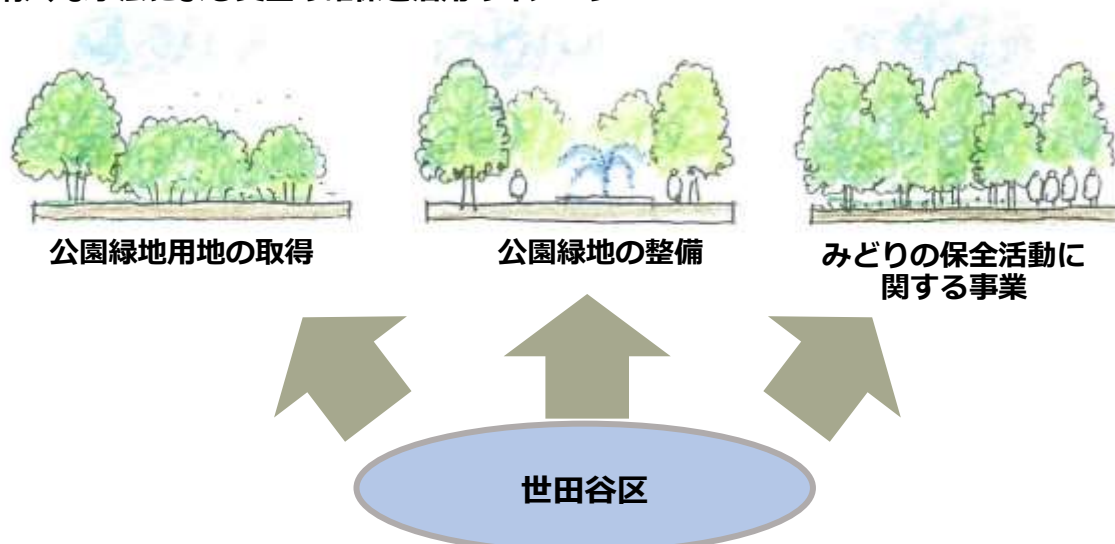
制度名 (制度の法的根拠)	主な基準	税制面等の優遇措置	管理
借地公園 (都市公園法、世田谷区立公園条例)	- 面積 500 m²以上 - 土地所有者と区が20年以上の無償使用貸借契約 - 公園緑地として適切に維持管理、活用できること	- 固定資産税、都市計画税の免除 - 相続税の土地評価が4割減(ただし、相続人から引き続き公園として貸し付ける同意が必要)	区が管理
身近な広場 (世田谷区立身近な広場条例)	- 土地所有者と区が原則10年以上の無償使用貸借契約 - 身近な広場として適切に維持管理、活用できること	固定資産税、都市計画税の免除	区が管理
民設公園 (東京都市民設公園事業実施要綱)	- 都市計画公園・緑地内において、民間事業者による、敷地の7割以上かつ1ha以上の公園的空間の整備・管理 - 民間事業者は、継続的な維持管理のため、最低35年分の管理費を一括拠出	- 都市計画法第53条を特例許可 - 公開される土地については、固定資産税、都市計画税を減免	民間事業者が管理
寄附公園制度 (世田谷区公園緑地等の寄附の受入要綱)	- 面積基準なし - 公園緑地等として適切に維持管理、活用できること	- 公園緑地等名称の一部に、寄附者のお名前等を入れることができる - 寄附の経緯等を記載した案内板等を寄附した公園緑地等に設置できる - 所得税等の寄附金控除の対象となる	区が管理

注：2017（平成29）年現在

2-1-3. みどりを守り育てる資金の確保

みどりを守り育てるため、国や都からの交付金や補助金、世田谷区みどりのトラスト基金への寄附金募集、せたがや区民債の発行などにより資金確保に努めるほか、新たな資金確保の手法を検討します。

■様々な手法による資金の確保と活用のイメージ



世田谷の貴重なみどりである
国分寺崖線を守りたい

みどりとふれあい、
憩える場を増やしたい



世田谷区みどりのトラスト基金
パンフレット



みどりのトラスト基金を活用して保全している
神明の森みつ池特別保護区

2-1-4. 区民や事業者との協働による魅力ある公園づくり

多くの方に利用される魅力ある公園をつくるには、地域の特性を活かし、子どもの遊びや地域ニーズを的確に捉えた計画や、地域住民が管理運営に関わることが大切です。

区民との協働、民間活力の活用を積極的に進め、公園を地域の財産として最大限に活かす取り組みにより、魅力ある公園づくりを進めます。

●区民との協働による公園づくり

公園の規模や種類に応じて、ワークショップや利用者アンケートなど、多様な手法を活用して、区民との協働による公園づくりを進めます。

●生物多様性に配慮した拠点づくり

生きものの生息環境の確保・向上につながる拠点として、水辺や草地の創出、時期や頻度を変えた草刈りなどの整備・管理に取り組みます。

■生物多様性に配慮した拠点づくりのイメージ



生物多様性に配慮した公園管理(桜丘すみれば自然庭園)
時期や頻度を変えた草刈りや、剪定枝・枯れ木積みなどにより、多様な生きものの住処をつくる工夫をしています。

●外遊びや自然体験の拠点となる公園づくり

公園は、子どもの身近な遊び場として、重要な役割を持つ施設です。子どもたちが遊具や広場で楽しく遊べる公園にするとともに、緑豊かな公園で自然にふれ、体験できる場づくりを進めます。

既存のプレーパークを地域の外遊び啓発の拠点とするとともに、砧地域のプレーパークの設置や、プレーカー（プレーパークの出張事業）の実施、プレーリヤカー（乳幼児の公園でのひろば活動）の拡充など、公園を利活用し、身近な自然体験、外遊びの場と機会の充実をめざします。



プレーパーク



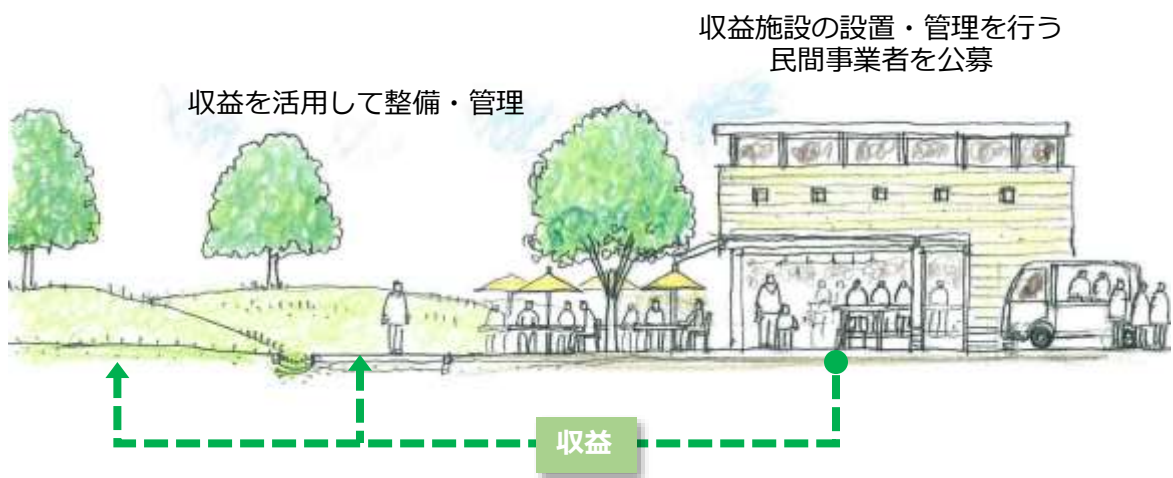
プレーリヤカー

●民間事業者等による公園づくり

民間事業者や地元造園会社との効果的な連携により、地域の特性を活かしながら特徴ある公園づくりに取り組んでいます。

また、Park-PFI 制度※の活用などにより、民間事業者が公園施設の設置や管理運営を行うことで、財政負担の軽減や公園サービスの向上を図り、公園利用者の満足度を高める公園づくりを進めます。

■民間事業者による公園づくりのイメージ



●防災関連施設を持つ公園づくり

災害時において、公園は地域住民の避難場所や火災の延焼防止などの重要な役割を果たします。そのため、公園の立地、規模、種別に応じた防災面の機能強化を図り、都市の防災性を向上させます。

公園づくりにあたっては、一時集合所あるいは災害復旧の拠点となるよう、必要に応じて、災害用マンホールトイレ※、災害用井戸、太陽光発電灯、避難しやすい出入口など、防災機能を高める施設を設置します。



災害時に使用できるマンホールトイレと収納庫
(上用賀公園)



二子玉川公園のカフェは、災害時には
帰宅困難者を支援する施設としての
機能を持っています。

●誰もが利用しやすい公園づくり

様々な人が安全に、安心して公園を利用できるように、自然特性などを考慮しながら、ユニバーサルデザイン※の公園づくりを進めます。



車いすでも利用できる砂場
(二子玉川公園)

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	ワークショップに参加するなど、公園緑地の整備に関わります。
事業者	公園施設の設置管理やリニューアルなどに関して、積極的に関わります。
世田谷区	生物多様性、防災、ユニバーサルデザインなどに配慮した公園整備を進めます。また、民間事業者や区民が公園緑地の整備や管理に関わることができるよう制度を整備します。

2-2. 公園緑地の管理運営

公園緑地の整備を進めると、管理面積が増え、同時に年月を経て老朽化する公園緑地も増えます。公園緑地は、誰もが安全で安心して利用し続けることが求められます。そのため、維持経費の平準化や優先度を設定した効果的な施設の更新など、公園緑地について適切な維持管理を進めます。

また、公園緑地の機能や個性を最大限に、かつ柔軟に引き出しながら地域の魅力を高めていく管理運営等を進めます。

2-2-1. 公園の適切な維持・更新

●公園施設の適正管理

「世田谷区公共施設等総合管理計画」の個別計画として策定した「世田谷区立公園等長寿命化改修計画」に基づき、誰もが安全で、安心して公園を利用し続けることができるよう、対処が必要になってからの応急的な維持管理手法ではなく、専門家による点検等を含めた予防保全型の維持管理により、計画的な公園等の改修・修繕を行います。

また、防犯効果を高める見通しがよい公園づくりや遊具の安全保守の徹底、利用者の適正利用の誘導など、地域との協働により、安全で快適な公園管理に努めます。

さらに、生物多様性に配慮した公園など、公園の特色に応じたふさわしい維持管理を進めます。

●公園樹木の適正管理

公園開設から年月が経ったことにより樹木の老齢化が進み、倒木や枯れ枝の落枝などによる被害の危険性が高まっています。

このため、樹木医などの専門家による点検や診断に基づく樹木管理を推進し、公園利用者の安全の確保に努めます。また、倒木の危険性が高い樹木については、樹木医の診断のもと優先度を設定し、更新していきます。

●区民参加を促進する公園管理

区民参加により、公園の清掃や除草などをする「公園管理協定制度※」や、花壇を管理する「花による緑化推進制度※」を引き続き推進していくとともに、管理作業の拡充を検討します。



区民による軽剪定作業



区民によるペンキ塗り替え(右写真:実施イメージ)

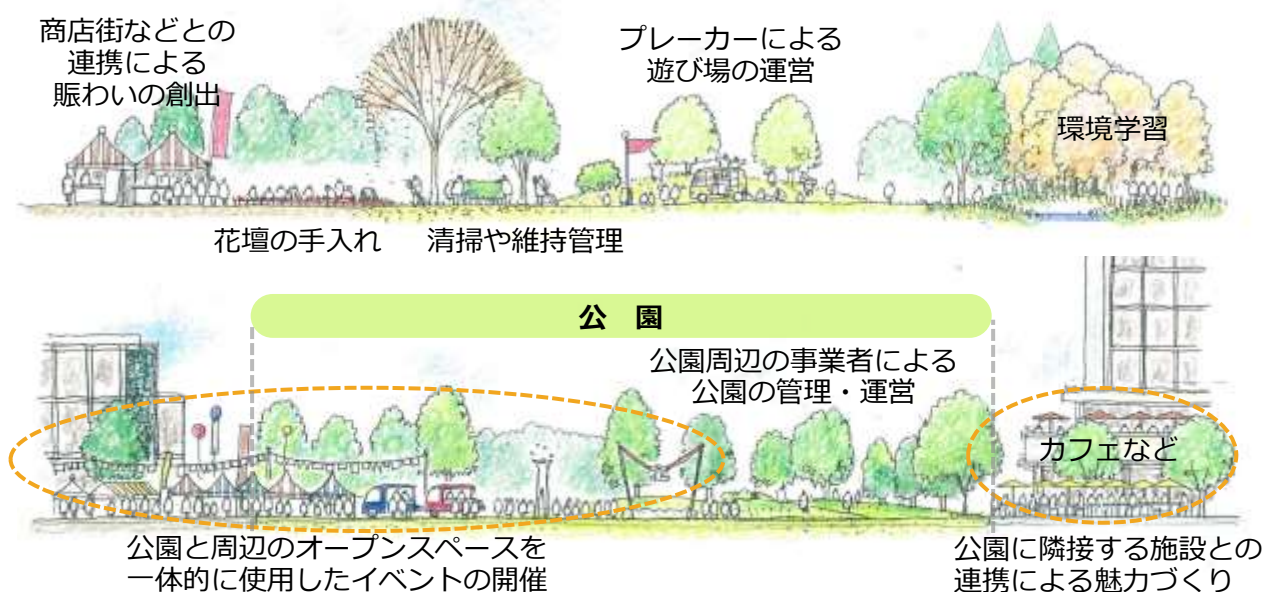


2-2-2. 地域の魅力を高める公園マネジメントの検討

魅力あふれる公園づくりを進め、公園が地域の賑わいの中心となるよう、区民や事業者、商店街、大学など、様々な主体との連携により、各種イベントの開催や管理運営組織の設置など、公園の活用に関するマネジメントの検討を進めます。

また、検討に際しては、公園の規模や特徴に応じた取り組みを推進します。

■公園マネジメントのイメージ



商店街との連携による地域の公園の活用を考えるワークショップの開催
(松陰神社前周辺)



産業能率大学との連携による昔遊びイベントの開催(深沢二丁目緑地)

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	普段の生活の中で、公園を利用し楽しみます。公園管理協定制度や花による緑化推進制度などの公園緑地の管理活動に参加します。また、公園緑地の魅力を創出し、活性化を図るための企画立案と実施に努めます。
事業者	
世田谷区	公園緑地の適切な維持管理に努めます。また、区民・活動団体の支援や事業者の活用を含めた公園緑地の魅力を創出するマネジメントを検討します。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	特色ある公園緑地の魅力を創出する維持管理を行います。

2-3. 区民がふれあえる水辺の再生

水との関わりが豊かであったかつての姿を取り戻すために、これまで親水公園づくりや高度処理水の利用によるせせらぎの復活などを進めてきました。

引き続き、湧水や河川をはじめとする地域の水資源を活かしながら、水路跡や緑道、緑地、学校、公共・公益施設において、トンボ池などのビオトープの造成など、区民が身近に水とふれあい、鳥や虫などの生きものを育む水辺を再生するとともに、水辺のネットワークづくりを進めていきます。

2-3-1. 区民がふれあえる水辺の再生

湧水等を活かした水辺のある緑地の整備や、公共施設などにおけるビオトープづくりを進めます。



城山小学校と烏山川緑道の
一体的な整備による水辺空間

■ビオトープ^(注)の一例



注：「生きものの生息空間」を意味し、草地、川、池など、大小関わらず生きものが生息・生育できる条件を備えた場所はすべてビオトープである。

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	ビオトープの整備や管理に協力します。
事業者	建築・開発行為において、ビオトープや水辺の整備に努めます。
世田谷区	水資源を活用したビオトープづくりなど、水辺の再生を進めます。
教育機関 研究機関	再生された水辺を活用し、研究・教育の場とします。

基本方針-3. 街なかに多様なみどりをつくり、つなげる

3-1. 民有地のみどりづくり

世田谷においては、民有地の敷地が約7割を占めています。みどり率33%を実現していくためには、民有地においていかにみどりを保全・創出するかが重要です。

このため、これまでの区民や事業者が進めるみどり保全や創出の取り組みの支援や、制度に基づくみどりの保全・創出をより一層強化していくとともに、みどりの質の向上をめざした仕組みづくりを進めます。

民有地のみどりの目標量（10年間） 157 ha増やす

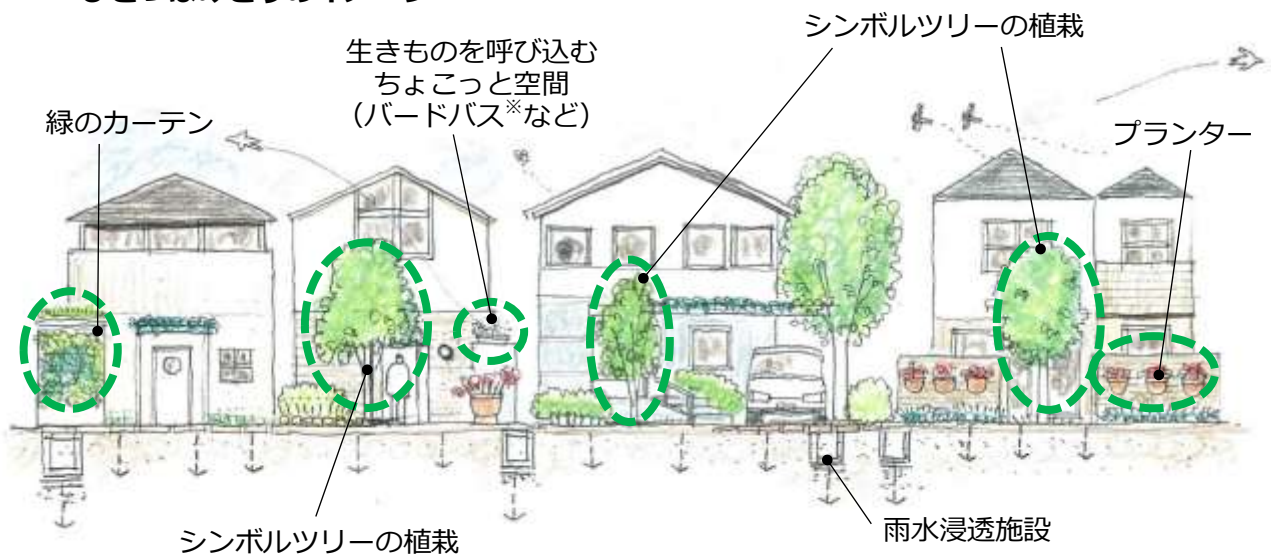
3-1-1. 花とみどりの街づくりの推進

民有地において、既存の樹木や庭などをみどりの資源として大切に残すよう努めるとともに、花やみどりを積極的に創出することで、ネットワークとしてみどりがつながり、良好な風景となる街並みづくりを促進します。また、雨水浸透施設の設置促進など、グリーンインフラの観点からの取り組みを進めます。

●ひとつぼみどりの創出

通りに面した部分などに、1坪（約3.3㎡）程度の小さなみどり（ひとつぼみどり）づくりを促進し、生きものを呼び込む「ちょこっと空間」（バードバス※など）づくりやシンボルツリーの植栽など、みどりの街づくりを推進していきます。

■ひとつぼみどりのイメージ



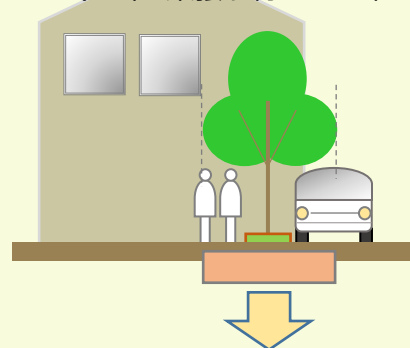
ひとつぼみどりの創出

たとえば、世田谷区内の戸建て住宅 12 万戸^(注)において、1 坪（約 3.3 m²）程度の小さなみどりを創出すると、全体で約 39.6 haとなります。小さなみどりで、みんなで取り組むことで、大きなみどりを生み出すことができます。

また、小さなみどりで、木陰をつくり、街の風景を豊かにすることができます。さらに、生きものを呼び込むことのできる空間となるほか、みどりと新たな関わり方や様々な楽しみ方も生まれます。

区内には、工夫を凝らした多様なみどりが見られます。

ひとつぼみどりの一例
(1 坪÷葉張り約 2 m の木 1 本)



約 3.3 m² × 12 万戸
約 39.6 ha のみどり



出典：成城みどりのスタイルブック



ひとつぼみどりのイメージ



庭で育てた果樹の実からつくるジャム

出典：成城みどりのスタイルブック

注：世田谷区土地利用現況調査（2016（平成 28）年度）

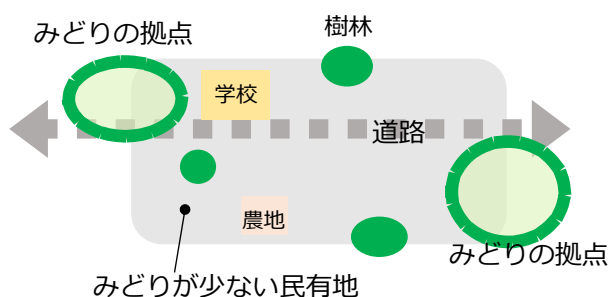
●民有地の身近なみどりの保全・支援

住宅地などに点在している、暮らしとともにあった樹木や庭などのみどりの資源は大切に残すように努めるとともに、適正に維持管理することが重要です。そのため、保存樹木の指定拡大及び管理支援、樹木の移植の支援拡充などを検討し推進します。

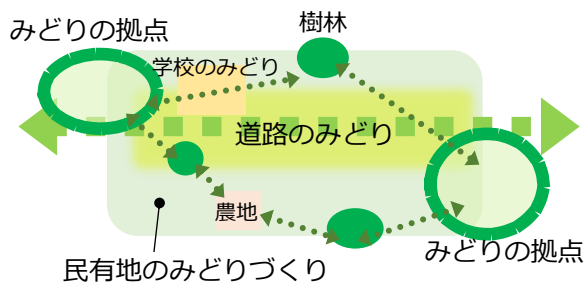
●みどりがつながる街並みづくりの支援

生垣・花壇造成、屋上緑化・壁面緑化、シンボルツリー、駐車場緑化などについて、区民や事業者の取り組みを支援する助成制度の拡充を検討し活用を一層促進します。あわせて、みどりと花いっぱい協定※制度や、(一財)世田谷トラストまちづくりが実施する3軒からはじまるガーデニング支援制度や小さな森制度も活用し、みどりの創出を図ります。

■みどりがつながる街並みのイメージ



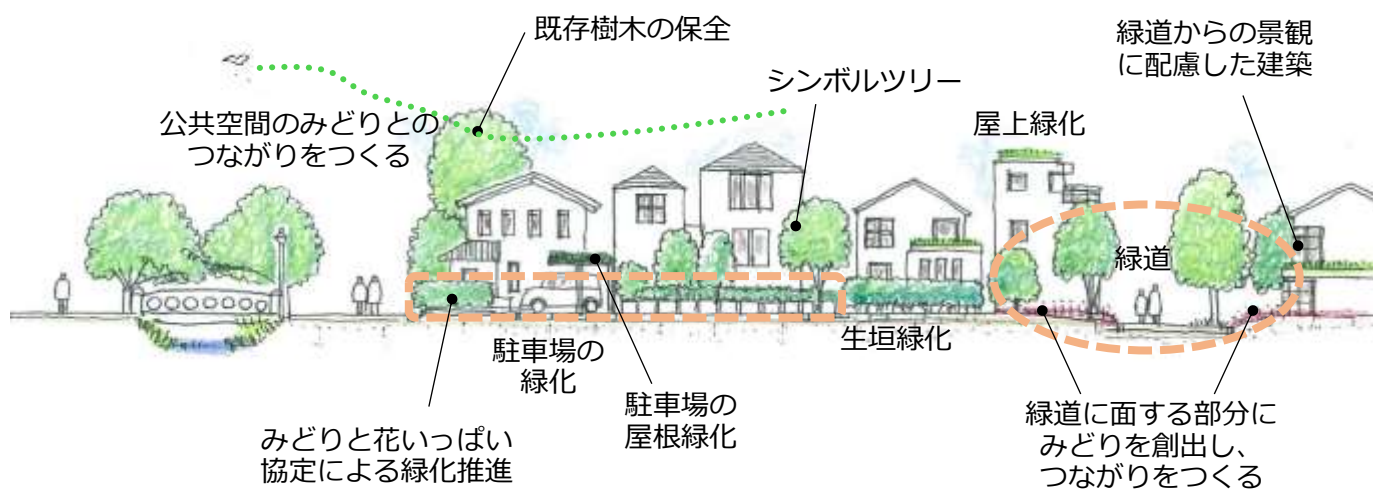
みどりが少ない民有地では、様々なみどりは点在している状態で、みどりのつながりが形成されない。



みどりの拠点間に、民有地のみどりづくりによって、みどりの拠点、樹林、農地、学校のみどりがつながる街並みが形成される。



■みどりがつながる街並みのイメージ



みどりと花いっぱい協定による花壇



商業施設の屋上を公開した小さな森



生垣・花壇造成助成制度の活用例

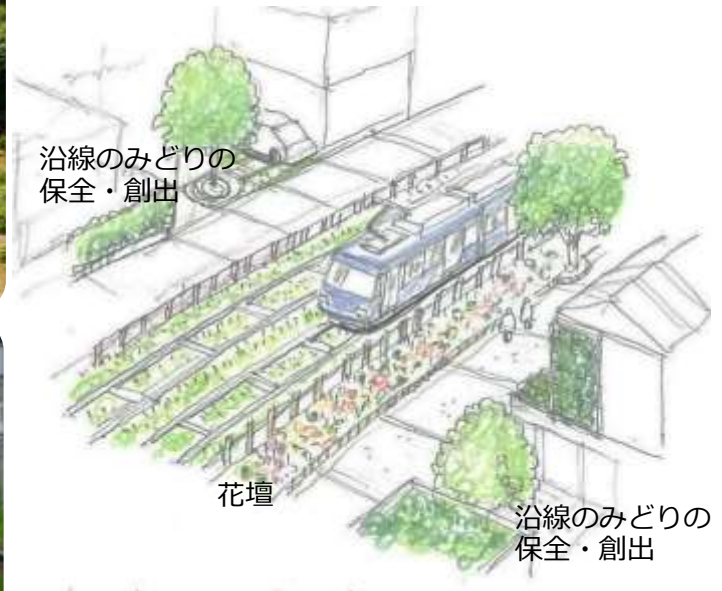
●鉄道沿線のみどりの保全・創出

鉄道沿線に面する敷地の境界部や駅の周辺などにおいては、積極的に緑化を促進していきます。



鉄道沿線の花壇とみどり

■鉄道沿線のみどりの保全・創出のイメージ



3-1-2. 緑化指導・誘導の推進

民有地のみどりの量を底上げするには、宅地での建築行為の機会を捉えて、一定のみどりの量を確保することが有効です。

世田谷区では、都市緑地法に基づく緑化地域制度やみどりの基本条例に基づくみどりの計画書制度により、一定規模以上の敷地で建築行為や開発行為を行う場合に、みどりの保全や創出を誘導しています。

緑化地域制度については、制度の適切な運用に努めるとともに、緑化率の基準の強化を検討します。また、みどりの計画書制度については、これまでの効果の検証と今後の誘導手法を検討しながら拡充を図り、緑化地域制度と一体的に運用し、みどりの創出を積極的に推進します。

このほか、緑化ガイドブックの普及や、環境配慮制度、都市計画の制度と連動した質の高い緑化の推進や開放性の高い空地の創出など、良好なみどりの創出を誘導していくための新たな仕組みを導入します。



緑化ガイドブック



みどりの計画書提出の手引き



みどりの保全・創出を積極的に図っている集合住宅

3-1-3. 建設行為等におけるみどりの風景づくり

景観法及び風景づくり条例に基づき、一定規模以上の建設行為等の届出に際して、風景づくりに配慮した良好なみどりを確保した計画となるよう、風景づくりの方針・基準に沿って指導・誘導します。

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	樹木の保全や、近隣と協力しながら花とみどりの街づくりに取り組みます。また、みどりの適切な管理に努めます。
事業者	建築・開発行為に際して、良好なみどりを保全・創出するよう努めます。また、みどりの適切な管理に努めます。
世田谷区	必要な制度の検証・検討を行うほか、様々な制度を活用し、良好なみどりを保全・創出するよう誘導します。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	小さな森制度や3軒からはじまるガーデニング支援制度により、花とみどりの街づくりを支援します。

3-2. みどりの公共・公益施設づくり

道路や学校を含め公共・公益施設は、区等が整備・管理する施設として、みどりの量だけでなく質の面でもモデルを示し、「世田谷みどり 33」をけん引していく役割が期待されます。

これらの施設について、地域におけるみどりのネットワークの軸や拠点となるよう、みどりの創出を進めていきます。

また、風景づくり計画に基づき、「風景づくりのガイドライン（公共施設編）」を作成し、ガイドラインに沿って整備することで、公共・公益施設が街の魅力を先導する役割を果たすように努めます。

3-2-1. みどりの道づくり

街路樹などの道路のみどりは、良好な風景づくりや災害時の延焼遅延、大気の浄化や生きものの移動経路、快適な日陰をつくり出すなど、様々な機能を持っています。

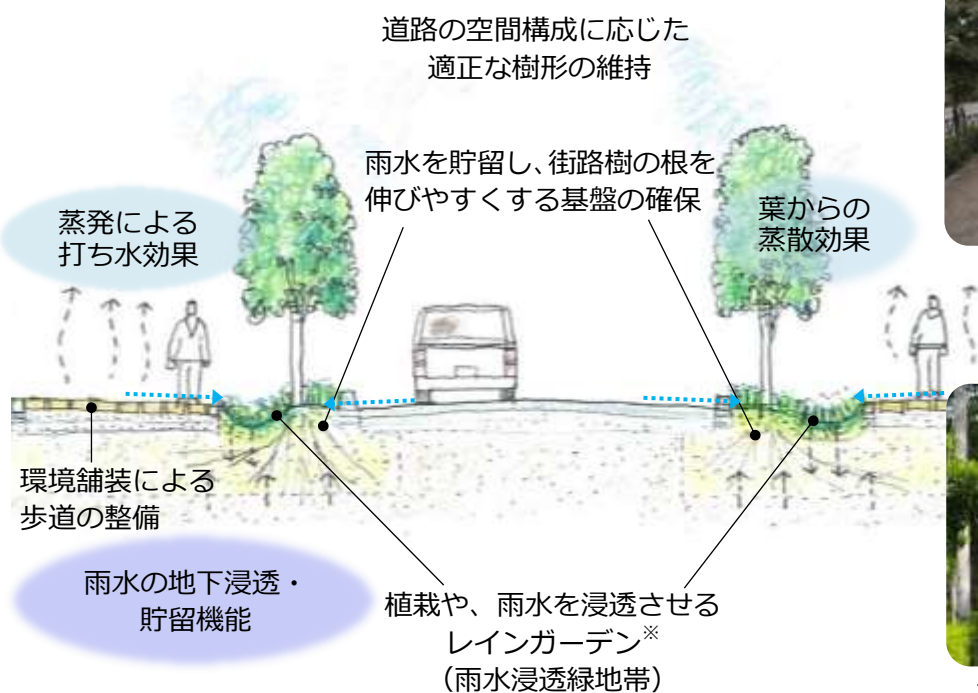
このような道路のみどりの機能を踏まえ、「道路緑化整備指針」に基づき、緑化手法の工夫や植栽基盤の確保のほか、街路樹の定期的な点検、樹木医による診断と診断に基づく優先度を設定した計画的な更新などの適切な維持管理に努めます。また、安全性の確保とグリーンインフラとしての機能を確保し、みどりが潤う道づくりを進めます。

このようなみどりの道づくりは、都や国に対しても働きかけていきます。

道路のみどりの目標量（10 年間）

20 ha増やす

■みどりの道づくりのイメージ



3-2-2. みどりの学校づくり

次世代を担う子どもたちが過ごす学校において、質の高いみどりを確保することは、教育の面からも重要です。

学校については、敷地の接道部の緑化、校庭芝生化、屋上緑化、みどりのカーテンなど、みどりの創出を進めるほか、街かどの小広場の確保、植栽地の補植など、街と一体となったみどりの学校づくりを進めます。

また、このようなみどりの学校づくりは、区立以外の学校に対しても働きかけていきます。

学校のみどりの目標量（10年間） 10 ha増やす

■みどりの学校づくりのイメージ



角地に緑地を確保した桜木中学校



接道部に花壇を確保した桜小学校

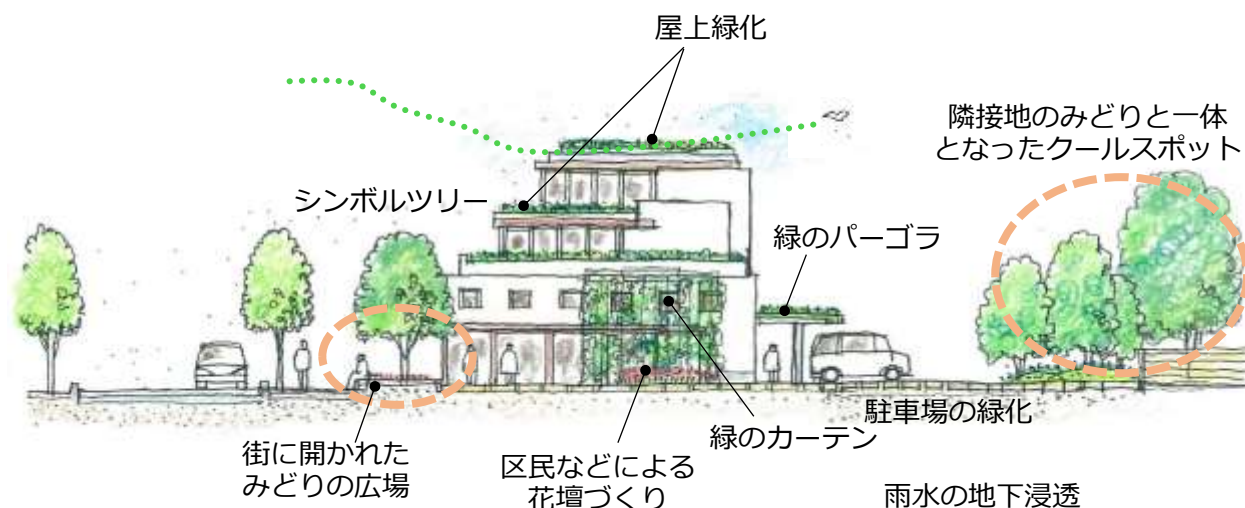
3-2-3. みどりの公共・公益施設づくり

公共・公益施設は、地域のみどりのシンボルとして、美しい風景をつくり、訪れる人に潤いや安らぎを与える拠点となることが求められます。このため、敷地の接道部の緑化や街かどの小広場の確保、外周部などにおけるシンボルツリーの整備や花壇づくり、屋上緑化・壁面緑化、みどりのカーテンづくりなど、みどりが見える施設づくりを積極的に進め、量だけでなく、質の面においてもみどりの街づくりをリードする公共・公益施設づくりを進めます。

また、このようなより豊かなみどりの公共・公益施設づくりは、都や国に対しても働きかけていきます。

公共・公益施設のみどりの目標量（10 年間） 3 ha増やす

■みどりの公共・公益施設づくりのイメージ



■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	道路、学校、公共・公益施設の花壇づくりに協力します。
世田谷区	区の施設において、みどりのモデルとなるよう、積極的に花やみどりの創出を進めます。
国 東京都	国や都の施設において、花やみどりの創出を進めます。

3-3. 新たなみどりの創出

東京外かく環状道路や鉄道などの大規模施設の上部空間を活用し、周辺も含めて積極的にみどりの創出に努めます。

また、空き地などの未利用地において、暫定的なみどりの空間としての活用策や、花とみどりを活かした地域ぐるみの街づくりを検討します。

これらのみどりの創出や活用にあたっては、エリアマネジメント※などの地域の活性化の仕組みづくりと一体的に進め、地域の魅力を様々な主体との連携によって高めていくよう努めます。

3-3-1. 新たなみどりの創出

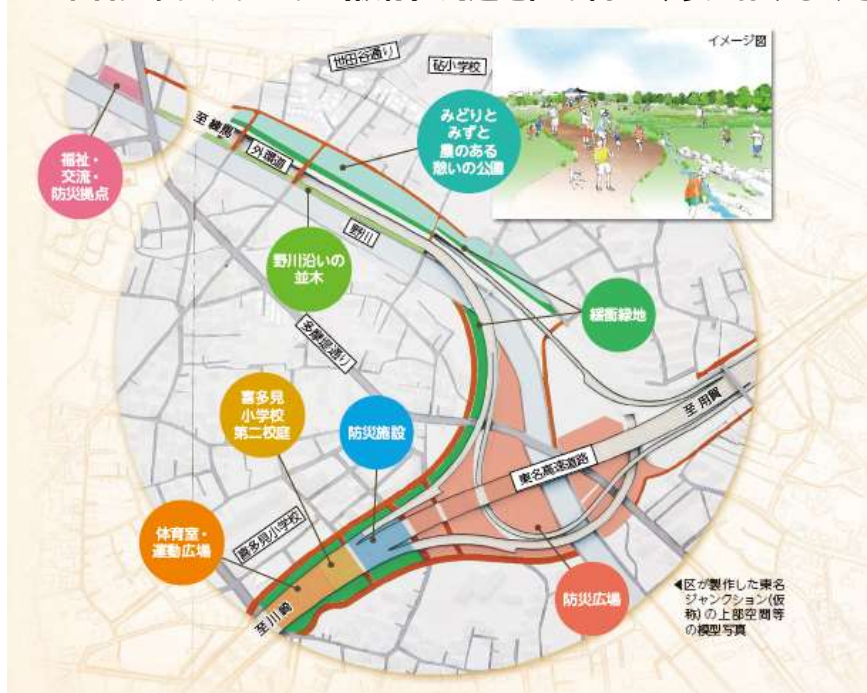
●鉄道や道路の構造物などを活用したみどりの空間の創出

道路や鉄道などの大規模施設の上部空間を活用し、周辺のみどりを含めて積極的に創出・活用した空間の整備に努めます。



鉄道の上部空間に整備した
代田富士 356 広場

■東名ジャンクション（仮称）周辺地区の街づくりにおけるみどりの創出のイメージ



上部空間等を含めた東名ジャンクション（仮称）周辺地区では、上部空間等の管理主体に加え、「砦の原風景(国分寺崖線や農地、野川等のみどりとみずの豊かな風景)」をテーマに、町会・自治会や、地域住民、民間企業等がつながり、円滑に意見交換や連携を行うことができる体制を築くことで賑わいづくりを図ることとしています。

注：東名ジャンクション（仮称）上部空間等利用計画（素案）をもとに作成

●地域ぐるみのみどりづくり

一定の広がりのある地域において、地域住民や事業者などが主体となり、また区などとの協働によって、地域にふさわしいみどりづくりを促進します。

■地域ぐるみのみどりづくりの取り組み

区内には、地域のみどりや歴史を活かした、みどりづくりの輪を広げていくことをめざす取り組みを進めている地区があります。



「成城みどりのスタイルブック」

発行：法人格成城自治会・(一財)世田谷トラストまちづくり



「みどりの街づくりガイド」(奥沢地区)

発行：特定非営利活動法人土とみどりを守る会



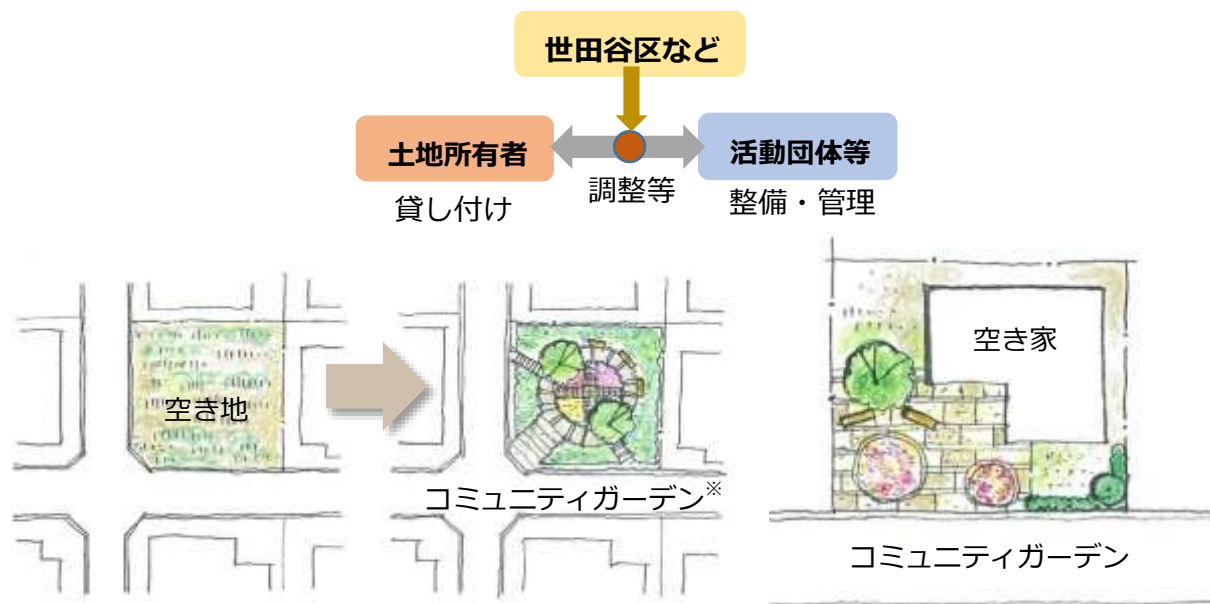
「みどりと花のCASE BOOK」(玉川田園調布地区)

発行：玉川田園調布住環境協議会

●「市民緑地認定制度」などを活用した未利用地におけるみどりの創出

民間主体が空き地などにおいて、園路又は広場、修景施設、休養施設、管理施設等を整備し、公園と同等の空間を創出する「市民緑地認定制度」などを活用します。

■市民緑地認定制度を活用したみどりの創出のイメージ



■市民緑地認定制度

制度名 (制度の法的根拠)	基準等	税制面の優遇措置	区の管理等
市民緑地認定制度 (都市緑地法)	- 民間主体が市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置、管理 - 面積 300 m²以上 - 緑化率 20%以上 - 設置管理期間 5 年以上	緑地保全・緑化推進法人が設置管理する認定市民緑地は、固定資産税、都市計画税の軽減	民間主体が管理

注：2017（平成 29）年現在

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体 事業者	みどりの保全に関する制度の活用や未利用地などを活用したみどりの創出に取り組みます。また、東京外かく環状道路や鉄道などの上部空間の活用に取り組みます。
世田谷区	様々な空間を活かして、みどりを創出する仕組みづくりを進めるとともに、多様な主体に働きかけていきます。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	市民緑地の整備・管理などを通して、区民や活動団体を支援します。

3-4. 外来種や野生生物への対応

「生きものつながる世田谷プラン」に基づき、野生生物との共存や外来種への認識を高めるために、外来種リストの作成や、正確でわかりやすい防除などの知識の普及啓発を行います。

また、侵略的外来種による生態系への影響など、被害が深刻な場合は、区民との協働による防除を実施します。特に、国分寺崖線のように在来種^{*}の貴重な生息・生育地では、在来種の保護とともに、外来種の侵入防止に努めます。

3-4-1. 外来種や野生生物への対応

●世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施

外来種に対する区民の認識を高めるために、外来種リストの作成や侵略的外来種の区内への侵入防止や区外への拡散防止の対策を行います。

●野生生物の適正管理、普及啓発の推進

野生生物とうまく共生する方法について普及啓発を進めますが、生活被害が深刻な場合には防除活動を行います。



イチリンソウ(在来種)の保全

写真提供:(一財)世田谷トラストまちづくり



活動団体によるアレチウリ
(侵略的外来種)の除去

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	野生生物や外来種への理解を深めるとともに、地域の生態系に深刻な影響を及ぼす外来種の防除活動に参加します。
事業者	生物多様性の保全・創出に配慮したみどりの空間づくりに努めます。
世田谷区	生活被害を及ぼす野生生物の防除や共生に向けた普及啓発に努め、侵略的外来種や生態系被害防止外来種リスト掲載種の区内への侵入や区外への拡散を防止します。

3-5. みどりによる安全な街づくり

みどりやみどりの空間は、災害時には、延焼遅延効果や避難場所、救援活動拠点、水害の防止や緩和、消防水利など、多面的な機能を発揮します。

このようなみどりの機能を活かし、雨水の浸透・貯留を促進する取り組みを強化します。また、道路の整備とあわせた沿道の緑化や適切に公園緑地を整備していくことによってネットワークをつくり、災害時の安全な市街地形成に寄与する街づくりを進めます。

また、東京都の「防災都市づくり推進計画※」における重点整備地域及び整備地域などの防災上課題のある地区について、オープンスペースの確保などを進めます。

3-5-1. 災害に備えた水環境の整備

近年の異常気象によりゲリラ豪雨といわれる短期間に降る局地的な豪雨が多発し、中小河川の水害が発生する危険性が高まっています。

このような都市型水害の対策として、みどりの持つ機能を活かしグリーンインフラの観点から、「豪雨対策基本方針」による“雨と向き合うまちづくり”“雨水をたくわえるまちづくり”“雨水を活かすまちづくり”を基本とし、雨水浸透機能の保全、再生及び雨水貯留を進めます。また、樹木や樹林地が持つ土砂崩れなどの災害を緩和する機能を活用していきます。

さらに、地震などの災害発生時に備え、防火水槽などの利用可能な水を確保します。

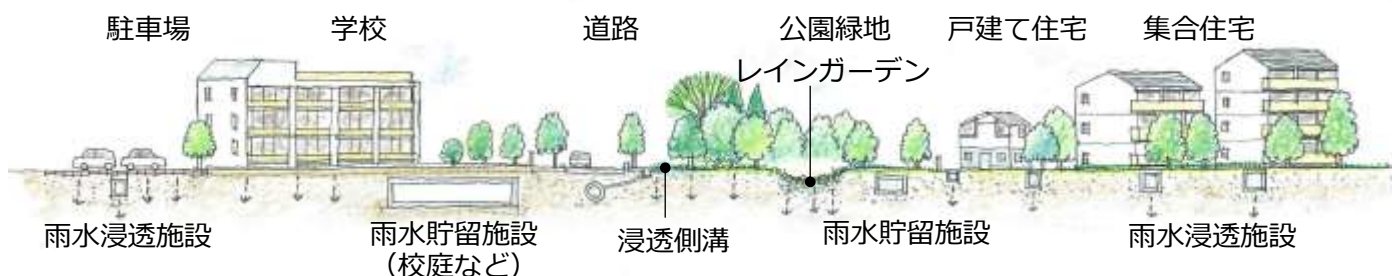


広場の地下に埋設されている雨水貯留施設(二子玉川公園)



雨水を貯留して地下に浸透させる
レインガーデン(上用賀公園)

■災害に備えた対策のイメージ



3-5-2. みどりによる防災機能の強化

街路樹のある道路の整備や緑道、河川、公園などのオープンスペースを活用して、災害時の延焼遅延効果を持つ空間や避難路のネットワークをつくります。

また、震災時のブロック塀の倒壊による被害の軽減や安全な避難路の確保のために、接道部の生垣緑化、通り抜け空間の確保、公共施設を中心とした耐火性のある樹種の植栽などを進めます。

生産緑地地区をはじめとする農地は、防災の面からも重要なみどりであるため、延焼防止のほか、災害時の応急仮設住宅の建設用地など、復旧・復興時において有効に機能する土地として保全を図ります。

■みどりを活かした防災街づくりのイメージ



■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体 事業者	雨水浸透施設や防火水槽の設置、通り抜けルートや防災に役立つ広場の確保などに協力します。また、防災性の向上に役立つみどりの保全・創出を図ります。
世田谷区	公園緑地や公共・公益施設について、災害に備えた整備・管理を進めます。また、災害に強い街づくりを誘導していきます。

基本方針-4. みどりと関わる活動を増やし、協働する

4-1. みどりを守り育てる活動の活性化

区内では、様々な活動団体がみどりを守り、つくり、管理する活動を進めています。「世田谷みどり 33」の実現は、区だけでなく、区民や活動団体、事業者などとともに、目標を共有し、一体となって進めることが不可欠です。

「世田谷みどり 33」に向けた取り組みをさらに強化し、加速化するために、それぞれの主体が行う活動を活性化する取り組みを進めます。さらに、主体間の連携（ネットワークづくり）も進めていきます。

4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携

「世田谷みどり 33」の取り組みを効果的に行うために、国・東京都・関係自治体と情報を共有するなど、連携して取り組みます。

特に、国分寺崖線のみどりについては、東京都や関係自治体と広域的な連携を図り保全します。河川については、国や東京都と連携し、生物多様性に配慮した整備・管理を進めます。

4-1-2. 区民や団体などとの連携

区民や活動団体、事業者などの主体自ら進めているみどりを守り、つくり、管理する取り組みを支え、連携を強化していきます。

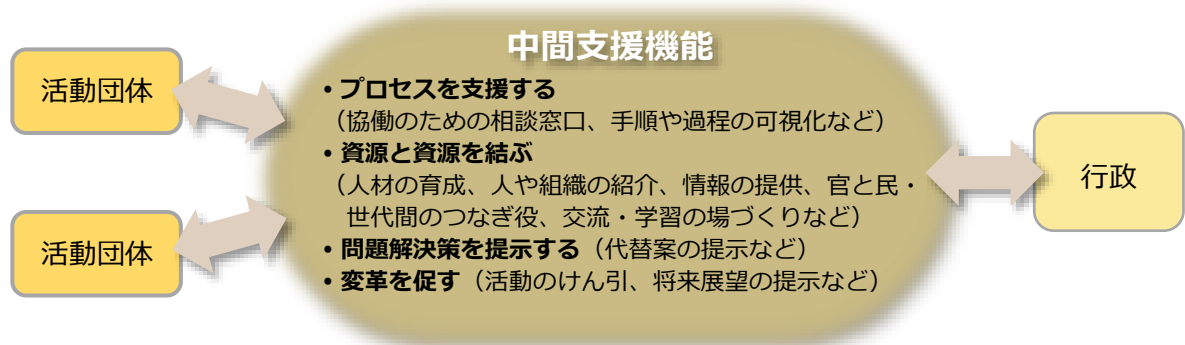
個々の活動がより大きな成果を生み出すよう、（一財）世田谷トラストまちづくりなどが持つ、中間支援機能を強化し、みどりと人のネットワークづくりを進めます。

また、エリアマネジメントなどの地域の活性化を図る仕組みと一体的に進める新たなみどりの創出など、多様な主体との連携による、地域の魅力を高める仕組みづくりを進めます。



区が設定したテーマをもとに、活動団体と区が協働で実施しているイベント（落ち葉ひろいリレー）

■ 中間支援のイメージ



4-1-3. みどり・生きものの表彰制度の推進

区民・活動団体・事業者などが実施する「世田谷みどり 33」をめざした取り組みを共有し、さらに大きな、そして新しい取り組みとなっていくように、「世田谷みどり 33」の実現に資する優れた活動や協力者などを表彰します。

また、建築の際の緑化基準に適合した建築物に、緑化率に応じて建築物緑化認定ラベルを交付していきます。

■建築物緑化認定ラベル



4-1-4. トラスト運動支援者数の拡大

これまで進めてきた「世田谷のトラスト運動※」をさらに広げていくために、セミナーの開催や情報発信拠点を活用し、トラスト運動への参加を呼びかけていきます。



(一財)世田谷トラストまちづくりビジターセンター
(野川緑地広場内)

■トラスト会員募集チラシ



4-1-5. 協働によるみどりの風景づくり

地域風景資産の選定・普及など、区民・事業者との協働により、みどりの風景づくりを推進するとともに、風景づくりに関わる区民の自発的な活動を支援します。

また、風景づくり計画に基づく界わい形成地区の指定など、風景づくりに関する地域独自のルールづくりについて検討します。

■界わい形成地区指定に向けたワークショップの様子（奥沢）



まちあるき



意見交換会

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体 事業者	みどりを守り育てる活動をさらに広げていくほか、団体間の交流や連携した活動を進めます。また、トラスト運動に参加し、支えます。
教育機関・研究機関	地域のみどりに関する情報の蓄積・管理・発信を行うとともに、地域との連携を進めます。
世田谷区	みどりを守り育てる活動をさらに広げていくほか、団体間の交流や連携した活動の支援を進めます。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	トラスト運動支援者数の拡大を図ります。また、みどりを守り育てる活動をさらに広げていくほか、団体間の交流や連携した活動の支援を進めます。
国 東京都 関係自治体	区などと連携したイベントの開催などを検討します。

4-2. みどりに関する情報の管理・発信

みどりの街づくりを効果的に進めていくためには、区だけでなく、区民や事業者のみどりに関する情報を、それぞれの主体と共有することが大切です。

みどりに関する基礎的な情報を収集するとともに、多様な主体と共有できる情報を一元的に管理し発信していきます。

4-2-1. みどりに関する情報の管理・発信の仕組みづくり

●みどりに関する情報の収集・管理

5年ごとに実施している「みどりの資源調査」などの、みどりに関する基礎的な調査を継続し、蓄積するとともに、多様な主体が共有できるようにします。



2016(平成 28)年度みどりの資源調査 概要版

2016 年度の「まちの生きものしらべ」の成果

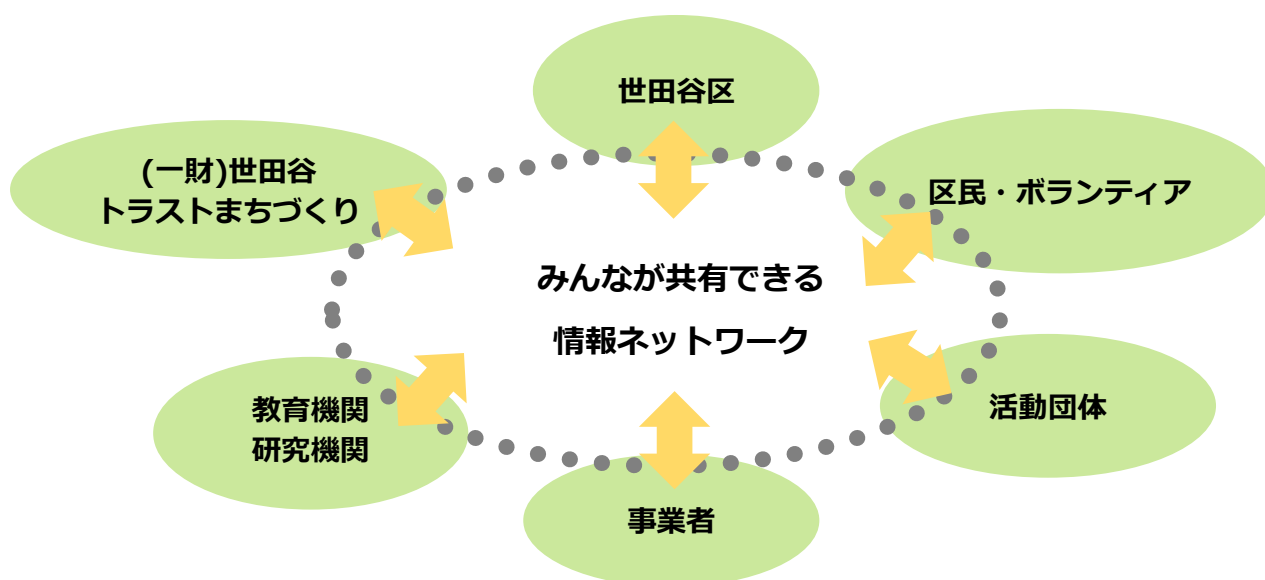
区民が参加して生きものを調査する
「まちの生きものしらべ」



●情報発信の仕組みづくり

多様な主体が有する情報を共有することができるネットワークづくりを検討します。

■情報ネットワークのイメージ



■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	活動を通してみどりに関する情報を収集し、発信します。
事業者	事業活動におけるみどりを守り育てる取り組みを積極的に発信します。
世田谷区	みどりに関する調査を定期的の実施するとともに、みどりに関する情報を収集し、発信します。また、区民や活動団体、事業者が情報を利用しやすく、一括して管理できる仕組みを検討します。
(一財)世田谷トラストまちづくり	
教育機関 研究機関	教育や研究を通して得られた情報や成果を蓄積するとともに、広く発信していきます。

基本方針-5. みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える

5-1. みどりに関する普及啓発

みどりの街づくりを進め、「世田谷みどり 33」を実現していくためには、みどりが有する多様な機能・働きについて、一人ひとりが理解することが、最も基本的なことといえます。

このため、多様な世代がみどりに関心を持つことができるよう、みどりに関する普及啓発の充実を図り、みどりに関わることを楽しめるライフスタイルを確立していくことをめざします。

5-1-1. みどりを理解する場づくり

みどりの機能やみどりの重要性を理解し関心を持つことができるよう、みどりを守り増やすイベントの開催や、地域のみどりの資源を紹介する取り組みなどを進めます。



せたがやガーデニングフェアは、せたがやらしい快適な環境の向上を図るため、区と連携して、地元の造園会社などが組織する実行委員会が主催しています。フェアでは、ウォールバスケット講習会(右)などを開催しています。



地域全体(フィールド)をひとつの博物館(ミュージアム)として捉え、学習・体験の場とする
みどりのフィールドミュージアム

5-1-2. みどりに関する普及啓発

様々な媒体を用いて、みどりに関する広報活動の充実を図るとともに、講習会など、多様な世代が気軽に参加することができる機会をつくることで、普及啓発を進めます。



ちょこっと空間づくり講習会



ピンバッジやシンボルマークにより、「世田谷みどり33」に関する取り組みについて周知します。



書籍やグッズの販売により、身近な自然や歴史的文化遺産の保全などについて普及啓発を進めます。(a)

発行：(一財)世田谷トラストまちづくり(a・b)

トラスト通信や情報誌の発行、ホームページの運営、メールマガジンなどにより、普及啓発を進めます。(b)



5-1-3. みどりの再生利用

環境に配慮した持続可能な社会の実現を支えるために、区民や活動団体、事業者との連携により、緑化廃棄物や生ごみを再生利用するなど、資源を循環させるための取り組みを進めます。

また、様々な事情からやむを得ず伐採した樹木などを活かし、利用する仕組みづくりを進めます。



●剪定枝などの再生

剪定枝などについては、他の市町村との連携を図りながら、堆肥やエネルギー源として再生利用を進めます。

●落ち葉などの再生

落ち葉については、玉川台二丁目五郎様の森緑地、成城三丁目緑地をはじめ公園や市民緑地で、落ち葉から腐葉土をつくり緑地に戻すほか、花づくりなどの肥料やカブトムシの飼育に役立てています。また、きたみふれあい広場では、落ち葉を集めて落ち葉プールをつくり、子どもたちが落ち葉の感触を楽しみながら遊べる工夫をしています。さらに、地域のみどりを地域で守る取り組みとして、区と活動団体との協働により、落ち葉ひろいリレーを展開しています。

引き続き、みどりの恵みや落ち葉への理解を得ていく取り組みを広げていきます。

また、家庭でもできる落ち葉の活用について検討し普及啓発を進めます。



(一財)世田谷トラストまちづくりは、ボランティアや活動団体とともに腐葉土をつくって緑地に戻し、資源を循環させる取り組みを進めています。(成城三丁目こもれびの庭市民緑地など)

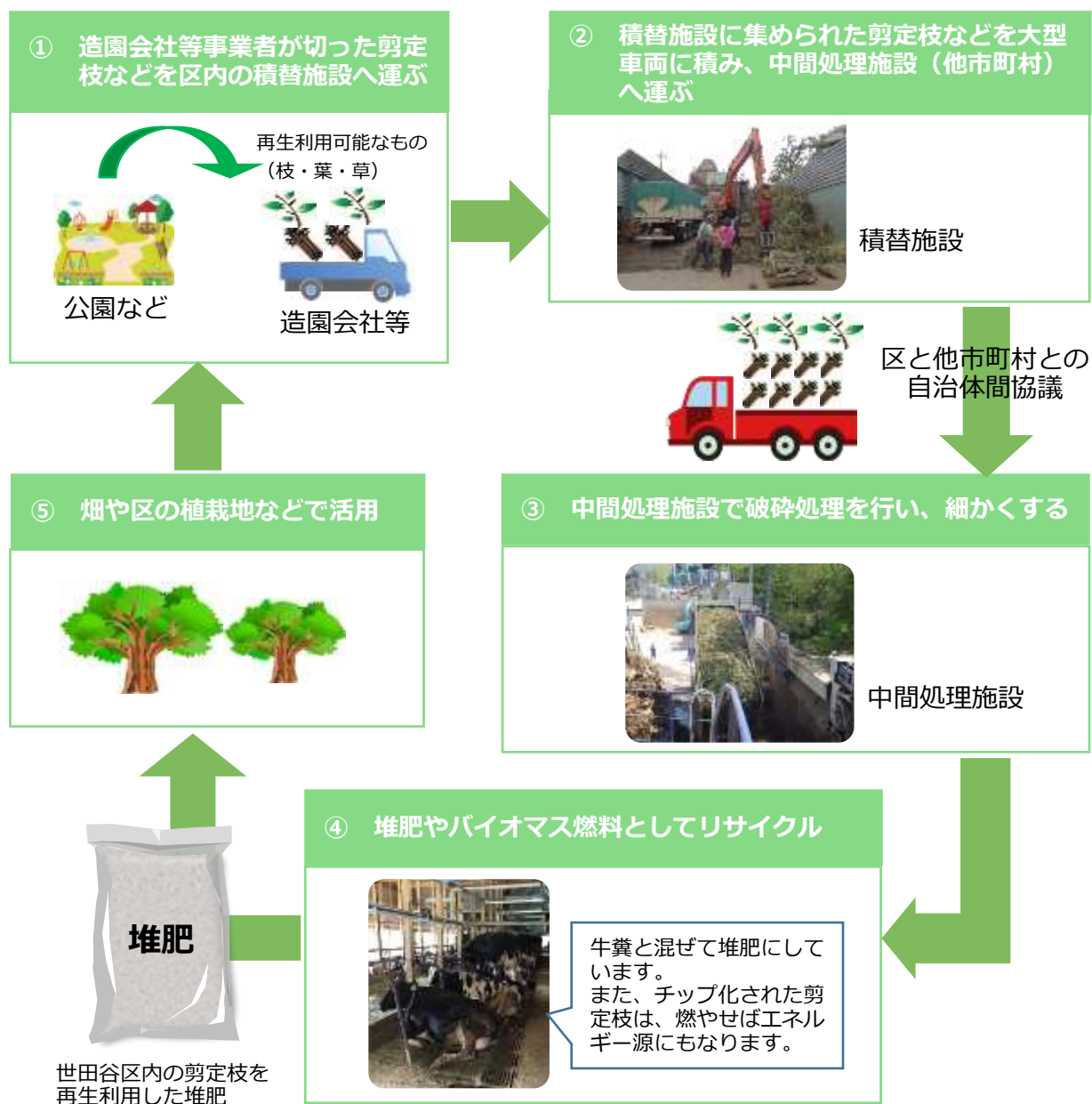
写真提供：(一財)世田谷トラストまちづくり



落ち葉だめ

■剪定枝などをリサイクルする流れ（モデルケース）

世田谷区では、平成 26 年度から他県の自治体の協力により、この取り組みを開始しました。事業の安定化を図りながら、再生利用の対象の拡大について、今後研究していきます。



■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民活動団体	みどりの役割などについて理解を深めます。また、みどりの保全や創出に努め、やむを得ず伐採する場合は、利用します。
事業者	生物多様性に配慮したみどりなど、良好なみどりのあり方を提案します。また、みどりの再生資源化などに協力します。
世田谷区	リサイクルの仕組みの運用と拡充を検討します。また、様々な機会や媒体を活用した普及啓発を進めます。
(一財)世田谷トラストまちづくり	区民ボランティアや活動団体とともに、資源循環型のみどりの保全活動を進めます。

5-2. みどりのために行動する人材の育成

みどりの街づくりは一過性のものではなく、継続した取り組みが必要です。同時に、その取り組みを今の世代だけでなく、次の世代へとつないでいくことが大切です。

将来にわたって、多様な世代がみどりに持続的に関わっていくことができるよう、みどりのために行動する人材をより多く育成していくとともに、そのような人材が活躍できる場をつくる取り組みを進めます。

5-2-1. みどりと関わる体験・学習機会の拡充

多摩川や野川で実施されている自然観察会は、身近な自然や生きものにふれ、学ぶ貴重な機会です。親子がみどりについて関心を持ち、楽しみながら体験し、理解を深め学ぶことができる機会や場づくりに努めます。

特に、次代を担う子供たちに対する取り組みとして、乳幼児期から身近な場所で自然とふれあえる場づくりや外遊びができる機会づくりを推進するとともに、学校の地域学習との連携や、生涯学習などと連携した学習機会の拡充を図ります。また、自然体験・外遊びの推進のために、各活動団体・支援者のネットワークづくりを進めます。



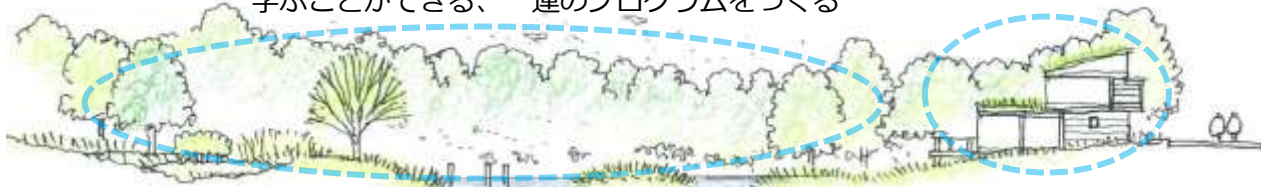
みどりの出前講座



多摩川の自然を利用した手作りの遊び場
(せたがや水辺の楽校原っぱ)

■体験・学習の場のイメージ

生きものの拠点において、身近な自然や生きものについて
学ぶことができる、一連のプログラムをつくる



多様な生きものが生息・生育
できる環境づくり
・観察会の開催

ビジターセンター
・講習会などの開催
・区民活動の場

5-2-2. みどりと関わる人材の育成

みどりや自然体験を支える活動の輪を区民や団体、事業者へさらに広げていくために、みどりや自然体験に関する活動を担う人材の育成や人材の活用を進めていきます。

また、多様な世代の人々が気軽にボランティアなどに参加して互いに交流し、ともに学び合うことができる機会や場づくりに努め、活動の裾野を広げるよう努めます。



みどりの推進員 緑化講習会



世田谷トラストまちづくり大学

写真提供：(一財)世田谷トラストまちづくり



東京農業大学との協働イベント
(桜丘すみれば自然庭園)

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民 活動団体	みどりに関するボランティア養成講座やイベントに参加します。
世田谷区	みどりの街づくりに関わる体験・学習の場づくりや気軽に参加できる様々な機会を拡充します。
(一財)世田谷トラスト まちづくり	世田谷トラストまちづくり大学の開催などを通じて、区民参加の裾野を広げ、担い手を育成します。

5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承

世田谷のみどりは、世田谷の歴史や文化とともに、人々の暮らしの中で育まれてきました。私たちが継承しているみどりや新たにつくり出したみどりは、次の世代の歴史や文化となって息づいていくものです。

このような意識のもとに、みどりとともにある歴史や文化への理解を深め、文化財などとそれを取り巻く環境を一体的に保存・活用し、歴史や文化を継承していく取り組みを進めます。

5-3-1. みどりとともにある歴史・文化の継承

世田谷の文化財やそれを取りまく風景・自然環境を保存・活用するため、ICT 技術※を活用した情報発信の仕組みを構築し、広く区民への情報発信に努めるとともに、子どもたちの学習を支援します。

また、世田谷らしい農の継承として、「せたがやそだち※」の消費拡大による地産地消を推進し、伝統野菜を継承します。



国分寺崖線とともにあった環境を保全した旧山田家住宅(成城みつ池緑地)



農作業体験を通じて、子どもたちに自然と農業への理解を深めてもらうために実施している田植え(次大夫堀公園)

■特に役割を担う主体

主 体	役 割
区民活動団体	地域ごとに開催される伝統行事や講習会に積極的に参加します。また、民家園や郷土資料館の事業への参加を通して、みどりとともにある歴史や文化を伝えていきます。
世田谷区	地域の歴史や文化を伝える機会を充実させます。また、みどりと一体となった文化財などの保存と活用を進めます。
(一財)世田谷トラストまちづくり	近代建築など、世田谷の昔を伝える歴史的・文化的環境を保全し、みどり豊かな美しい街並みのあるまちづくりを、ボランティアや活動団体とともに推進します。

第5章 エリア別の取り組み

エリア別の取り組みを世田谷地域、北沢地域、玉川地域、砧地域、烏山地域ごとに示し、地域の特性を活かした個性あるみどりの街づくりを進めます。

■エリア区分



1. 世田谷地域（主に市街地エリア）

（1）みどりの現況

みどりの概況

大半が「市街地エリア」に位置しており、高密な市街地で、小規模な敷地が多く、全体的にみどりが少ない地域です。

みどり率・公園面積の推移

	2006 年度 (平成 18 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
みどり率	17.48%	16.67%	17.38%
区民 1 人当たりの公園面積	1.32 m ² /人	1.31 m ² /人	1.26 m²/人

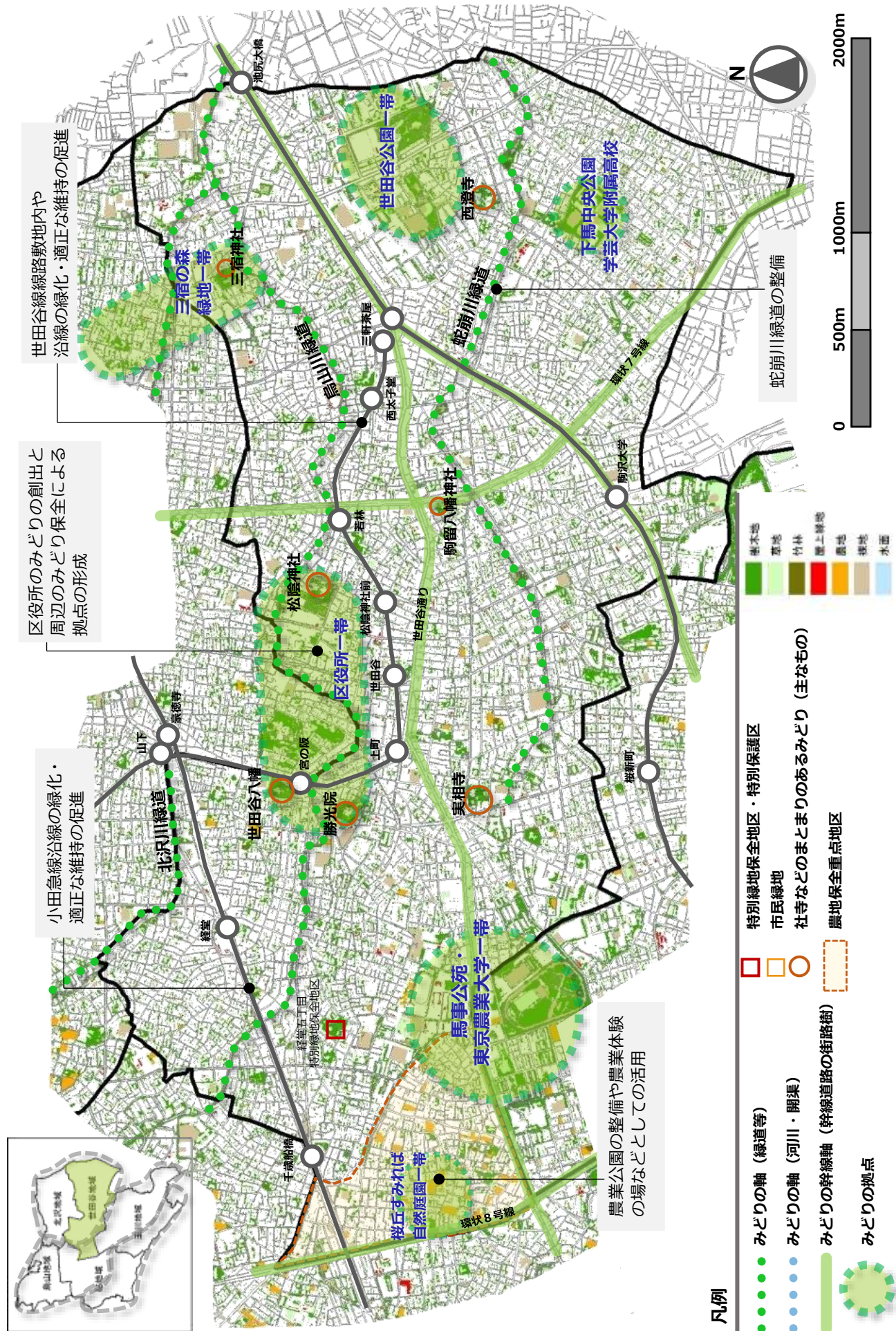
（2）みどりの街づくりの取り組み

みどりの街づくりの方向

みどりが少ない市街地においてみどりを確保し、また防災性の向上を図ります。みどりの軸（烏山川緑道・蛇崩川緑道など）、みどりの拠点、社寺のみどりを大切に活かし、住宅地エリアの小規模でも多様なみどりをつなぎ、安全で快適な街をめざします。

みどりの街づくりの取り組み

- 区役所一帯みどりの拠点では、区役所におけるみどりの確保を図るとともに、点在するみどりのつながりを強めます。
- 三宿の森緑地みどりの拠点では、周辺のみどりの保全・創出を促進します。
- 桜丘すみれば自然庭園一帯みどりの拠点では、農地保全重点地区（桜丘地区）を中心として、点在する農地の保全に努めるほか、農業公園の整備や農体験の場としての活用などを進めます。
- 公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めます。
- 蛇崩川緑道などの緑道の改修を進めるとともに、農地や社寺などの樹林、街路樹のある道路と民有地のみどりを保全・創出し、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 実相寺、駒留八幡神社、西澄寺などの社寺林や、屋敷林などの樹林・樹木を大切に守ります。
- 大規模住宅団地の建替えにあたり、みどりの保全・創出や公園の配置などを図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の形成を誘導します。
- まとまりのある住宅地や商店街などにおいて、地区計画・地区街づくり計画の策定・推進により、敷地の細分化の防止やみどりの保全・創出を図るルールづくりを進めます。
- 世田谷線・小田急線沿線の緑化や適正な維持を促進します。
- みどりが少ない市街地において、花壇づくりや生垣緑化、屋上緑化・壁面緑化など、多様なみどりづくりを促進します。



2. 北沢地域（主に市街地エリア）

（1）みどりの現況

みどりの概況

大半が「市街地エリア」に位置しており、高密な市街地で、小規模な敷地が多く、全体的にみどりが少ない地域です。

みどり率・公園面積の推移

	2006 年度 (平成 18 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
みどり率	18.68%	17.06%	17.35%
区民 1 人当たりの公園面積	1.14 m ² /人	1.14 m ² /人	1.11 m²/人

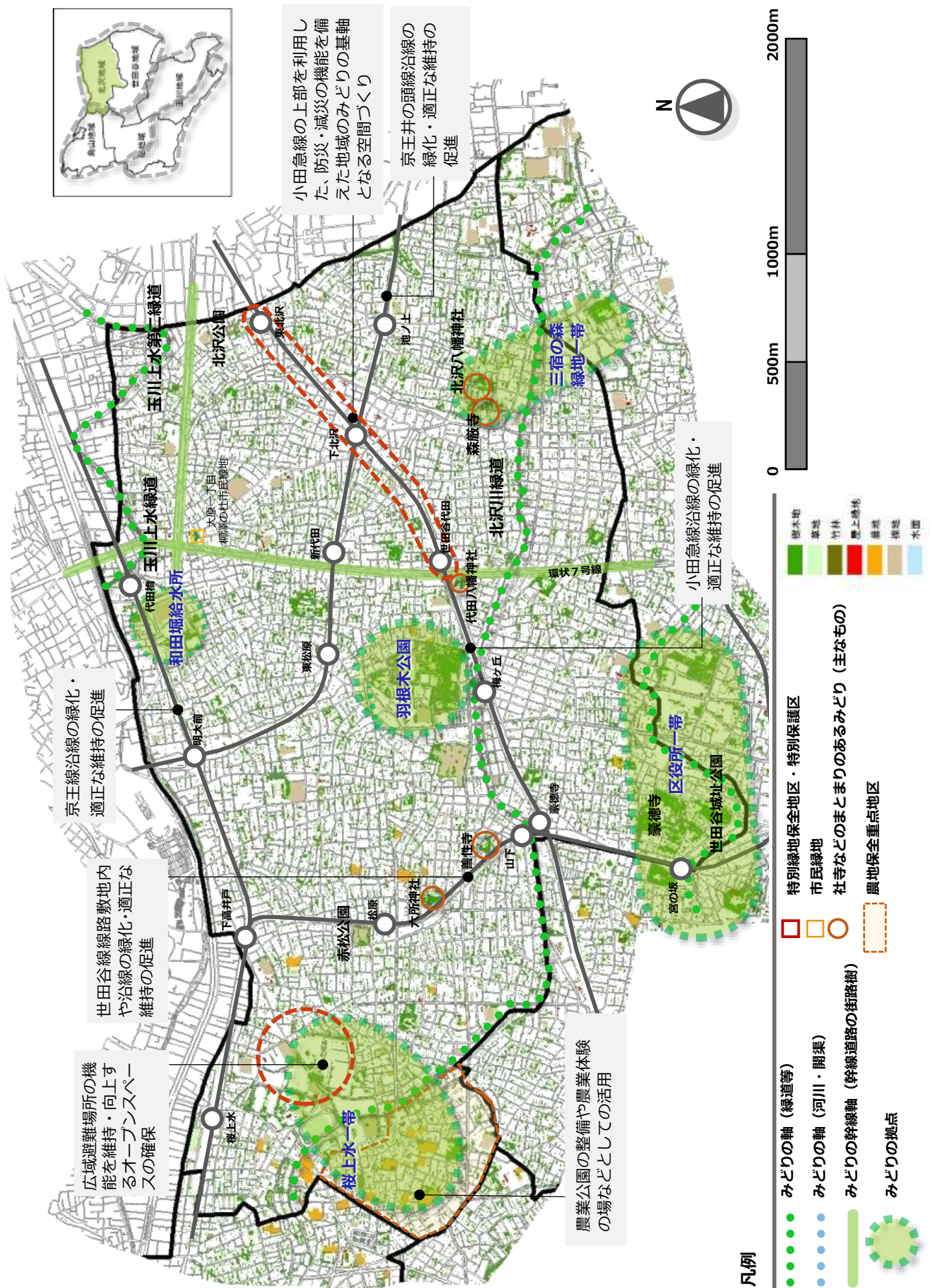
（2）みどりの街づくりの取り組み

みどりの街づくりの方向

防災性の向上を図るために、みどりの軸（北沢川緑道など）、小田急線上部利用空間、みどりの拠点、社寺などのみどりを大切に活かし、住宅地エリアの小規模でも多様なみどりがつながる街をめざします。

みどりの街づくりの取り組み

- 桜上水一帯みどりの拠点では、一帯の農地保全重点地区（桜上水地区）を中心として、点在する農地の保全に努めるほか、農業公園の整備や農体験の場としての活用などを進めます。また、広域避難場所としての機能維持・向上のため、オープンスペースの確保やみどりの保全を図ります。
- 区役所一帯みどりの拠点では、点在するみどりのつながりを強めます。
- 三宿の森緑地みどりの拠点では、森蔵寺、北沢八幡神社とのつながりを強めるとともに、周辺のみどりの保全・創出を促進します。
- 公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めます。
- 小田急線地下化に伴う上部空間を利用して、防災性の向上を図るとともに、散策路となるみどりの創出を進めます。
- 農地や社寺などの樹林、街路樹のある道路と民有地のみどりを保全・創出して、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 六所神社、善性寺、代田八幡神社などの社寺林や、屋敷林などの既存の樹林・樹木を大切に守ります。
- 大規模住宅団地の建替えにあたり、みどりの保全・創出や公園の配置などを図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の形成を誘導します。
- まとまりのある住宅地や商店街などにおいて、地区計画・地区街づくり計画の策定・推進により、敷地の細分化の防止やみどりの保全・創出を図るルールづくりを進めます。
- 世田谷線・小田急線・京王線・京王井の頭線沿線の緑化や適正な維持を促進します。
- みどりが少ない市街地において、花壇づくりや生垣緑化、屋上緑化・壁面緑化など、多様なみどりづくりを促進します。



3. 玉川地域（多摩川・国分寺崖線エリア、住宅地エリア）

（1）みどりの現況

みどりの概況

「多摩川・国分寺崖線エリア」と「住宅地エリア」にまたがっており、多摩川や国分寺崖線が位置する比較のみどりが多い地域です。

みどり率・公園面積の推移

	2006 年度 (平成 18 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
みどり率	26.49%	26.46%	27.32%
区民 1 人当たりの公園面積	3.76 m ² /人	3.66 m ² /人	3.87 m²/人

（2）みどりの街づくりの取り組み

みどりの街づくりの方向

多摩川と国分寺崖線が一体となった骨格的なみどりの軸やみどりの軸（呑川緑道・谷沢川など）、みどりの拠点を守りながら、住宅地エリアの農地を含む中・小の多様なみどりを活かした街をめざします。

みどりの街づくりの取り組み

- 国分寺崖線保全整備地区内におけるみどりの保全と創出を強化します。また、野毛三丁目の豊かな自然的環境及び歴史・文化が培われた環境を将来にわたり保全するよう努めます。
- 多摩川の自然環境を保全するとともに、多摩川の自然に親しみ、学ぶことができる場としての活用を進めます。
- 馬事公苑・東京農業大学一帯みどりの拠点では、馬事公苑において「国際スポーツ交流の軸」として、東京オリンピック・パラリンピック大会後も、レガシー（遺産）として継承していきます。また、上用賀公園は、みどりを大切にし、健康づくりや防災・減災に資する整備を進めます。
- 等々力溪谷・玉川野毛町公園みどりの拠点では、自然や生きもの、歴史文化を学ぶことができ、かつ、防災・減災に資する公園の整備を進めます。
- 二子玉川公園・上野毛自然公園みどりの拠点では、民有地のみどり緑地協定や環境評価認証を活かしながら、生態系の保全や、環境教育の場やみどりに親しめる場としてさらに活用を進めます。
- 公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めます。
- 点在する農地の保全に努めるとともに、農地保全重点地区（中町・深沢・等々力地区、瀬田地区）では、農業公園の整備や農体験の場として活用します。
- 農地や社寺などの樹林、街路樹のある道路と民有地のみどりを保全・創出して、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 無量寺、瀬田玉川神社、玉川神社、満願寺、宇佐神社、奥沢神社などの社寺林や、屋敷林などの既存の樹林・樹木を大切に守ります。
- 大規模住宅団地の建替えにあたり、みどりの保全・創出や公園の配置などを図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の形成を誘導します。
- まとまりのある住宅地や商店街などにおいて、地区計画・地区街づくり計画の策定・推進により、敷地の細分化の防止やみどりの保全・創出を図るルールづくりを進めます。
- 東急大井町線・東横線・目黒線沿線の緑化や適正な維持を促進します。



凡例

- ● ● ● ● みどりの軸（緑道等）
- ● ● ● ● みどりの軸（河川・開渠）
- みどりの幹線軸（幹線道路の街路樹）
- みどりの拠点
- 特別緑地保全地区・特別保護区
- 市民緑地
- 社寺などのまとまりのあるみどり（主なもの）
- 国分寺崖線保全重点地区
- 湧水保全重点地区
- 農地保全重点地区

- 樹木地
- 草地
- 竹林
- 露上緑地
- 農地
- 裸地
- 水面

4. 砦地域（多摩川・国分寺崖線エリア、住宅地エリア）

（1）みどりの現況

みどりの概況

「多摩川・国分寺崖線エリア」と「住宅地エリア」にまたがっており、多摩川や国分寺崖線が位置する最もみどりが多い地域です。

みどり率・公園面積の推移

	2006 年度 (平成 18 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
みどり率	34.99%	33.74%	34.05%
区民 1 人当たりの公園面積	7.17 m ² /人	7.20 m ² /人	6.84 m²/人

（2）みどりの街づくりの取り組み

みどりの街づくりの方向

多摩川と国分寺崖線の骨格的なみどりの軸やみどりの軸（仙川・谷戸川など）、みどりの拠点を守りながら、住宅地エリアの農地を含む中・小の多様なみどりを活かした街をめざします。

みどりの街づくりの取り組み

- 国分寺崖線保全整備地区内におけるみどりの保全と創出を強化します。
- 多摩川の自然環境を保全するとともに、多摩川に自然に親しみ、学ぶことができる場としての活用を進めます。
- 点在する農地の保全に努めるとともに、農地保全重点地区（喜多見・宇奈根地区）では、農業公園の整備や農体験の場としての活用などを進めます。農の風景育成地区では、農の風景を楽しめる散策ルートの活用を進めます。
- 東京外かく環状道路東名ジャンクション（仮称）整備に伴い、その施設や上部空間等、周辺を含めて積極的にみどり空間の整備を進めます。
- 成城みつ池緑地一帯みどりの拠点では、緑地の拡大、野川の多自然河川整備などを進めます。
- 祖師谷公園みどりの拠点では、都立公園の整備を推進するよう働きかけていきます。
- 砦公園一帯みどりの拠点では、大蔵緑地の整備により、仙川と一体となった拠点づくりを進めます。
- 公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めます。
- 農地や社寺などの樹林、街路樹のある道路と民有地のみどりを保全・創出して、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 氷川神社、慶元寺、円光寺などの社寺林や、屋敷林などの既存の樹林・樹木を大切に守ります。
- 大規模住宅団地の建替えにあたり、みどりの保全・創出や公園の配置などを図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の形成を誘導します。
- まとまりのある住宅地や商店街などにおいて、地区計画・地区街づくり計画の策定・推進により、敷地の細分化の防止やみどりの保全・創出を図るルールづくりを進めます。
- 小田急線沿線の緑化や適正な維持を促進します。

5. 烏山地域（住宅地エリア）

（1）みどりの現況

みどりの概況

大半が「住宅地エリア」に位置しており、北部の寺町一帯には、社寺林が多く分布している地域です。

みどり率・公園面積の推移

	2006 年度 (平成 18 年度)	2011 年度 (平成 23 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)
みどり率	27.69%	25.80%	26.45%
区民 1 人当たりの公園面積	1.98 m ² /人	2.10 m ² /人	2.02 m²/人

（2）みどりの街づくりの取り組み

みどりの街づくりの方向

みどりの軸（仙川など）、みどりの拠点を守りながら、住宅地エリアの農地を含む中・小の多様なみどりを活かした街をめざします。

みどりの街づくりの取り組み

- 給田一丁目一帯みどりの拠点では、広域避難場所としての機能維持・向上のため、オープンスペースの確保やみどりの保全を図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の形成を誘導します。
- 烏山寺町周辺みどりの拠点では、社寺などのまとまりのある樹林を大切にするとともに、歴史を感じさせる風景の保全に努めます。また、広域避難場所としての機能維持・向上のため、オープンスペースの確保やみどりの保全を図ります。
- 祖師谷公園みどりの拠点では、都立公園の整備を推進するよう働きかけていきます。
- 公園緑地が不足している地域を中心として、公園緑地の配置に努めるほか、誰もが身近に利用できる施設の整備を進めます。
- 歩行者の道づくりと周辺のみどりの保全・創出を図り、みどりのネットワークの形成をめざします。
- 点在する農地の保全に努めるとともに、農地保全重点地区（北烏山・給田地区、上祖師谷地区）では、農体験の場としての活用などを進めます。
- 烏山神社、上祖師谷神明社などの社寺林や、屋敷林、竹林などの既存の樹林・樹木を大切に守ります。
- 大規模住宅団地の建替えにあたり、みどりの保全・創出や公園の配置などを図るとともに、みどり豊かで良好な住環境の形成を誘導します。
- まとまりのある住宅地や商店街などにおいて、地区計画・地区街づくり計画の策定・推進により、敷地の細分化の防止やみどりの保全・創出を図るルールづくりを進めます。
- 京王線沿線の緑化や適正な維持を促進します。

6. 基本方針とみどりの街づくりの取り組みの関係

地域・取り組み		基本方針・取り組み方針 (詳細は P45・46 を参照)		基本方針-1. 水循環を支えるみどりを 保全する			
				1-1	1-2	1-3	1-4
世田谷地域	・みどりの拠点づくり（区役所一帯、桜丘すみれば自然庭園一帯など）					●	●
	・農地の保全・活用					●	
	・公園緑地の配置・整備						
	・緑道と周辺のみどりを保全・活用したネットワークの形成					●	●
	・社寺林・屋敷林などの保全						●
	・公的住宅団地などの建替えにあわせたみどりの保全・創出						●
	・地区計画・地区街づくり計画によるみどりのルールづくり						●
	・鉄道沿線の緑化・適正な維持の促進						
	・花壇づくり、生垣緑化、屋上緑化・壁面緑化などの多様なみどりづくりの促進						
北沢地域	・みどりの拠点づくり（桜上水一帯、区役所一帯、三宿の森緑地一帯など）					●	●
	・農地の保全・活用					●	
	・公園緑地の配置・整備						
	・小田急線上部空間を利用したみどりの創出						
	・緑道と周辺のみどりを保全・活用したネットワークの形成					●	●
	・社寺林・屋敷林などの保全						●
	・公的住宅団地などの建替えにあわせたみどりの保全・創出						●
	・地区計画・地区街づくり計画によるみどりのルールづくり						●
	・鉄道沿線の緑化・適正な維持の促進						
玉川地域	・国分寺崖線の保全	●	●				
	・多摩川の自然環境の保全と、多摩川に親しみ、学ぶ場としての活用		●				
	・みどりの拠点づくり（馬事公苑・東京農業大学一帯、等々力溪谷・玉川野毛町公園、二子玉川公園・上野毛自然公園など）	●					
	・公園緑地の配置・整備						
	・農地の保全・活用					●	
	・河川・緑道と周辺のみどりを保全・活用したネットワークの形成		●		●	●	
	・社寺林・屋敷林などの保全						●
	・公的住宅団地などの建替えにあわせたみどりの保全・創出						●
	・地区計画・地区街づくり計画によるみどりのルールづくり	●					●
砧地域	・国分寺崖線の保全	●	●				
	・多摩川の自然環境の保全と、多摩川に親しみ、学ぶ場としての活用		●				
	・みどりの拠点づくり（外環道東名ジャンクション（仮称）の上部空間等及び周辺地域など）	●					
	・農地の保全・活用と、農の風景育成地区における散策ルートへの活用					●	
	・みどりの拠点づくり（成城みつ池緑地一帯、祖師谷公園、砧公園一帯）	●	●				
	・公園緑地の配置・整備						
	・河川・緑道と周辺のみどりを保全・活用したネットワークの形成		●		●	●	
	・社寺林・屋敷林などの保全						●
	・公的住宅団地などの建替えにあわせたみどりの保全・創出						●
烏山地域	・みどりの拠点づくり（給田一丁目一帯、烏山寺町一帯、祖師谷公園など）						
	・公園緑地の配置・整備						
	・河川・緑道と周辺のみどりを保全・活用したネットワークの形成		●		●	●	
	・農地の保全・活用					●	
	・社寺林・屋敷林などの保全						●
	・公的住宅団地などの建替えにあわせたみどりの保全・創出						●
	・地区計画・地区街づくり計画によるみどりのルールづくり						●
	・鉄道沿線の緑化・適正な維持の促進						

	基本方針-2. 核となる魅力ある みどりを創出する			基本方針-3. 街なかに多様なみどりを つくり、つなげる					基本方針-4. みどりと関わ る活動を増や し、協働する		基本方針-5. みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える		
	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	4-1	4-2	5-1	5-2	5-3
	●	●						●				●	
	●	●	●	●	●			●				●	●
			●	●				●	●	●			●
				●				●					
				●									
				●	●	●			●		●		
	●	●						●					
	●	●	●					●				●	●
			●	●	●	●		●		●			
				●				●	●	●			●
				●		●					●		
	●	●					●			●	●	●	●
	●	●	●				●	●			●	●	
			●	●	●			●				●	●
				●				●	●	●			
				●									
				●				●					
	●	●	●	●	●			●					
	●	●	●	●	●			●					
			●	●				●	●			●	●
				●									
				●				●					
				●									

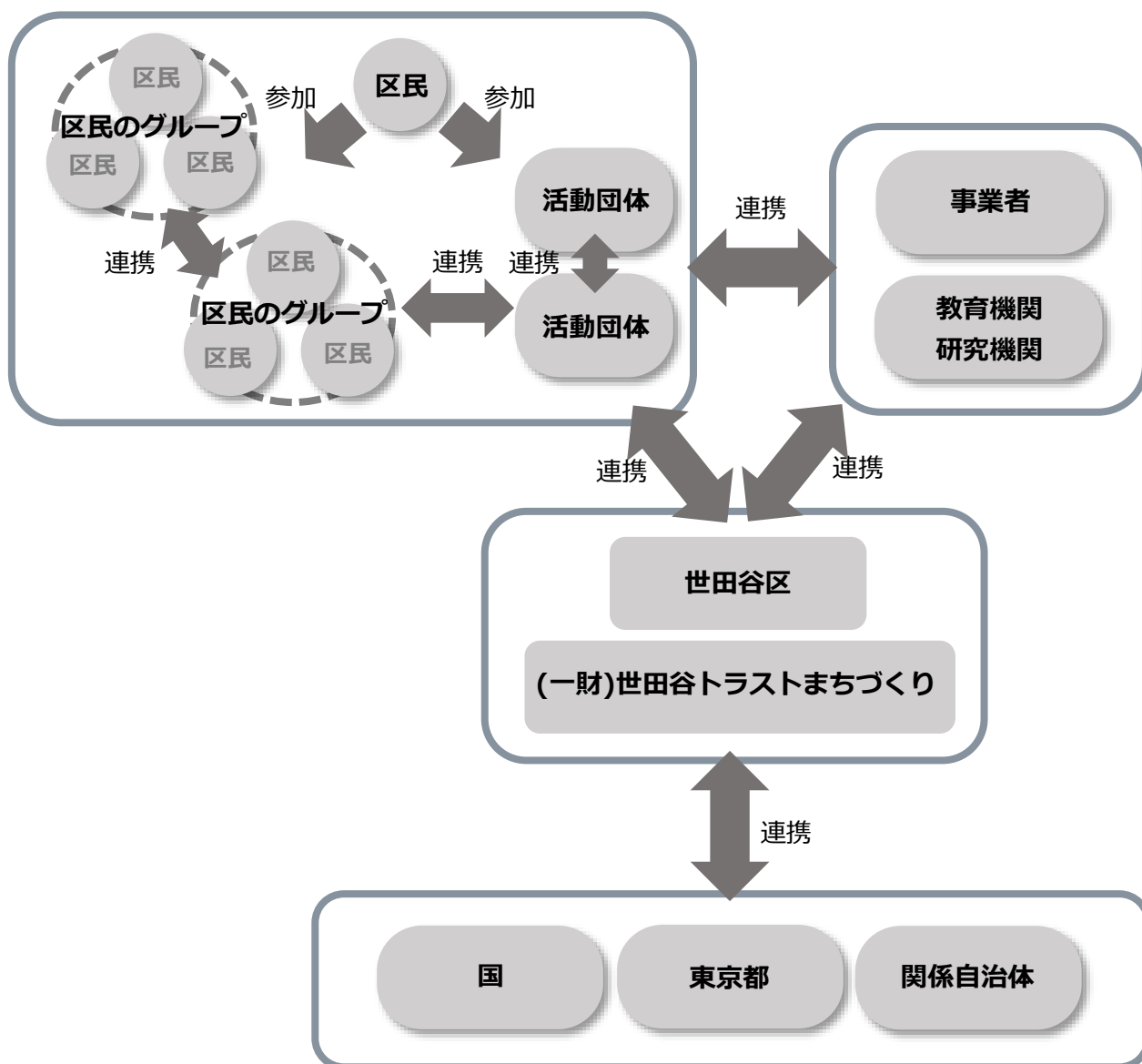
第⑥章 実現に向けて

1. 取り組みの推進体制と主体の役割

(1) 推進体制

本計画で位置付けた取り組みは、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関、（一財）世田谷トラストまちづくり、世田谷区、国・東京都・関係自治体などの多様な主体の連携を図りながら推進していくものとします。

■各推進主体の連携のイメージ



(2) 各主体の役割

①区民・活動団体

区民は、みどりの大切さを理解し、地域のみどりの状況に関心を持つことが大切です。また、みずから率先してみどりを守り育て、適切に管理することによって、「世田谷みどり 33」に関わっていくとともに、グループや活動団体への参加などを通して、みどりの活動を実践していくことが期待されます。

活動団体は、それぞれの活動を持続していくとともに、活動団体同士の連携も進めることが期待されます。

②事業者

事業者は、CSR※（企業の社会的責任）の観点から、事業活動を通して地域や社会に貢献していくことが求められています。このため、事業者は、区のみどりと大きく関わっている主体であることを自覚し、区とともに「世田谷みどり 33」を先導していく役割を果たしていくことが重要です。

区内では、みどりの保全・創出において、先進的な取り組みも行われており、今後においても、そのような取り組みの実践のほか、区民や活動団体などと連携し、支援する役割も期待されます。

さらに、事業者は、公園の魅力向上や農地の活用など、みどりを活かした新たな事業活動を展開する役割や、一定の広がりのある区域における一体的な街づくりのマネジメントを進める主体としての役割が重要となります。

二子玉川駅周辺の複合施設では、多摩川と国分寺崖線の環境をつなぐ生態系ネットワークを形成するよう、建築物と一体となった様々なみどりの環境が創出されています。



③教育機関・研究機関

教育機関・研究機関は、地域のみどりに関する情報の蓄積・管理・発信を積極的に行うとともに、みどりに関わる人材の育成や派遣を実施します。

また、町会や活動団体、区との連携を強化し、みどりを活用した研究・教育の実施や人材交流などの取り組みを進めることが期待されます。

④（一財）世田谷トラストまちづくり

一般財団法人世田谷トラストまちづくりは、区民主体による良好な環境形成、参加・連携・協働の住まいづくり、まちづくりの推進に取り組み、区民一人ひとりが自分の街に誇りと愛着を持ち、安らぎと魅力を実感できるみどり豊かな住宅都市の実現に寄与する財団です。

これまで世田谷のトラスト活動や住民主体のまちづくり支援を通じて培ってきた専門性やネットワーク、コーディネート力を活かし、緑地保全や、多様な住まいづくり・まちづくりを推進するため、区民参加・連携・協働により、市民緑地をはじめとした環境共生まちづくり、地域共生のいえや空き家等地域貢献活用の地域共生まちづくりなどを推進してきました。

引き続き、都市緑地法に基づく緑地保全・緑化推進法人※（みどり法人）として、区と連携しながら、民有緑地の保全・管理活動や地域のみどりに関する情報の蓄積・管理・発信とともに、区民のみどりに関する啓発活動や支援活動をより強化していきます。

⑤世田谷区

世田谷区は、庁内の連携のもと、公園緑地の整備における質の高いみどりの保全・整備や、道路、学校、公共・公益施設におけるみどりの確保を進めるなど、「世田谷みどり 33」を進める主体の中心として、積極的に取り組みを進めます。

また、区民や活動団体、事業者などのみどりづくりの取り組みを支援し、相互の理解と協力の関係を築き、主体を結びつける役割を果たすとともに、国・東京都や関係自治体との情報共有などを含め、連携の強化に努めます。

2. 財源の確保

世田谷区は、みどりを守り育てる財源として、国や都からの交付金や補助金、世田谷区みどりのトラスト基金への寄附金募集、世田谷区民債の発行などにより、資金確保に努めるほか、新たな資金確保の手法を検討します。また、世田谷区新実施計画（後期、2018～2021年度）に財源も含め位置付け、個々の取り組みについては、別途「みどりの行動計画」に示していきます。

なお、公園緑地の確保・整備については、世田谷区公共施設等総合管理計画（2017（平成 29）～2026 年度）において、都市基盤施設（道路、橋梁、水路、公園）に投資する財政目標を、年間 180～200 億円程度（整備費、保全・更新経費の総額）としています。

3. 計画の進行管理

(1) みどりの行動計画

第4章で示した取り組み内容のうち、特に区が主体となって実施するものについては、「みどりの行動計画」を策定します（PLAN）。

行動計画では、基本計画の個別の取り組みの内容について、どの所管がいつ実施するかという観点で年次計画として示し、計画を推進します（DO）。

行動計画は、みどりの基本計画の計画期間の10年間において、取り組みの足固め、定着、発展・充実を図る各ステップを念頭に置きながら策定します。

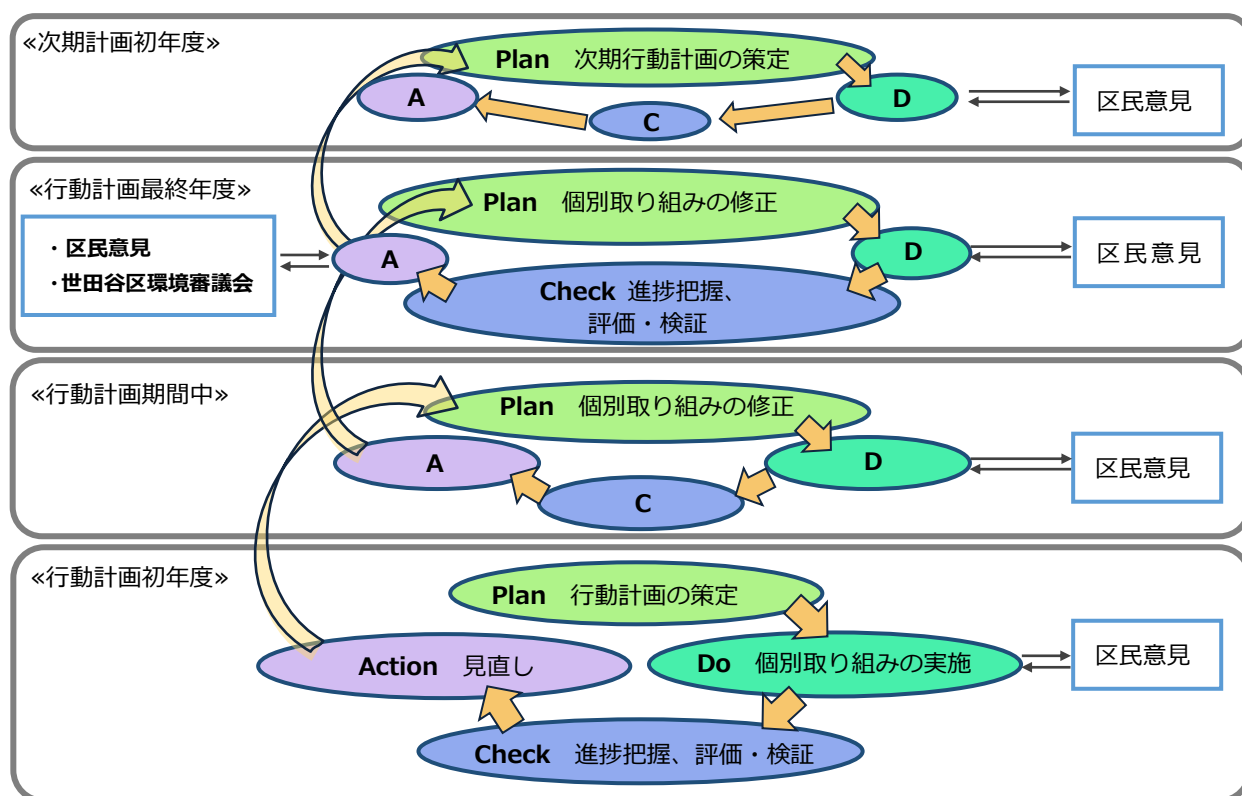
(2) 進行管理

「みどりの行動計画」は、区が年度ごとに個別取り組みの進捗状況を把握し、環境審議会に報告しつつ、庁内において評価・検証します（CHECK）。そのうえで個別取り組みを改善し（ACTION）、計画を確実に進めます。また、個別取り組みは、機会を捉えて関係する区民の意見を聴きながら進めていきます。

さらに、区の実施計画の見直しや社会情勢の変化などに応じて個々の取り組みを評価・検証して、次期行動計画に反映します（PLAN）。次期行動計画の策定にあたっては、区民の意見を参考にし、環境審議会の意見を聴くものとします。

なお、「みどりの行動計画」は、関連性の高い「生きものつながる世田谷プラン行動計画」と一体的に進行を管理します。

■ 進行管理のイメージ



● 資料編

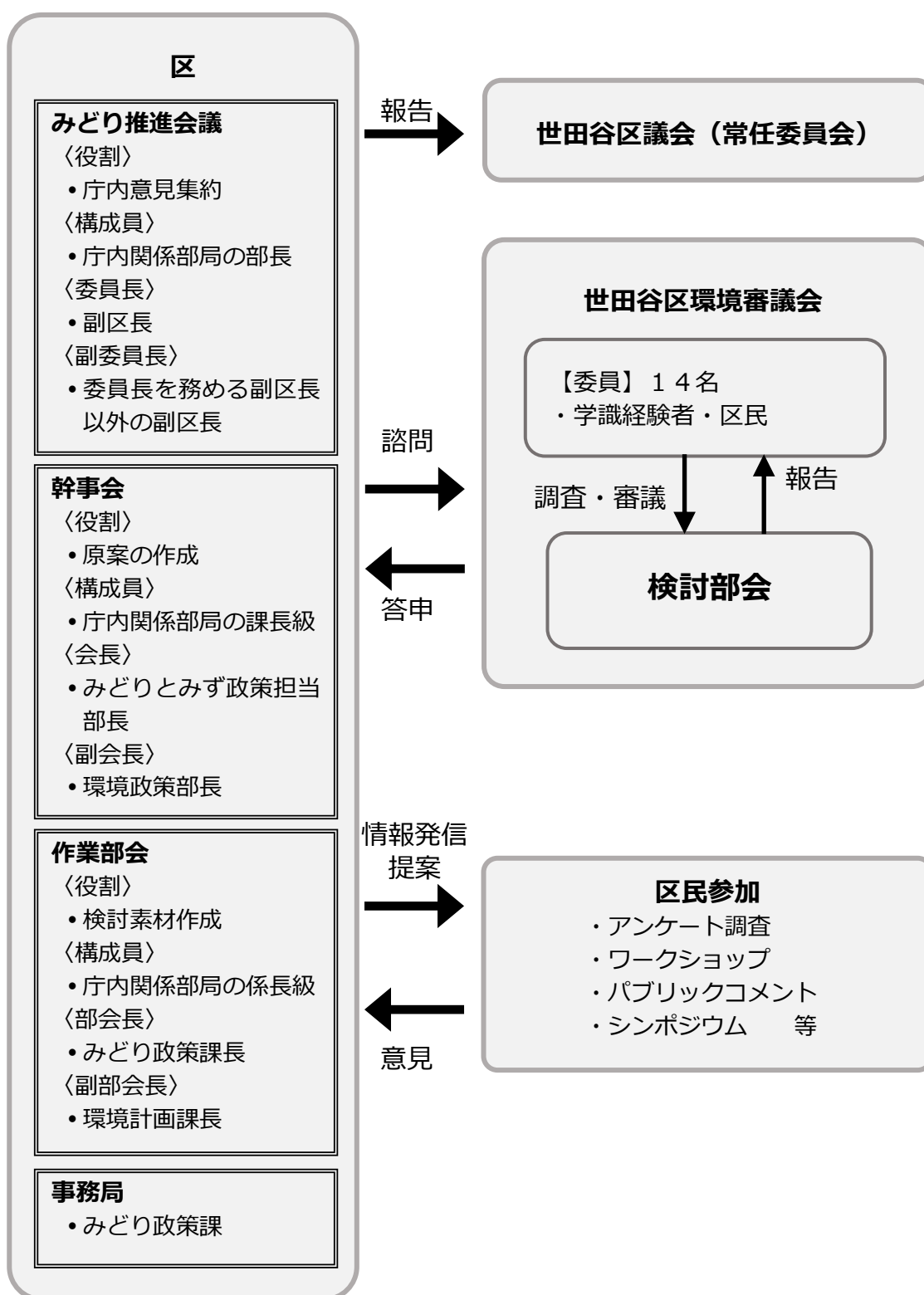
1. 改定の経緯	117
(1) 区民ワークショップ	119
(2) 環境審議会	129
(3) 庁内検討	131
(4) パブリックコメント（区民意見提出手続）	132
(5) シンポジウム	133
2. 区民のみどりに対する意識	135
(1) 調査の概要	135
(2) 調査の結果	135
3. ヒアリングにご協力いただいた団体・事業者	139
4. みどり施策のあゆみ	141
5. 用語解説	145

1. 改定の経緯

改定にあたっては、環境審議会、庁内、区民参加によって検討しました。

		検討の流れ	区民参加	庁内検討			環境審議会	
				作業部会	幹事会	みどり推進会議	検討部会	審議会
平成 28 年度	4月	みどりの資源 調査	ガーデニングフェアアンケート					
	5月							
	6月							
	7月							
	8月		区民まつりアンケート					
	9月		区政モニターアンケート					
	10月							
	11月		第1回ワークショップ (11月12日)			報告 (11月22日)		
	12月		第2回ワークショップ (12月17日)	課題把握 (12月9日)		課題把握 (12月22日)		
	1月		第3回ワークショップ (1月28日)				方向性の検討 (1月30日)	諮問・課題把握 (1月23日)
	2月	骨子案 作成		骨子検討 (2月9日)	骨子検討 (2月17日)			
	3月				骨子検討 (3月13日)			
平成 29 年度	4月	素案 作成		素案検討 (4月26日)				骨子検討 (4月19日)
	5月				素案検討 (5月17日)			
	6月					素案検討 (6月8日)	素案検討 (6月20日)	
	7月							素案検討 (7月18日)
	8月							
	9月		シンポジウム (9月16日)	パブリックコメント (9月12日～ 10月3日)				
	10月	案 作成		案検討 (10月19日)		案検討 (10月26日)	案検討 (10月30日)	
	11月						案検討 (11月16日)	
	12月							答申 (12月12日)
	1月							
	2月							
	3月	改定						

■ 検討体制



(1) 区民ワークショップ

計画の改定にあたり、区内で大切にしたいみどりや、「世田谷みどり 33」の実現のために何をしたらよいかなどについて、区民の意見を把握し反映するために、計 3 回のワークショップを開催し、アイディアを出し合い、意見を交換しました。

参加者は、区の広報やホームページで原則全 3 回出席できる方を対象に募集しました。

①第 1 回 ワークショップ

●概要

日時	平成 28 年 11 月 12 日（土）午後 2:00～4:00
場所	経堂地区会館別館 1 階第 1 会議室
参加者	23 名

●内容

第 1 回ワークショップでは、『「大切にしたい、または課題のあるみどり」の場所や資源を考えよう！』というテーマで、世田谷の大切にしたい、または課題のあるみどりの場所や資源について意見を出し合いました。

- みどりとみずの基本計画の概要や世田谷のみどりの現況について、スケジュールについて説明しました。
- ワークショップとして 4 つの班に分かれ、「大切にしたいみどりの場所・資源」と「課題のあるみどりの場所・資源」について意見を交換しました。



ワークショップ風景

1

②第2回 ワークショップ

●概要

日時	平成 28 年 12 月 17 日（土）午前 10:00～12:00
場所	経堂地区会館別館 1 階第 1 会議室
参加者	25 名

●内容

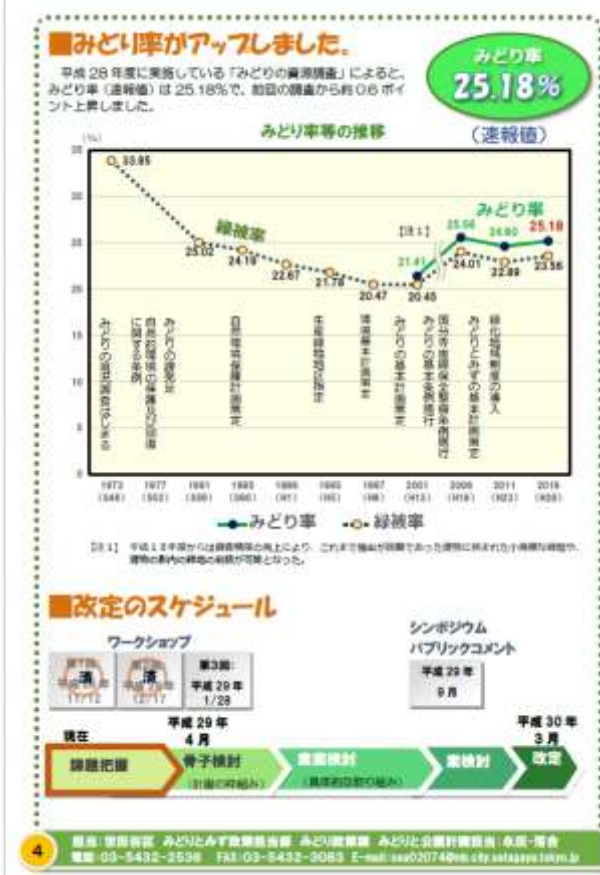
第2回ワークショップでは、『「世田谷みどり 33 を達成した世田谷の将来像」を思い描き、将来のためにどのようにしたらよいか考えよう!』というテーマで、「世田谷みどり 33」を達成した世田谷の将来像と、その将来像を実現していくために、どのようにしたらよいか意見を出し合いました。

- 前回のワークショップにおける意見の概要を、ワークショップニュースをもとに説明しました。
- ワークショップとして4つの班に分かれ、「世田谷みどり 33」を達成した「世田谷の将来像」について意見を出し合い、次いで、その将来像を実現するために、大切な「みどりを守り・活かす」、課題のある「みどりを支える」ための必要な取り組みについて意見を交換しました。



ワークショップ風景

■ワークショップニュース (No.2)



③第3回 ワークショップ

●概要

日時	平成 29 年 1 月 28 日（土）午前 10:00～12:00
場所	経堂地区会館別館 1 階第 1 会議室
参加者	21 名

●内容

第3回ワークショップでは、みどり率をさらにアップしていくための大切な場所や必要な取り組み、そしてその取り組みを支える主体などについて話し合いました。

- 前回のワークショップにおける意見の概要を、ワークショップニュースをもとに説明しました。
- みどりの資源調査に基づくみどり率（速報値）25.18%について説明し、その後4つの班に分かれ、平成28年の町丁目別のみどり率の図と平成23年のみどり率の図を比較して、簡単な分析や感想を出し合いました。
- 「世田谷みどり33」を実現するために、大切な場所や必要な取り組みとその取り組みを実行する主体の役割について意見を交換しました。



ワークショップ風景

④ワークショップ意見の反映

●第1回 ワークショップ

テーマ：大切にしたいみどりや課題のあるみどり

意見の内容		意見の反映
大切にしたい みどりの場所・ 資源	- 国分寺崖線の樹林や農地（希少生物など） - 成城一帯（成城学園、成城みつ池など） - 大蔵三丁目公園など - 砧一帯（砧公園、静嘉堂文庫周辺、野川、氷川神社、慶元寺、農のある風景など） - 烏山一帯（烏山寺町、烏山北住宅） - 北沢一帯（豪徳寺、赤松公園） - 羽根木公園周辺 - 多摩川や仙川、野川沿いのみどり - 緑道の桜 - 次大夫堀公園 - 馬事公苑 - 等々力溪谷	「第3章 計画の基本方針と将来イメージ」において、みどりの軸やみどりの拠点などに位置付けました。
	住宅	「第3章 計画の基本方針と将来イメージ」において、街なかのみどりや農地保全重点地区に位置付けました。
	農地	
課題のある みどりの場所・ 資源	- 崖線上の開発や相続によるみどりの分断 - 墓地が造成されている烏山寺町 - 外環道	「第3章 計画の基本方針と将来イメージ」において、みどりの軸やみどりの拠点などに位置付けました。
	- 買い物道、下北沢駅上部の緑化 - 世田谷線線路敷や沿線、小田急線・京王線上部の緑化 - 街路樹、公園樹木の管理	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-2の2-2、基本方針3の3-1・3-3などに反映しました。
	- 空き家、大木の管理 - みどりが少ない地域 - 駐車場、公共施設、住宅地、道路の緑化 - 庭のない住宅や敷地細分化	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-1の1-4、基本方針-3の3-1・3-2・3-3などに反映しました。
その他	- 緑化義務制度 - みどりを守れない制度 - 子どもたちの心を養うみどりの役割の認識 - 都市基盤としての啓発、学校教育の充実 - アピール、PRの方法 - 人材不足、マンパワー不足、高齢化 - みどりの処分、伐採樹木の活用、落ち葉の再利用 - 縦割り行政 - 資金不足、予算	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-3の3-1、基本方針-4の4-2、基本方針-5の5-1・5-2などに反映しました。 「第6章 実現に向けて」において、主体の役割に反映しました。

●第2回ワークショップ

テーマ：「世田谷みどり 33」を達成した世田谷の将来像

意見の内容		意見の反映
世田谷みどり 33 を達成した世田谷の将来像	・上空から見て 1 / 3 がみどりで、地域ごとのみどりに特色やメリハリがあり、カナダやロシアのようである。 ・みどりによって、ヒートアイランドが緩和され、乾燥化が防止されている。 ・みどりが連続し、生きものの生息地も増えてつながり、区全体の生物多様性が守られている。そして、みどりが区民の生活を支えている。 ・農地が守られ、世田谷産の野菜が販売されている。また、区民が農に関わり、収穫の喜びや楽しみが得られる。 ・水辺、自然、草、原っぱなどと住宅、商業地が調和しており、街の環境が適切に管理されている。 ・大きな樹木や樹林、寺社のみどりが地域で大切に守られている。 ・ソメイヨシノが美しく咲き誇っているなど、四季折々の自然が感じられる。 ・住宅地には、随所にコミュニティガーデンがあり、各住宅・集合住宅では、コンテナが並び、花がいつも咲いている。町会では「みどり協定」を推進し、住みやすいみどりづくりが行われ、住む人々の笑顔があふれている。 ・街路樹の整備が進み、細い道にも舗装などが工夫されているほか、学校、公共施設や駐車場のみどり率も高い。 ・商店街には、各店舗にプランターなどが置かれ、各駅前にはシンボルツリーがある。鉄道敷や鉄道・高速道路の上部空間のみどりの空間となっている。 ・小さな空き地にも花やみどりがあり、ベンチが置かれている。 ・雨水が浸透して循環し、川の流れやせせらぎなどの水辺が大切にされており、かつての小魚などの生きものが生息できる環境がある。 ・地域には、本物の自然や生きものの体験・観察ができる環境があり、子どもたちはみどりや自然について関心を持ち、正しく理解している。また、思いっきり遊ぶことができる原っぱがある。 ・みどりの質を高める良好な管理がなされている。樹林や水辺などは、外来種の侵入やゴミの放置がない状態に保たれている。 ・若い人を含め、区民がプライドをもってみどりと関わり、地域ごとに守るべきみどりが共有されている。 ・区民は、世田谷のみどりが豊かであると実感し、満足している。	・「第3章 計画の基本方針と将来イメージ」のみどりのイメージ図などに反映しました。

●第2・3回ワークショップ

テーマ：将来像を実現するための取り組みと主体

意見の内容		意見の反映
国分寺崖線のみどりや樹林地	・特別保護区などのみどりを守る。 ・樹林や下草の管理に参加する区民・団体を募集する。 ・樹林地の歴史的背景や景観の良さを区民が共有する。 ・樹木を移植する制度 ・生きもののネットワークの調査や広報を行う。 ・市民緑地を PR する。 ・相続税対策や買い取りを進める。	・世田谷区 ・(一財)世田谷トラストまちづくり ・区民 ・教育機関

・「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-1の 1-1・1-4 などに反映しました。

意見の内容			意見の反映
農地や農	- 農地の歴史的背景や景観の良さを区民が共有する。 - 区民などが利用しやすい仕組みなど農地を継承する仕組みをつくる。 - 生産緑地制度を変える。 - 地産地消の拡充 - 農地を公有地化する。 - 区民農園、農業公園を整備する。	- 世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり - 区民 - 農家	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-1 の 1-3 などに反映しました。
住宅地などの 民有地のみどり	- 庭の確保や大木・緑地を残す。 - ガーデニングやオープンガーデンを推奨する。 「3軒からはじまるガーデニング」を普及する。 - 一軒一本運動 - まちなか緑化制度を普及させる。 - 駐車場のみどり率を高める。 - ブロック塀を生垣化する。 - 空き地・空き家を活用し、樹木とベンチを整備する。 - 土地の細分化を防ぐ。 - 民有地のみどりの維持管理費を支援する。	- 世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり - 区民 - 活動団体	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-3 の 3-1・3-3 などに反映しました。
駅前や商店街のみどり	- みどりの商店街をつくり、品格を出す。 - みどりのお休み処をつくる。 - コンビニ駐車場などを緑化する。	- 世田谷区 - 事業者	
開発などによる みどりの 保全・創出	- 団地の建替えてみどりをつくり、大きな木を残す。 - 緑化基準の強化やみどりの計画制度の適用拡大（じわじわと規制を厳しくしていく） - 植樹に対する助成の拡充 - 事業者に対する指導やペナルティの強化 - 一定のみどりの確保に対する規制の緩和 - 私道や駐車場を緑化する。 - 屋上緑化や壁面緑化の支援を拡充する。	- 世田谷区 - 事業者 - 区民	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-1 の 1-4、基本方針-3 の 3-1 などに反映しました。
寺町などの 寺社のみどり	- 烏山寺町の樹木を守る。 - 名木を大切に作る。 - 緑地保全の補助を拡充する。	- 世田谷区 - 事業者 - 寺院	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-1 の 1-4 などに反映しました。
公園・緑道	- 防災対策の公園づくり - 周辺の私有地との連携やイベントの開催 - 収益を還元する仕組み - 暗渠を緑道化する。	- 世田谷区 - 事業者	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-2 の 2-1・2-2、基本方針-3 の 3-5 などに反映しました。
学校などの 公共施設のみどり	- 統廃合による学校跡地を緑化する。 - 学校のフェンスをみどりに、校庭を緑化（芝草）する。 - 屋上の菜園化	世田谷区	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-3 の 3-2 などに反映しました。
道路・鉄道 などのみどり	- インターの地下化による上部を緑地帯として復元する。 - 小田急線上部の遊歩道を緑化する。	- 世田谷区 - 事業者 - 国・東京都	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-3 の 3-3 などに反映しました。
資源の循環	- 剪定枝や落ち葉を腐葉土やエネルギーとして循環させる。 - 雑草をバイオエネルギーとして利用、または飼料とする。	世田谷区	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-5 の 5-1 などに反映しました。

意見の内容			意見の反映
防災	防災のためにみどりを増やし、自然力を活かした災害対策（貯水など）	世田谷区	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-3の3-5などに反映しました。
みどりの質	- 地域風景資産となるみどり - 空間の質を確保するルールをつくる。	- 世田谷区 - 事業者	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-1の1-4、基本方針-3の3-1などに反映しました。
みどりの管理	- 公園の樹木の手入れの指針 - 元気な木を伸ばし、危険な木は切る。 - 最低限の剪定にとどめ、自然樹形を奨励する。	世田谷区	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-2の2-2などに反映しました。
みどりに関する周知や啓発	- みどりに関心を持つイベントなど - みどりの効用や「世田谷みどり 33」の取り組み、区民の活動のPR - みどりの大切さや落ち葉などの困りごとを理解してもらう。 - みどりや生きものなどの情報を広げていく。 - 落ち葉ひろいカレンダーなどの参加を促す工夫	- 世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり - 区民 - 活動団体	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-4の4-1、基本方針-5の5-1・5-2などに反映しました。
教育や人材の育成・活用	- 子どもに対する教育や体験学習 - 学校における教育や学校のみどりの活用 - 専門講座の開設 - 東京農大や企業との連携 - 専門職員の登用 - フィールドワークの拡充	- 世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり - 活動団体 - 大学 - 事業者	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-5の5-1・5-2などに反映しました。
表彰	みどりや所有者、協力した事業者を表彰する。	- 世田谷区 - 事業者 - 活動団体 - 区民	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-4の4-1などに反映しました。
区民参加	- みどりを管理する活動団体を増やす。 - 高齢者のみどりの管理を支援する。 - 楽しんで参加できる仕掛けの工夫	- 世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり - 活動団体 - 区民	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-5の5-1・5-2などに反映しました。
支援・支援組織づくり	- 活動団体を支援する仕組みをつくる。 - ボランティア団体の中間支援組織をつくる。 - 活動のネットワークづくり（区民・学生・区など）	- 世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり - 活動団体 - 区民	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-4の4-1などに反映しました。
資金の確保等	- ふるさと納税の活用 - みどりのトラスト基金のPRと活用 - みどりを守るための課税制度	- 世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり - 国・東京都	「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-2の2-1などに反映しました。
行政の連携	- 区内部の連携の強化 - 国・都・区を横につなぐ	- 世田谷区 (一財)世田谷トラストまちづくり - 国・東京都	「第6章 実現に向けて」において、各主体の役割に反映しました。

(2) 環境審議会

計画の改定について、区長から環境審議会に諮問し、答申を受けました。

また、環境審議会の下部組織として、検討部会を設置し、専門的事項を具体的かつ詳細に審議しました。

■環境審議会 構成

(敬称略)

役職	氏名	所属
会長	小林 光	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特任教授
副会長	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授
委員	佐藤 真久	東京都市大学 環境学部 環境マネジメント学科 教授
委員	鈴木 規安	一般財団法人 省エネルギーセンター 省エネ支援サービス本部 省エネソリューション部部長
委員	中西 修一	特定非営利活動法人 せたがや水辺デザインネットワーク副代表理事
委員	松行 美帆子	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 准教授
委員	山口 温	関東学院大学 建築・環境学部 建築・環境学科 専任講師
委員	飯島 祥夫	世田谷区商店街振興組合 理事
委員	田中 敏文	公益社団法人 世田谷工業振興協会 理事
委員	田中 真規子	いであ株式会社 執行役員
委員	宮崎 春代	世田谷区町会総連合会 副会長
委員	青柳 一規	公募区民委員
委員	鈴木 健文	公募区民委員
委員	鈴木 基之	公募区民委員

任期：平成 29 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日

■ 検討部会 構成

(敬称略)

役職	氏名	所属	専門分野
部会長	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部造園科学科准教授	造園学、環境計画・設計分野
部会長 職務代理	小林 光	慶応義塾大学大学院 政策・メディア研究科特任教授	環境政策論、エコまちづくり、 環境経済論
委員	佐藤 真久	東京都市大学 環境学部環境マネジメント学科教授	環境政策、環境教育
委員	中西 修一	特定非営利活動法人 せたがや水辺デザインネットワーク 副代表理事	水生生物、森林環境



世田谷区から環境審議会への諮問
(写真: 左から小林会長、保坂区長)



環境審議会から世田谷区への答申
(写真: 左から保坂区長、小林会長、阿部副会長)

(3) 庁内検討

区役所内の検討体制として、みどり推進会議（部長級）及び、その下部組織である幹事会（課長級）と作業部会（係長級）を設置し、関係所管課で横断的に検討しました。

■ 幹事会及び作業部会 構成

世田谷総合支所街づくり課
北沢総合支所街づくり課
玉川総合支所街づくり課
砧総合支所街づくり課
烏山総合支所街づくり課
政策経営部政策企画課
政策経営部財政課
危機管理室災害対策課
施設営繕担当部施設営繕第一課
スポーツ推進部スポーツ推進課
環境政策部環境計画課
環境政策部環境保全課
産業政策部都市農業課
子ども・若者部子ども育成推進課
都市整備政策部都市計画課
都市整備政策部都市デザイン課
都市整備政策部市街地整備課
防災街づくり担当部防災街づくり課
道路・交通政策部道路計画課
土木部土木計画課
教育委員会事務局教育総務課
教育委員会事務局教育環境課
生涯学習部生涯学習・地域学校連携課
一般財団法人世田谷トラストまちづくりトラストみどり課
みどりとみず政策担当部公園緑地課
みどりとみず政策担当部みどり政策課

(4) パブリックコメント（区民意見提出手続）

「（仮称）世田谷区みどりの基本計画（素案）」のパブリックコメントに対して、多くの皆様からご意見をお寄せいただきました。

■意見募集期間・意見数等

意見募集期間	平成 29 年 9 月 12 日～10 月 3 日
意見提出人数	126 人（はがき 110 件、シンポジウムアンケート 10 件 持参 2 件、メール 1 件、FAX1 件、封書 1 件、ホームページ 1 件）
意見件数	237 件

■意見の概要

項 目		件数	項 目	件数
全体		17	公園緑地の維持管理	15
第 1 章	計画期間	2	民有地のみどり	22
	みどりの将来像	2	花とみどりの街づくり	10
	みどりの目標量	6	みどりの道づくり	6
	区民満足度	5	道路のみどりの管理	20
	グリーンインフラ等	4	外環道	1
	その他	4	学校のみどり	2
第 2 章	世田谷のみどりの成り立ち	5	区庁舎	1
	前計画の目標・取り組み	3	外来種・在来種等	4
	課題	1	水辺の再生	1
	その他	1	落葉ひろい	5
第 3 章	イメージ図	2	主体の連携	3
	みどりのネットワーク図	1	表彰	1
第 4 章	全体	1	情報発信等	2
	国分寺崖線のみどり	4	資源の循環	5
	水循環	5	意識啓発	1
	みどりの維持管理	7	その他	1
	農のみどり	9	第 6 章	7
	社寺林・屋敷林等	7	その他（みどりの基本計画関連）	21
	公園緑地配置方針図	2	みどりの行動計画	2
	公園緑地の整備	14	その他	5
計				237

■パブリックコメントによる主な修正点

番号	章	頁	パブリックコメント意見	計画修正内容
1	第 1 章	5・6	みどりの将来像の設定の考え方に対する意見	「世田谷みどり 33」に基づく将来像の考え方、多様なみどりと「笑顔」との関係を追記
2	第 1 章	7	区民満足度の設定の考え方に対する意見	区民満足度の考え方を追記
3	第 1 章	9	みどりの質に関する説明を求める意見	みどりの質に関する記載を追記
4	第 3 章	43・44	みどりのネットワーク図における街なかのみどりや拠点と拠点をつなぐネットワークに対する意見	宅地のみどりや小規模の公園を増やすことでみどりがつながるという趣旨で記載を修正
5	全体		表現や誤植への具体的な修正意見	表現や誤植の修正

(5) シンポジウム

①概要

日時	平成 29 年 9 月 16 日 (土) 午後 1:30～3:30
場所	成城ホール (砧区民会館)
参加者	145 人 (区内 133 人、区外 5 人、不明 7 人)



②プログラム

- ・「世田谷区みどりの基本計画」(素案) の紹介
- ・基調講演
「世田谷みどり 33 はどうしたら実現できるか」
福井県立大学長／東京農業大学名誉教授・元学長 進士 五十八 氏
- ・みどりを守り、育てる活動の事例紹介
(1) 成城のみどりづくり ～「成城みどりのスタイルブック」をきっかけに～
法人格成城自治会相談役 中川 清史 氏
(2) 「しもきたポケット 活動報告と将来の夢」
しもきた商店街振興組合理事長／しもきたポケット代表 柏 雅康 氏
- ・質疑応答

③内容

●「世田谷区みどりの基本計画」(素案) の紹介 (世田谷区)

(世田谷区 みどりとみず政策担当部 みどり政策課長 高橋 毅)

策定までの経緯、計画の構成、計画の基本事項、世田谷のみどりの現況、計画の基本方針と将来イメージ、取り組みの内容について、紹介しました。



●基調講演「世田谷みどり 33 はどうしたら実現できるか」

(福井大学長／東京農業大学名誉教授・元学長 進士 五十八 氏)

約半世紀に渡り、世田谷のみどり行政に大きな功績を残してきた進士先生をお招きし、基調講演を行いました。

みどりと生きるということはどういうことか、多様なみどりと深く付き合うことが豊かな生活に直結するといったお話から始まり、今回の計画で触れているみどりの質をいかに上げていくかが重要であるとお話いただきました。

高齢者が生き生きできるしかけづくりや、老若男女で交流しながら園芸や野菜づくりをすることでみどりの満足度が上がり、生活が豊かになると教えていただきました。下北沢から成城まで、多様な環境がある中で、区民みんなが、それぞれのみどりのある暮らしを楽しんでいる世田谷になることを期待していますと締めくくられました。



●みどりを守り、育てる活動の事例紹介

(1) 成城のみどりづくり ～「成城みどりのスタイルブック」をきっかけに～

法人格成城自治会相談役 中川 清史 氏

成城エリアのみどりについて、市民緑地や国分寺崖線、野川など既にあるみどりと、それを守るための成城憲章や地区街づくり計画、成城自治会で作られた「成城みどりのスタイルブック」についてお話をいただきました。

地域の財産であるみどりを、地域 みんなで守り・育てる取り組みについてもご紹介いただきました。



成城みどりのスタイルブック

(2) しもきたポケット 活動報告と将来の夢

しもきた商店街振興組合理事長／しもきたポケット代表 柏 雅康 氏

鉄道の地下化や関連する街づくりにより、日々変化を遂げる下北沢の街並みや、商店街と町会の有志が設立した任意団体「しもきたポケット」の取り組みと将来について、お話をいただきました。

工事の進捗によって変化する街に対応できる移動式プランターや芝生など、下北沢らしい夢のある将来を語っていただきました。



しもきたスクエア（仮設広場）の将来の夢

2. 区民のみどりに対する意識

(1) 調査の概要

区が実施したアンケートをもとに、区民のみどりに対する意識や意向を把握しました。
今回のアンケートは、ガーデニングフェア来場者、区民まつり来場者を対象としたアンケートと、区政モニターアンケートを活用しています。

■ 調査概要

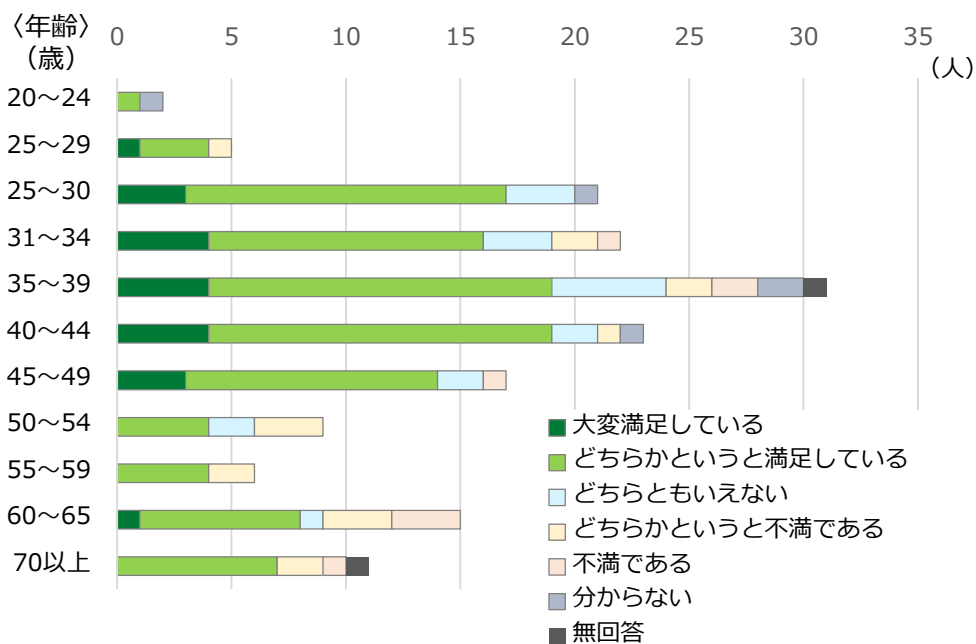
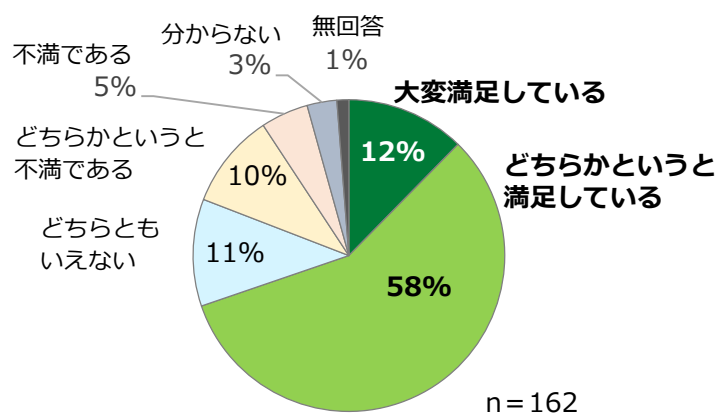
ガーデニングフェアアンケート	回答者数：200 人	実施日：平成 28 年 5 月 21・22 日
区民まつりアンケート	回答者数：100 人	実施日：平成 28 年 8 月 6・7 日
区政モニターアンケート	回答者数：162 人	実施日：平成 28 年 9 月

(2) 調査の結果

① 世田谷のみどりについて

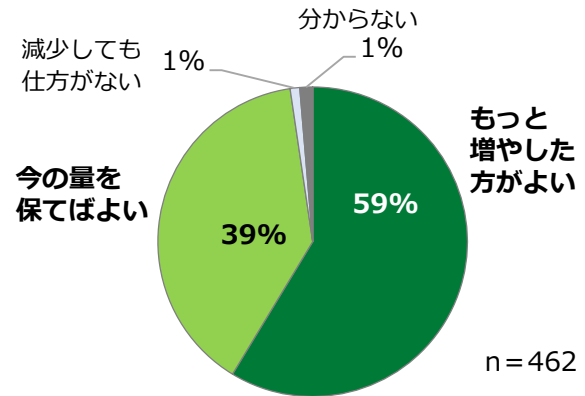
世田谷のみどりについて、「大変満足している」とする意見は 12%ですが、「どちらかという満足している」を合わせると、70%に達しています。

年代別でみると、「大変満足している」は 25～49 歳に集中しています。



②世田谷のみどりの量について

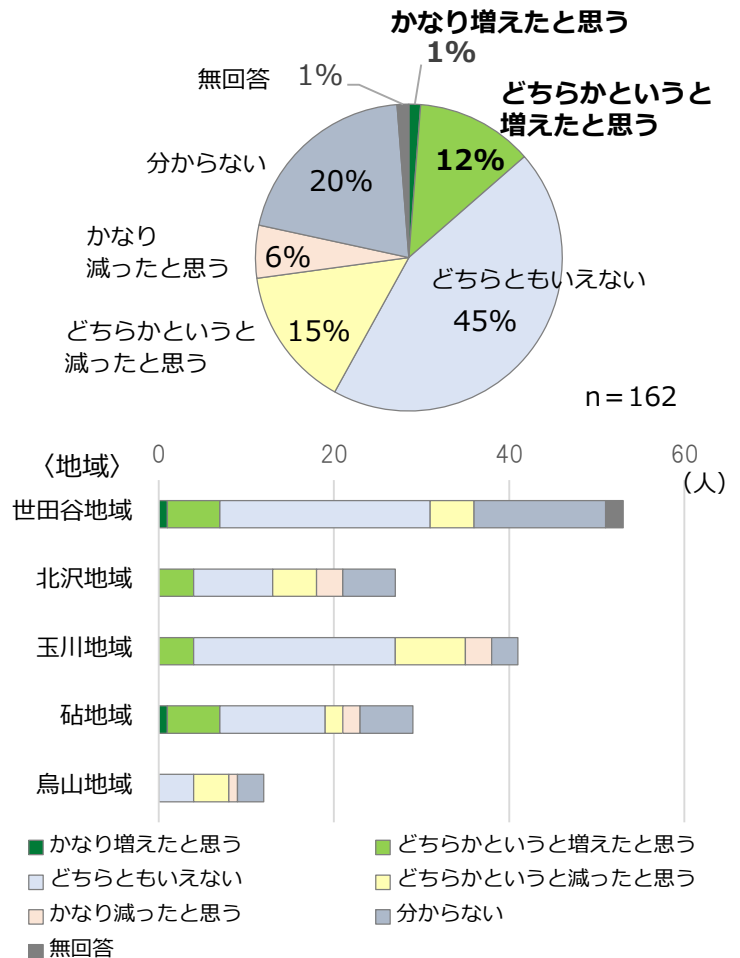
世田谷のみどりの量に関しては、「もっと増やした方がよい」が「今の量を保てばよい」を上回っており、より多くのみどりを望んでいます。



③平成 20 年度から現在までの世田谷のみどりの量の変化について

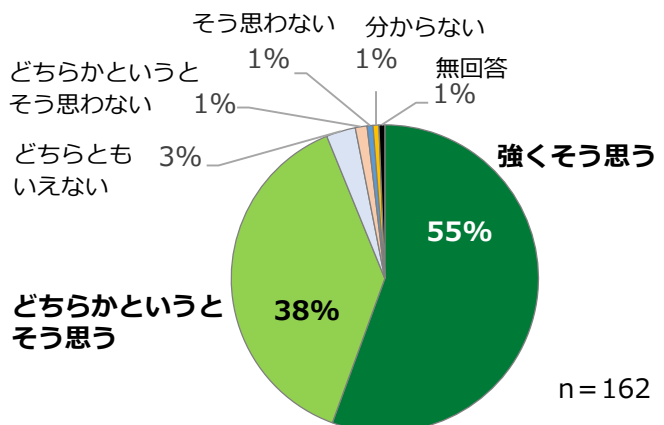
前計画が策定された平成 20 年度からのみどりの変化については、「かなり増えたと思う」「どちらかという増えたと思う」が合わせて 13%であるのに対し、「かなり減ったと思う」「どちらかという減ったと思う」が合わせて 21%で、みどりは減っていると感じている意見が多い結果となりました。

地域別でみると、世田谷地域、砧地域は増えていると感じている割合が比較的高くなっています。一方、北沢地域、玉川地域は減っていると感じている割合が高くなっているほか、烏山地域はみどりが増えたという意見がみられません。



④世田谷の魅力を高めるうえでのみどりの必要性について

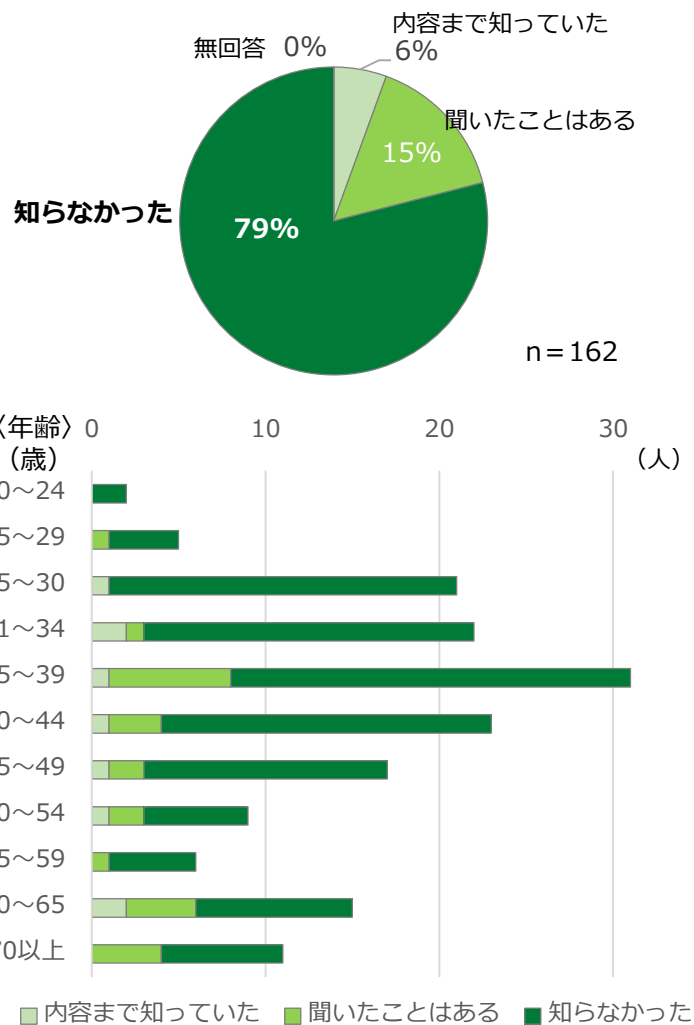
世田谷の魅力を高めるうえで、みどりが必要であると「強くそう思う」「どちらかというそう思う」が合わせて 93%に達しており、世田谷の魅力にみどりは欠かせないものであると感じています。特に「強くそう思う」が半数以上で最も多いことも注目すべき点といえます。



⑤「世田谷みどり 33」の認知度について

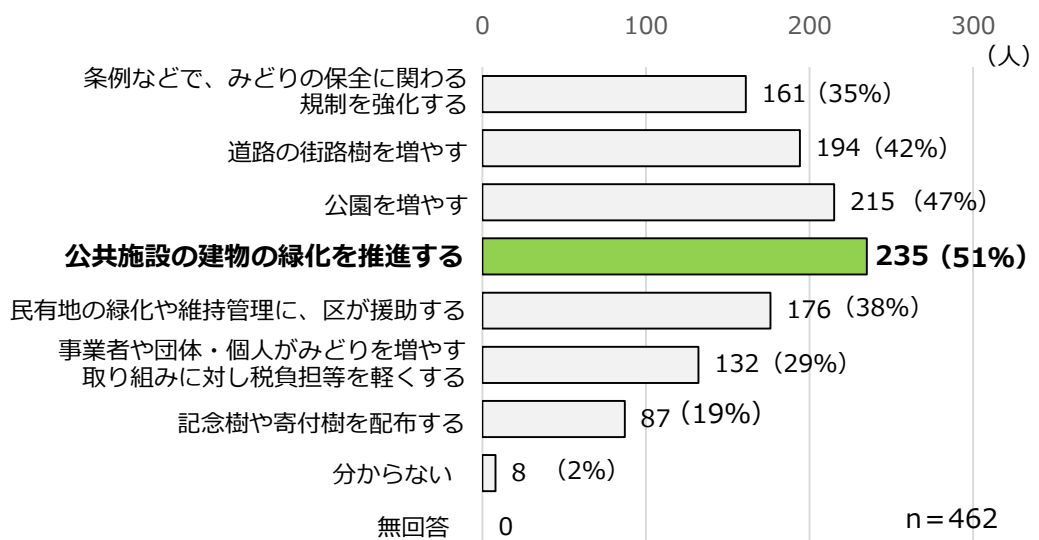
「世田谷みどり 33」について、「知らなかった」が79%で、大半が知らなかったと回答しています。「内容まで知っていた」はわずか6%にとどまり、「聞いたことはある」の15%と合わせても21%でした。

年代別でみると、30歳以下の若い世代は、全体的に認知度は低い状況です。



⑥みどりを守り増やすために世田谷区が取り組むべき事業について（複数回答可）

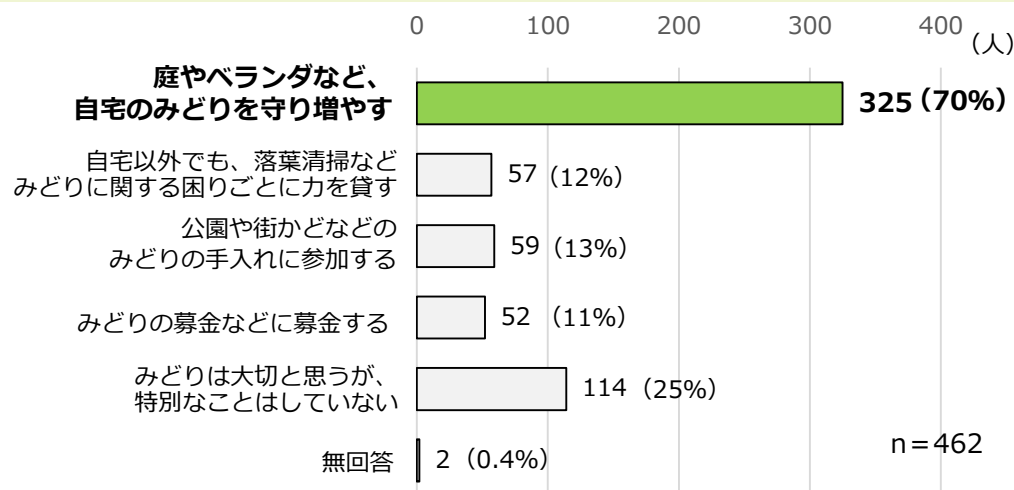
みどりを守り育てるために区が取り組む事業については、「公共施設の建物の緑化を推進する」が51%、「公園を増やす」が47%となるなど、公共のみどりの創出に対する期待が大きい結果となりました。



⑦みどりを守り、増やしていくために、自身が行っていることについて（複数回答可）

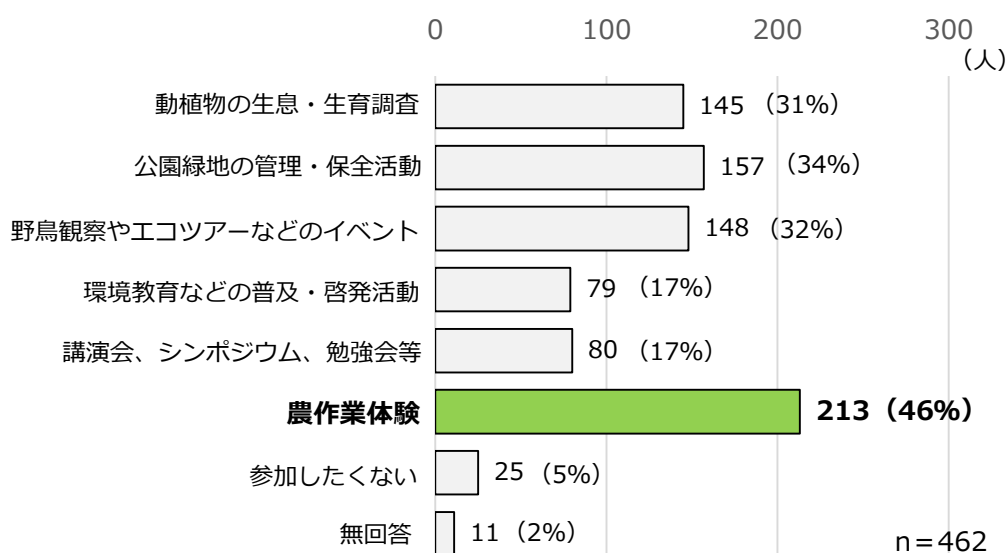
みどりを守り育てるために、自身が行っていることについては、「庭やベランダなど、自宅のみどりを守り増やす」が70%と群を抜いて多くなりました。

次に多いのが「みどりは大切と思うが、特別なことはしていない」で、25%を占めています。



⑧今後、参加したいと思うみどりとみずに関連する活動について（複数回答可）

今後、参加したいと思うみどりとみずに関連する活動は、「農作業体験」が46%と最も多くなっています。



3. ヒアリングにご協力いただいた団体・事業者

活動団体の活動状況や課題などを把握し、みどりの基本計画の取り組みに反映するため、活動団体に対してヒアリングを行いました。以下に具体的なご意見を紹介します。

①事業者 (株)自然教育センター

(株)自然教育センターは、二子玉川公園の施設管理を受託するとともに、公園の日常的な管理運営活動を支援するボランティア「公園サポーター」を設置し、ボランティアのコーディネート活動を推進しています。

公園サポーターは、「みどりグループ」「こどもグループ」「安心安全グループ」と「ジュニアグループ」に分かれ、年度当初にテーマを設定して活動しています。

公園サポーターを増やすためには、区報が重要であるというご意見をいただきました。また、公園サポーターにとっては、公園利用者に感謝されること、人とコミュニケーションが生まれることが楽しいという声があることから、公園を通して、人と人のつながりが生まれているということ、また公園サポーターが中心となって公園の魅力を発信すると説得力が増してよいということをつかいました。

今後は、大学との連携の可能性も検討したいということでした。

意見の反映

- ・「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-2の 2-2などに反映しました。

②大学 東京農業大学

東京農業大学は、みどりに関する専門学科があり、本計画の推進に大きく関わることが期待されています。新たな学科として、地域創成科学科が創設され、今後の人材の育成の面で大きな役割を担っています。

大学としては、すでに桜丘すみれば自然庭園、船橋小径の会、三宿の森緑地、成城三丁目緑地で地域と関わっており、そのほか、区内で実習可能なフィールドの候補地をまとめ、検討しています。学生が地域の中で小さな自然に気づき、高齢化しているボランティアとの関わりの中で育っていくとよいということでした。

また、研究や活動の成果の発表や、設計課題の区職員の前でのプレゼンテーションなども続けていきたいということです。

「世田谷みどり 33」を実現していくためには、次の世代にみどりの大切さ伝えていくことが重要で、特に関心がなかった人に関心を持ってもらうことが必要であることや、区外との連携も重要であるというご意見をいただきました。

意見の反映

- ・「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-4の 4-1、基本方針-5の 5-1などに反映しました。

③活動団体 NPO法人 プレーパークせたがや

NPO 法人プレーパークせたがやは、全国でも先駆的な取り組みであるプレーパークの運営主体であり、現在区内4か所で子どもたちの遊び場の創出を図っています。

子どもが遊び場に求めるものは基本的に変わっていないものの、遊び場をめぐる周辺の状況は変化しており、音などについて配慮する必要があることや、プレーリーダーの育成が課題です。

砧地域に新たなプレーパークの設置を検討しており、また「道あそび」ということも検討していくということでした。

公園については、多様な使い方ができるように柔軟性が必要であることや、いろいろな年齢層の人が使って良い気分になる公園が必要であるというご意見をいただきました。

意見の反映

- ・「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-2の 2-1などに反映しました。

③活動団体 NPO法人 まちこらぼ

NPO 法人まちこらぼは、世田谷区民を中心とした一般住民を対象として、真に住民が住みやすい地域にするために、必要な情報の発信・交換の場づくり、イベント・講演会などを行い、住民・行政・企業・学識経験者など、まちづくりに関係する各々の主体を円滑・効果的につなぐ調整役となることで、まちづくりに関するネットワークをつくり、地域活動に取り組む住民を支援し、地域活性化に寄与することを目的として活動しています。

世田谷の場合、何らかの活動をしている人は少なく、大半は忙しいサイレントマジョリティー（物言わぬ大衆）であるため、サイレントマジョリティーにどのように働きかけるかが難しいということで、そのためにも、区などの組織と一般区民をつなぐ中間支援組織が必要であるということでした。

また、活動に参加しやすくするためには、今やっている活動を充実させることや、活動している人を褒めること、あるいは活動の苦勞を共有できることも必要で、そのような活動がやりがいにつながればよいというご意見をいただきました。

意見の反映

- ・「第4章 取り組みの内容」において、基本方針-4の 4-1などに反映しました。

4. みどり施策のあゆみ

年度		区政 (主な出来事)	みどり	
西暦	元号			
1950	昭和 25			
1951	昭和 26			
1952	昭和 27			
1953	昭和 28			
1954	昭和 29			
1955	昭和 30			
1956	昭和 31	(都市公園法)		
1957	昭和 32			
1958	昭和 33			
1959	昭和 34			
1960	昭和 35			
1961	昭和 36			
1962	昭和 37			
1963	昭和 38			
1964	昭和 39	(東京オリンピック)		
1965	昭和 40			
1966	昭和 41			
1967	昭和 42			
1968	昭和 43			
1969	昭和 44			
1970	昭和 45	(大阪万国博)		
1971	昭和 46	世田谷区総合計画	● みどりの保存に関する条例制定 (民間のみどりの保存に関して 23 区ではじめての条例)	
1972	昭和 47			
1973	昭和 48	(都市緑地保全法)	● 緑の現況調査開始	
1974	昭和 49			
1975	昭和 50	区長公選	● 烏山寺町環境協定締結 ● 多摩川水系合同調査開始	
1976	昭和 51		● 緑化協定区域指定開始	
1977	昭和 52		● 自然環境の保護及び回復に関する条例制定 (総合的な自然環境保護行政の推進) ● 保存樹木・樹林地指定制度、開発緑化指導制度開始	
1978	昭和 53		● 神明の森みつ池を緑地保全地区、特別保護区に指定 ● みどりのモデル地区協定開始	
1979	昭和 54		■ みどりの課発足 ● フロック塀生垣化資源融資斡旋制度開始 ● 地域緑化地区指定開始	
1980	昭和 55			
1981	昭和 56		● 緑化相談所開設 (23 区初)	
1982	昭和 57			
1983	昭和 58		● みどりとみずの軸整備基本構想策定	
1984	昭和 59		● 自然環境保護計画策定 (区の自然環境のあるべき姿とその施策について体系的に打ち出した計画)	〈(一財)世田谷トラストまちづくり関連〉
1985	昭和 60		● 環境センサス (区民参加による植生・動物・昆虫調査ガイドブック出版 '85~'92 実施) ● 総合治水雨水対策事業技術指針策定	
1986	昭和 61		● 名木百選選定 ● 多摩川サミット開催	● 「せたがやみどりのトラスト研究会」設置
1987	昭和 62		● ナショナルトラスト全国大会を世田谷で開催 ● 開発緑化指導対象敷地面積を 250 m ² に変更 ● 谷戸川木炭浄化実験 ● 生垣助成制度開始	
1988	昭和 63		● 雨水浸透施設設置助成制度開始	● 「せたがやみどりのトラスト調査」の結果がまとまる

公園緑地	都市整備・まちづくり	農政・教育・その他
● 移管初の区立公園開園（小泉公園、駒留公園、駒繁公園、世田谷丸山公園、鶴ヶ久保公園、世田谷城址公園、赤松公園、世田谷新町公園、三島公園） ● 区内初の児童遊園開園（経堂児童遊園、砧児童遊園（現：砧六丁目公園））		
● 多摩川遊園開園（河川敷・親水公園の先鞭）		
● 区立公園条例制定		
● 都立駒沢オリンピック公園開園		
● 世田谷・羽根木・玉川野毛町公園が都から移管		
● 大蔵運動公園開園（初の区立運動公園）		
● こどものひろば公園設計に小学生の遊び場プランを募集		
● 世田谷公園改修基本構想を一般公募（全国では代々木公園に次いで 2 番目）		
● 玉川上水緑道化	● 開発許可制度施行	
● 区内初の風致公園開園（多摩川玉川公園、鷺草園）		
■ 公園課発足（他区に先駆けて発足。公園事業の主体的・計画的推進が始まる）		
		● 喜多見小学校で農業体験の場として労作園を実施
● '73～'75 年北沢川・烏山川・蛇崩川・呑川緑道化		
● 等々力渓谷公園開園（渓谷の風致を保全するための公園）		● 登録農地制度創設
● 多摩川河川緑地が都から移管		● 生産緑地地区の指定
● 地方自治法改正により、区独自の公園事業活性化		
● 公園管理協定制度開始		
● 上野毛自然公園開園（崖線の斜面林を活かした公園）	● 既存市街地再整備基本調査	
● 区内初の都市緑地開園（羽根木小緑地（現：羽根木緑地））	● 集合住宅等建設指導要綱（開発緑化指導）	
● 羽根木プレーパーク開設（地域住民による公園の運営で全国の注目をあびる）	■ 都市環境部発足	
	● （財）都市整備公社設立（23 区初。防災まちづくり事業に取り組む） ● 小規模宅地開発指導要綱（開発緑化指導） ● 都市美委員会発足	
● 世田谷公園ミニ SL 運行開始	● 街づくり条例制定（全国初。区民参加を盛り込む） ● 福祉のまちづくり施設整備要綱制定 ■ 都市デザイン室発足（全国初）	
● 桜丘五丁目区民公園開設（分区分のある公園）※平成 16 年 10 月廃止	■ 街づくり推進課発足	
● せたがや百景で公園関係 20 か所選定	● 街づくり推進地区指定開始	
	● せたがや百景賞選定（緑のある界隈多数受賞） ● せたがや百景選定（緑の風景が多く選定） ● ワンルームマンション等の建築に関する指導要綱（緑化指導） ● 桜丘区民センター周辺コミュニティ道路整備	
	● 都市整備方針策定（国分寺崖線の保全について記述）	
	● 生活道路整備計画策定	
● 兵庫島公園開園	● 用賀プロムナード竣工	
● 瀬田農業公園（通称フラワーランド）開設（花と緑と土に親しむことのできる公園として注目される）		
● トイレコンベ実施	● 魅力ある景観づくりに関する提言（景観条例提案） ● 多摩川沿い地域整備計画（緑化推進保全区域定める） ● 環七沿道整備計画策定	
● 次大夫堀公園完成（水路の復元と農村風景の再現 「手づくり郷土賞」受賞） ● ポケットパーク整備（パークショップによる手作り公園） ● 兵庫島河川公園完成（「水と緑のまちづくり計画」親水プロジェクト「手づくり郷土賞」受賞）	● まちづくりリレーイベント開始（環境とともに生きるまちづくりをテーマにまちづくり啓発事業展開進む）	● 深沢小学校で自然の教室を開設し、自然体験学習を開始

年度		区政 (主な出来事)	みどり	
西暦	元号			
1989	平成元		● 野川流域環境保全協議会設立	● せたがやトラスト協会が任意団体として発足 ● (財) せたがやトラスト協会設立 (区民、企業等の参加で環境等の保全推進、都市型トラスト運動のモデルとして注目)
1990	平成 2	(国際花と緑の博覧会)	● 花のあるまちづくり運動事業開始	● 「国分寺産線現況調査」実施
1991	平成 3	地域行政制度開始	■ みどりの課をみずとみどりの課に改組 ● 環境配慮指針策定	● 野鳥ボランティア活動開始 ● 緑化通信発行開始
1992	平成 4	(地球サミット)	● 湧水保全事業開始	● 「せたがやトラストウィーク」開催開始
1993	平成 5		● 世田谷緑化地区指定 (東京都)	● 植物ボランティア活動開始
1994	平成 6	基本構想	● 谷戸川浄化施設開設 ● 環境基本条例制定	
1995	平成 7	基本計画 (阪神・淡路大震災)	● 流域治水対策推進計画策定 ● 環境配慮制度開始	● 「世田谷のみどりの環境センサス (植物)」調査実施
1996	平成 8		● 環境基本計画策定 ● 市民緑地第 1 号契約	● 全国初の「緑地管理機構」として指定
1997	平成 9		● 環境行動指針策定	● フラワーランド、緑化相談所の運営が世田谷区から移管 ● せたがやあそびクラブ (ジュニア自然クラブ) とボランティアアローダー育成開始
1998	平成 10		● みどりの基本計画策定	● 市民緑地契約開始
1999	平成 11		■ みずとみどりの課が都市環境課となる ● 80 万緑化計画の推進	● 「トラストネットワーク」発行開始 ● 瀬田四丁目広場 (現: 瀬田四丁目旧小坂緑地)、深沢二丁目広場、猪股庭園の管理業務委託 ● なかんだの坂市民緑地ボランティア活動開始
2000	平成 12			● 近代建築保全ボランティア活動開始 ● 彩草会活動開始
2001	平成 13			● 国分寺産線の湧水地 11 か所の水生生物及び水質調査 ● 経堂五丁目特別保護区、猪股庭園でボランティア養成講座開始 (終了後ボランティア活動開始)
2002	平成 14			● 野川ボランティア養成講座開始 (終了後ボランティア活動開始) ● 竹山市民緑地ボランティア活動開始
2003	平成 15		● 屋上・壁面緑化助成制度開始 ● フェンス緑化助成制度開始 ● 緑化協定制度開始 ● 羽根木公園緑化相談所開所	● 成城みつ池、成城三丁目緑地、桜丘すみれば自然庭園の管理とボランティアのコーディネート業務受託
2004	平成 16	基本計画 (景観法)		● トラストボランティア全体連絡会開始 ● 「トラストフォーラム」開催開始 (平成 22 年度まで) ● エコガーデン講座開始 (終了後こもれびの庭市民緑地ボランティア活動開始)
2005	平成 17		● みどりの基本条例制定 ● 環境基本計画策定 ● 国分寺産線保全整備条例制定 ● 都市計画公園・緑地の整備方針策定	● 「小さな森」制度開始。小さな森ボランティア活動開始
2006	平成 18		■ みどりとみず政策担当部みどり政策課発足 ● 環境行動指針改定 ● せたがやガーデニングフェア開催開始	● 区民参加による「街の生きもの見つけ隊」プロジェクトの運営協力 ● 世田谷トラストまちづくり大学 [入門クラス] 開講 ■ せたがやトラスト協会、世田谷区都市整備公社が解散し、(一財) 世田谷トラストまちづくりを設立 ● まちの生きものしらべ開始 (平成 26 年度まで)、生きもの講演会開始 ● ビジターセンター (野川緑地広場内) を開設
2007	平成 19	区制 75 周年	● 花壇・雨水タンク助成制度開始 ● みどりとみずの基本計画・行動計画策定	● 世田谷トラストまちづくり大学 [専門講座] 開講
2008	平成 20	実施計画		
2009	平成 21		● 農地保全方針策定 ● みどりの基本条例改正	● 「生きものを楽しむガーデニング」の発行
2010	平成 22		● 緑化地域制度開始	
2011	平成 23		● シンボルツリーの植栽助成制度開始	● 「世田谷の近代建築 発見ガイド」の発行 ● 世田谷トラスト DAY 開催開始 (平成 27 年度まで)
2012	平成 24			● せたがやの自然みつけ (自然情報検索システム) 開始
2013	平成 25		● みどりの基本条例改正	● 3 軒からはじまるガーデニング支援制度の開始 ● いらか道市民緑地ボランティア活動開始
2014	平成 26		● 環境基本計画策定	● 成城みどりのエリアマネジメント (現: 成城みどりと歴史のプレイスメイキング) 開始
2015	平成 27		● まちの生きものしらべ開始	● 瀬田農業公園分園ワークショップ業務受託
2016	平成 28		● 生きものつながる世田谷プラン・行動計画策定 ● 世田谷区立公園等長寿命化改修計画策定	● 瀬田農業公園分園管理運営業務受託、農業体験講座開始 ● 世田谷トラまち DAY の開催
2017	平成 29		● 世田谷区みどりの基本計画・行動計画策定	● 成城みつ池緑地・旧山田邸の公開管理業務受託開始 ● 「成城みどりのスタイルブック」を法人格成城自治会と共同発行

公園緑地	都市整備・まちづくり	農政・教育・その他
● 水際の散歩道開設	● 住宅条例制定（全国初。大規模開発への住環境整備の協力要請を記述）	
● 世田谷区都市の公園設計競技実施	● 道路整備方針策定	
● 丸子川親水公園完成 ● ねこじゃらし公園ワークショップ（住民参加の公園づくり） ■ 総合支所土木課公園係発足、公園課を公園緑地課に改組	■ 街づくり推進課を総合支所街づくり課に改組 ● 住宅整備方針策定	
● 姉妹都市ウィーン市に世田谷公園を開設	● エコロジカルまちづくり塾開催（エコロジカルなまちづくりへの取り組み） ■ 都市整備公社内にまちづくりセンター発足（区民主体の街づくりを支援、水と緑に関連する団体も多い）	● 生産緑地地区指定（生産緑地法改正に基づき新たに指定） ● 都市農家育成制度実施
● 呑川親水公園完成 ● 都の清流復活事業により、等々力渓谷に仙川浄化施設から導水開始（崖線の買収による渓谷美の復活）	● やさしいまちづくりのための施設整備要綱制定	● 緑域環境維持農地制度開始
● 成城三丁目緑地開園	● 水・熱エネルギー有効活用型施設の整備基準策定	● 区民農園条例制定 ● 砧クラインガルテン開園
● 岡本静嘉堂緑地完成（崖線の買収による貴重なみどりの保全） ● 区立身近な広場条例制定 ● 公園等における「花による緑化推進」協定制度開始	● 福祉のいえ・まち推進条例制定（高齢化社会に向けた人にやさしい街づくりの推進） ● 新都市整備方針策定（緑と水の基本的整備方針を盛り込む）	
		● 土と農の交流園開園
● 北沢川緑道せせらぎの復活（ふれあいの水辺整備事業）（高度処理水の利用による生物にやさしいせせらぎの整備、「手づくり郷土賞」受賞） ● きたみふれあい広場開園（小田急線電車基地上部利用） ● ほかほか広場完成（玉川給水所上部利用）	● 環境共生住宅開設（ビオトープを取り入れたエコ住宅）	
	● 防災街づくり基本方針策定（水と緑の活用を記述） ● 風景づくり条例制定	
■ 公園緑地課を都市環境課公園緑地担当に改組		
● 松之本都市林完成	● 風致地区の規制緩和（許認可事務が都から区へ移管）	● 生産緑地地区の追加指定
● 災害用マンホールトイレ設置開始		● 明正小学校で総合的学習の時間で成城三丁目緑地を活用
● 公園緑地整備方針策定 ● 桜丘すみれば自然庭園完成		
● 三宿の森緑地開園		
● 目黒川緑道完成	● 都市整備方針見直し	● 小学校校庭芝生化第1号（烏山小）
■ みどりとみず政策担当部公園緑地課発足 ● 成城みつ池緑地開園	● 地域防災計画策定 ● 風景づくり計画策定	
	● 豪雨対策行動計画策定	
	● 風景づくり条例改正	
● 二子玉川公園開園	● 都市整備方針（都市整備の基本方針）策定 ● せたがや道づくりプラン策定	
	● 風景づくり計画改定 ● 都市整備方針（地域整備方針）策定 ● 豪雨対策行動計画（後期）策定	
	● 防災街づくり基本方針改定	
● 上用賀公園、喜多見農業公園開園		

5. 用語解説

【あ行】

ICT 技術	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。IT (Information Technology) の情報技術に加えて「コミュニケーション」(伝達性、通信性、交信性) が表現されている点に特徴があり、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれている。
雨水浸透・貯留施設	雨水を一時的に浸透または貯留する機能を有する施設。都市化によって低下した流域の雨水浸透・貯留機能を回復させる効果がある。浸透施設としては、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装など、貯留施設としては、地下貯留槽、雨水タンクなどがある。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等の主体的な取り組みのこと。
大蔵大根	「せたがやそだち」の地場野菜の一つ。昭和 49 年に誕生した青首大根の普及に伴い、大蔵大根は次第に姿を消していったが、区内の農産物を PR するためにも地元ゆかりの野菜である大蔵大根を見直そうと区内農家が平成 9 年から再び栽培を始めた。
屋上緑化	建築物の断熱性や景観の向上、生態系の創出などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

【か行】

階層性	本計画では、植物の集団が、高さの異なる多様な樹種で植栽されていることを指す。
外来種	もともとその地域にいなかった生きものが、人間の活動によって他の地域から入ってきたもののことを指す。中でも、地域の生態系に大きな影響を与え、地域の生物多様性を脅かす種を、外来生物法により特定外来生物として指定している。
寄附公園制度	公園用地や、樹木、ベンチ等の施設を企業や区民から寄付していただく際の基準や手続き等を定めた制度。
区民農園	区民が土に触れ、花や野菜づくりを楽しむ場として、世帯単位で利用するファミリー農園、区内の保育園、小中学校、福祉施設などが利用する「学童・ふれあい農園」を開設している。
グリーンインフラ	みどりが持つ様々な機能を目的に応じて活用し、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤のこと。公園緑地、住宅、道路、河川、農地などの様々なみどりが、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、風景づくり、防災・減災、雨水の貯留・浸透、水質浄化、地下水涵養などの機能を発揮する。
クールスポット	涼しく過ごせ、お休み処となるような場所を意味する。木陰をつくる中・高木を保全、植栽することで、快適に過ごせる場所を創出する。
景観重要樹木	良好な景観の形成に重要な樹木で、景観法に基づき指定する。
広域避難場所	大学敷地や都立公園など、火災の延焼などにより自宅、一時集合所が危険な状態になった時に避難する大規模な空地等のこと。
公園管理協定制	公園・緑道などの維持管理活動に意欲のある地域の団体と世田谷区が協定を結び、区と役割分担をしながら公園の維持管理を行うボランティア活動の制度。

公園率	区の面積に対する公園面積（都市公園、身近な広場（条例別表））が占める割合のこと。
国分寺崖線	立川市から大田区まで続く崖の連なりのこと。多摩川が 10 万年以上の歳月をかけて武蔵野台地を削り取ってできた段丘で、その周辺には樹林や湧水などが多く残り、生物にとっても重要な生息空間になっている。「みどりの生命線」ともいわれる。
国分寺崖線保全重点地区	みどりの基本条例に定めるみどりの重点地区で、国分寺崖線とその周辺地区のうち、積極的にみどりの保全と創出を図る必要がある地区。国分寺崖線保全重点地区では、他の地域よりも緑化の基準を強化し、みどりの量と質を高めたみどりの保全と創出に努める。国分寺崖線保全整備条例に定める「国分寺崖線保全整備地区」と同じ区域である。
国分寺崖線保全整備条例	豊かな自然環境が残された国分寺崖線の保全及び整備の推進を目的として、国分寺崖線とその周辺の良好な景観形成と住環境の整備を図るために建築に係わる制限などを定めている。
コミュニティガーデン	地域が主体となって企画・設置・運営等を行う「庭」のこと。

【さ行】

災害用マンホールトイレ	災害時に断水等で水洗トイレが使用不能となる場合に備えた下水道直結型の簡易トイレ。普段はマンホールのみで、災害時にはその上部に仮設トイレを設置して使用する。
在来種	もともとその地域で生息している生物種のこと。
3軒からはじまるガーデニング支援制度	道路に面した3軒以上の隣接する民有地で、自発的かつ持続的な花とみどりあふれるまちづくりの活動の創出をめざすとともに、みどりによる地域コミュニティづくりを支援する事業。（一財）世田谷トラストまちづくりが進める事業。
CSR	Corporate Social Responsibility の略で、社会的貢献や社会的責任などと訳され、企業が利益を追求するだけでなく、社会へ与える影響に対する責任を果たすことを示す。
自然面	樹木地、草地、屋上緑地、農地、裸地、水面など、建築物等の人工物に覆われていない土地のこと。
市民緑地	都市緑地法に基づき、都市に残された民有地のみどりを保全し、地域に憩いの場を提供することを目的として定められた制度。
植生	ある場所に生育している植物の集団のこと。
生産緑地 / 生産緑地地区	都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的として都市計画に位置付ける地域地区。
生物多様性	様々な場所で様々な生きものが互いに関わりを持って生きていること。生物多様性は、食料や水、安定した気候、心の安らぎなど、地球上のあらゆる生命を支えている。
せたがやそだち	区内産農産物のイメージアップとPRを図り、区内の農業と農地の保全について理解を深めてもらうため、区内で生産された野菜や果実、花などにロゴマーク「せたがやそだち」を表示している。
世田谷のトラスト運動	世田谷のトラスト運動は、単にみどりを守るというだけでなく、地域に誇りと愛着を持った人々が、ボランティアとして主体的に環境保全を進めている。（一財）世田谷トラストまちづくりは、みどりや水辺などの自然環境や、近代建築などの歴史

的文化遺産などを区民共有の宝物として、協力しながら守り育て、次世代に引き継いでいくことを目的とした“世田谷のトラスト運動”を進めている。

【た行】

多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な 河川風景を保全あるいは創出するために、河川の管理を行うこと。
地域風景資産	世田谷区風景づくり条例に基づき、身近にある守り、育みたい風景を区民参加で選定している。地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育んでいくことをめざしている。
小さな森制度	50 m以上の民有地の緑地を登録することにより、区民共有の財産である都市の貴重なみどりを保全する、(一財)世田谷トラストまちづくりの制度。区民にみどりを保全することの大切さを知ってもらうために公開日を設けている。
地区計画 /地区計画制度	都市計画法に基づく制度。比較的小さな範囲の地区を対象に、地区の方針と建築物の用途や形態などのルールや道路・公園などの配置を細かく定めることで、その地区にふさわしい良好な街づくりを進めることができる。
地区街づくり計画	世田谷区街づくり条例に基づいて、区民参加で策定する街づくり計画。地区の特徴に応じて、きめ細かい街づくりのルールを定めることができる。
地産地消	地元で生産した農産物を地元で消費すること。地域の食材、食文化、農業への理解促進や輸送費用の削減などが期待される。
宙水	ローム層中に水を通し難い層が介在する場合、水が地中で局所的に受け止められ、地下水が地表に近い位置に分布しているもの。世田谷では、区内の北東部の広い範囲に分布している。烏山弁天池は、宙水を水源としている。
特定生産緑地	生産緑地地区の指定から 30 年が経過する前に、所有者等の意向を基に、市区町村から指定された生産緑地のこと。指定期間は 10 年とし、10 年経過後は改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長ができる。
特別保護区	区内にある樹林地、水辺地および動物生息地と一体となったみどりのある土地で特別に保護する必要がある一定の緑地。みどりの基本条例に基づき区が指定し、建築行為など一定の行為を制限し、緑地の保全を図る制度。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき都市計画に位置付ける地域地区の一つで、都市の良好な緑地を永続的に保全し、将来に継承していくことを目的とし、建築や造成などの行為を規制（許可制）するとともに、土地所有者への税の優遇などを設けている。
都市公園	地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地のこと。
都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を進めることにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。みどりの基本計画のほか、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定や市民緑地の制度などが定められている。

【な行】

農地保全重点地区	世田谷区みどりの基本条例に定めるみどりの重点地区の一つ。農地保全のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる地区。世田谷区農地保全方針に基づき7地区を指定している。
農の風景育成地区	東京都が、都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために創設した「農の風景育成地区制度」による地区。区内では、喜多見4・5丁目が指定されている。

【は行】

Park-PFI 制度	都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法。平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。
バードバス	小鳥の水飲み場や水浴び場となる水盤のこと。
花による緑化推進制度	区民の緑を育て増やしていく気運を醸成するとともに、地域団体に公園等の花の育成管理を依頼し、みどり豊かな花のあるまちづくりを進めていく制度。
ヒートアイランド現象	都市域の気温が周辺部より高くなる現象。冷暖房や排気ガスなど人工熱の放出と、気温の上昇を抑える緑地の減少などが原因。等温線が島の等高線に似るところから、熱の島といわれる。
ビオトープ	「生きものの生息空間」を意味し、草地、川、池など、大小問わず生きものが生息・生育できる条件を備えた場所はすべてビオトープである。
フィトンチッド	一般に、リフレッシュ効果などの森林浴効果をもたらす森林のかおりをいう。主に樹木が発散する揮発性物質で、本来は樹木が自分自身を守るために発散するものであるが、リフレッシュ、消臭・脱臭、抗菌・防虫など人体や暮らしに有益な効用が知られている。
風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められる制度。建築物の建ぺい率、高さの最高限度、壁面の位置が制限される。区内では国分寺崖線を中心とした地域に、多摩川風致地区が指定されている。
プレーパーク	「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、子どもの自由な遊びをめざして、区と住民が共につくっている遊び場。禁止事項をなるべくなくし、子どもが自然の中で、自由にのびのび遊べる環境をつくっている。区内には羽根木公園、世田谷公園、駒沢緑泉公園、北烏山もぐら公園にある。
壁面緑化	建築物の壁面を植物で緑化すること。景観の向上、ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着等の効果がある。
防災都市づくり推進計画	大地震が発生した場合にも被害を最小化する地震に強い防災都市づくりを進めるために東京都が定める計画。震災時の大きな被害が想定される地域を整備地域に指定している。このうち、基盤整備型事業等を重点化して展開し、早期に防災性の向上を図ることにより波及効果が期待できる地域を重点整備地域とし

	て指定している。区内では世田谷区役所周辺・三宿・太子堂地域と北沢地域が整備地域に指定されており、そのうち世田谷区役所周辺・三宿・太子堂地区が重点整備地域に指定されている。
保存樹木・ 保存樹林地制度	区内の民有地にある、長い年月を経て大きくなった樹木やまとまった樹林を条例により指定し、保全を図る制度。指定により維持管理の一部を区が支援している。

【ま行】

水循環	雨が降り、浸透して土壌水分や地下水となり、湧水や川となって海に注ぎ、蒸発して再び雨になる自然の水の循環のこと。
水と緑の風景軸	世田谷区風景づくり条例に基づく風景づくり重点区域の名称。国分寺崖線とその周辺に指定されている。
水辺の楽校（がっこう）	水辺をフィールドに、子どもたちが川に親しむ自然体験活動を推進しようというもので、国土交通省が全国各地で進めている。区内では、「せたがや水辺の楽校」として、地元の活動団体や小中学校、多摩川漁業協同組合、国土交通省京浜河川事務所、区教育委員会などが「せたがや水辺の楽校運営協議会」を構成し、協力して実施している。
身近な広場 （条例・規則）	都市公園を補完し、都市公園に準じて世田谷区が設置及び管理する広場のこと。
みどりと花いっぱい 協定	区民が暮らしの中でみどりや花を育て楽しむことで、自然や身近な環境に興味を持ってもらうことを目的とした協定。
みどりの基本条例	みどり豊かな世田谷の実現のため、特別保護区や保存樹木、雨水浸透、緑化基準など、みどりの保全と創出に関して定めた条例。
みどりの計画書制度	みどりの基本条例に基づき、敷地又は区域の面積が原則 150 m ² 以上の建築物の建築、開発等を行う際の緑化基準を定め、計画書の届出を求める制度。
みどりの推進員	「みどりを守り・育て・手入れ」の活動をしている団体を対象として、区の施策のPRや区への情報提供などの役割を果たすことに同意する者を「みどりの推進員」として区長が認定する制度。
緑の政策大綱	旧建設省が平成 6 年に、生活者重視の視点に立ち、緑の保全、創出、活用にかかる諸施策の基本方向と基本目標を明確にし、施策の総合的展開を図ることを目的として制定した大綱。
みどりのフィールド ミュージアム	地域全体（フィールド）をひとつの博物館（ミュージアム）として捉え、学習・体験の場とする考え方。世田谷の自然や生きものについての知識が得られ、自然への関心が深められるよう、成城学園前駅周辺地区、喜多見 4・5 丁目農の風景育成地区、二子玉川公園周辺地区で、案内板やマップを整備している。
みどり率	緑が地表を被う部分（樹木地、草地、農地、屋上緑地）に水面と公園内の緑に被われていない部分を加えた面積が地域全体に占める割合。
民設公園	都市計画公園・緑地について、従来の公共整備に加え、新たに民間の活力を導入することにより、早期に公園的空間を整備し公開する東京都の制度。

【や行】

湧水保全重点地区	みどりの基本条例に定めるみどりの重点地区で、湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要がある地区。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、あらかじめできるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方。

【ら行】

立体都市公園	公園整備の必要性とともに、公園以外の土地利用の必要性も高い市街地中心部等で、都市公園の区域を建築物の上部や地下等の立体的な空間とすることができる、都市公園法による制度。
緑化地域 /緑化地域制度	都市緑地法に基づき、みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。
緑地協定	都市緑地法に基づき、土地所有者等が生垣の設置など自らの土地の緑化や緑地の保全の取り組みを、法的な根拠をもつ地域のルールとして位置付ける制度。
緑地地域	戦災都市の復興計画を目標とした特別都市計画法に基づき、昭和 23 年に東京区部の周辺部に指定された地域。郊外部に自然環境と生産農地の保全を目的とした地域を確保するとともに、区部における市街地が際限なく連担して膨張することを防止しようとしたもの。昭和 44 年に全域が指定解除され、同時に土地区画整理事業を施行すべき区域として都市計画決定された。
緑地保全・緑化推進 法人（みどり法人）	都市緑地法に基づき、地方公共団体以外の NPO 法人やまちづくり会社などの団体が緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができる。区内では、（一財）世田谷トラストまちづくりが指定されている。
緑被率	緑が地表を被う部分（樹木、草地、農地、屋上緑地）の面積が地域全体に占める割合。
レインガーデン	降雨時に雨水を一時的に駐留し、時間をかけて地下に浸透させる透水型の窪地や植栽帯。

世田谷区みどりの基本計画

2018（平成 30）年 4 月発行 （広報印刷物登録番号 No.1608）

編集・発行：世田谷区 みどり 33 推進担当部 みどり政策課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

電話：03-5432-2281 FAX：03-5432-3083

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>

